

熊谷市史料集3

元素楼養蚕関係文書

「御沙汰御廻状留」

「養蚕得失論」

ほか

熊谷市教育委員会

熊谷市史料集3

元素楼養蚕関係文書

「御沙汰御廻状留」「養蚕得失論」

ほか

熊谷市教育委員会



1-2 岩鼻御役所御達書



1-1 「御沙汰御廻状留」 表紙・裏表紙



2-1 養蚕得失論 表紙



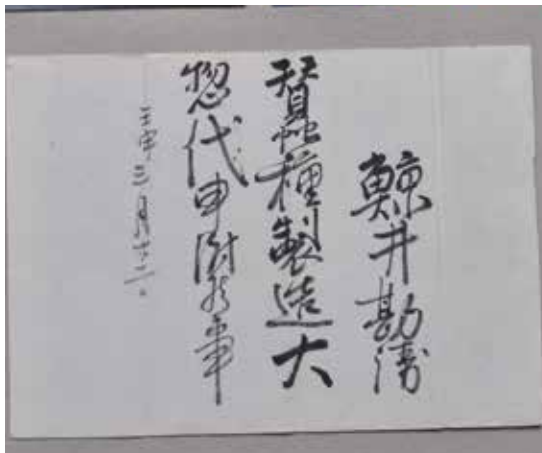
1-3 養蚕勸業世話役撰挙役入願



3 「養蚕大得書」 二丁目



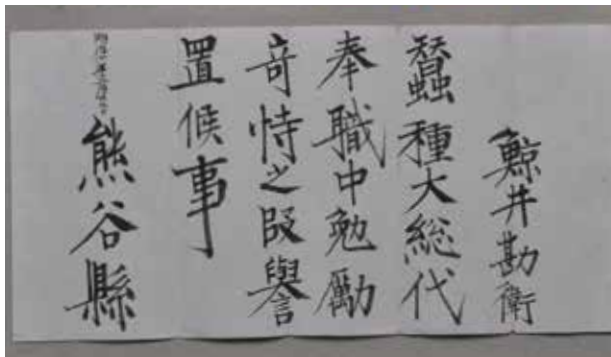
2-2 「養蚕得失論」 二丁目



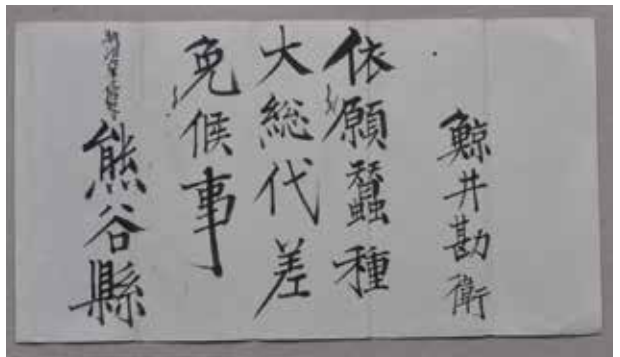
5 蠶種製造大惣代申附状



4 養蚕建白下案 二丁目



7 蚕種大總代奇特状



6 蚕種大總代差免状



8 鯨井勘衛經歷書下書

熊谷市史料集3

元素楼養蚕関係文書

「御沙汰御廻状留」 「養蚕得失論」 ほか

熊谷市教育委員会

発刊にあたって

熊谷市教育委員会教育長 野原 晃

本市では、市史編さん事業を進めるにあたり、歴史資料の調査研究、保存事業を最も重要な分野の一つとして位置付け、鋭意、古文書調査を実施しているところです。市内には、いまだ調査・整理をされていない古文書も多いと思われませんが、多くの方々から情報をお寄せいただくなど御協力いただいております、少しずつではありますが、調査・整理の成果を上げております。

さて、この古文書調査の一環として、本市では平成一九年度から、市民サークルくまがや古文書学習・研究会の皆様にご協力をお願いして、古文書の筆耕やデータ入力を行ってまいりました。

今般、その成果として、『熊谷市史料集2』に引き続き、元素楼養蚕関係文書「御沙汰御廻状留」「養蚕得失論」ほかを取り上げ、『熊谷市史料集3』として刊行することといたしました。

元素楼養蚕関係文書は、江戸時代に玉井村の名主を勤めた鯨井勘衛家に伝わった文書群です。元素楼とは、明治二年（一八六八）に鯨井勘衛が玉井村に建てた養蚕の清涼育施設の名称であります。鯨井勘衛は入間県の蚕種大惣代を務めて、熊谷地域のみならず近隣地域の養蚕に貢献したことも広く知られております。『熊谷市史料集2』に引き続き、本書に掲載した古文書からも、その一端をうかがい知ることが出来ることでしょうか。

本書を郷土熊谷に関わる歴史資料として御活用いただくとともに、偉大な先人である鯨井勘衛の足跡を辿っていただければ幸いです。

結びに『熊谷市史料集3』の刊行にあたり、御協力・御尽力をいただきました関係者各位に深く感謝を申し上げます。

凡例

- 一、本書は、武蔵国幡羅郡玉井村（現熊谷市玉井）の名主を勤めた鯨井勘衛家の文書群（熊谷市立熊谷図書館寄託）の中から養蚕に関係した史料の翻刻をし、はじめに「御沙汰御廻状留」「養蚕得失論」を掲載し、後は編年順とした。
- 一、収録した史料の理解を深めるため、はじめに解説を付した。
- 一、「御沙汰御廻状留」の内容細目を作成し、巻末に収録した。
- 一、史料の収録にあたっては、原本の忠実な活字化を原則としたが、通読の便を考え、下記のように処理した。
- 1 漢字は原則として常用漢字を用いた。人名や常用漢字のないものは原本のままとした。
- 2 史料を読みやすくするために、読点「、」や並列点「・」を付した。清濁・ふり仮名については原本のままとした。闕字以外での文中の空白は適宜読点「、」を付した。平出以外の改行は、一部そのままとした。
- 3 誤字や意味の不明な時は、史料本文の右脇に、（ママ）、脱字は（脱）、衍字は（衍）、疑問が残る場合は（カ）などと注記した。当時通例の宛字、字（時）、丁（町）、性（姓）、直（値）、倚（寄）、埼玉（埼玉）等はそのまま表記した。
- 4 変体仮名は、原則として現行の字体に改めた。ただし、者（は）・江（え）・与（と）・而（て）・茂（も）・而已（のみ）は右脇上に小さく寄せて、そのまま表記した。
- 5 合字は、平仮名・片仮名に直したが、例外的に「ふ（より）」はそのまま表記した。
- 6 踊り字は、漢字を「々」、仮名を「ゝ」、片仮名を「ゝ」にて表し、「く」も使用した。
- 7 敬意を示す闕字は一字あけ、平出は二字あけ、抬頭は改行して本文より一字上げとした。
- 8 虫損・汚損などにより判読できない文字は、字数のわかるものを□□で示し、字数のわからないものを「」で示した。
- 9 削除・訂正箇所は、原文の左脇に見せ消し「」を付し、訂正文を右脇に記した。
- 10 異筆・加筆は、該当する文章・語句を「」で括って示し、右脇に（加筆）などと注記した。行間の加筆は、原則として本文に挿入した。
- 11 表紙・裏表紙・中扉・包紙・封紙などは、「」で括って右脇に（表紙）などと注記した。

12 貼紙・付札・題箋、朱書、挿入紙などは、「」で示し、右脇に（朱書）（青書）などと注記した。剥離した貼紙は、内容・月日などから判断して適当な箇所に入れた。

13 印判は、その形状に合わせて㊦・㊧などとその形がわかるようにし、写で「印」「花押」などと記されたものはその文字をそのまま記した。

一、史料のなかには、一部差別的な用語が含まれるが、歴史的用語としてそのまま用いた。これは、歴史的事実を正しく認識し、非人道的差別の解消に資するためである。

一、文書の筆耕・入力は、くまがや古文書学習・研究会の金子幸生・白澤加代子・中沢友子・松澤努が行い、解説は齋藤邦明（熊谷市史近代専門部会特別調査員）が執筆し、校正は老川慶喜・重田正夫（ともに熊谷市史近代専門部会専門調査員）・岡田辰男（くまがや古文書学習・研究会）・滝沢きよ子（市史編さん室臨時職員）が担当して、編集は水品洋介（市史編さん室嘱託職員）が担当した。

目次

発刊にあたって

凡例

目次

口絵解説

解説

史料

一	明治三年（一八七〇）御沙汰御廻状留	9
二	（明治）蚕業得失論	67
三	慶応二年（一八六六）養蚕大得書	80
四	明治四年（一八七二）西洋生繭政府上覧懇願書	85
五	明治四年（一八七二）養蚕建白下案	86
六	明治五年（一八七二）三月二二日 蚕種製造大惣代申附状	88
七	明治五年（一八七二）四月二二日 蚕種精製良糸蕃殖二付懇願書	88
八	明治五年（一八七二）六月 西洋原繭献上二付上申	89
九	明治五年（一八七二）九月 出庁之節一三等之取扱等申附状	89

一〇	明治五年（一八七二）	九月四日	協議所取設ニ付議者申附状	90
一一	明治五年（一八七二）	一月三日	蚕種原紙漉立規則案協議いたし度ニ付連印帳	90
一二	明治五年（一八七二）	一月五日	蚕種原紙漉立規則ニ付上申書	91
一三	明治六年（一八七三）	三月	大惣代約盟書	91
一四	明治六年（一八七三）	三月	養蚕勸業書	95
一五	明治六年（一八七三）	三月	蚕種弁稿	97
一六	明治六年（一八七三）	四月	新規養蚕営業等御規則	98
一七	明治六年（一八七三）	四月	大惣代之儀蚕種大惣代と呼称ニ付達・養蚕場之儀組合ヲ設区分いたしニ付達	99
一八	明治六年（一八七三）	四月	惣組申合規定	101
一九	明治六年（一八七三）	二月二九日	蚕種大惣代差免状	105
二〇	明治六年（一八七三）	二月二九日	蚕種大惣代奉職中奇特状	105
二一	明治七年（一八七四）		鯨井勘衛経歴書下書	105
二二	（明治）		養ひ草	106
	熊谷市史編さん関係者一覽			111
	内容細目			(1)

口絵解説

1-1 「御沙汰御廻状留」 表紙・裏表紙 縦帳。表紙に「御沙汰御廻状留」と墨書があるのみで、著者名などは裏表紙にもない。表紙・裏表紙ともカバー部分に保存用の洪紙を使用しており、本紙とは違う料紙を用いているのが特徴である。

1-2 岩鼻県御役所御達書 (本書九頁)。明治二年(一八六九)四月二五日に岩鼻県より武州妻沼村、下奈良村(共に現熊谷市)、深谷宿(現深谷市)、本庄宿(現本庄市)、上州新町宿(現群馬県高崎市)の役人に宛てた達書である。内容は、養蚕家業の論告であり、役人より小前までに「能々申論」とあり、県より村々へ養蚕手法を周知させる意図があり、明治三年八月の論告に繋がっていくと思われる(本書一一頁。鈴木芳行『蚕にみる明治維新』、六八頁参照)。

1-3 養蚕勸業世話役撰挙役入願 (本書一三頁)。蚕種製造人世話役の人撰について妻沼村など計一五名(口絵写真は冒頭の

六名のみ)で入札して、世話役を勘衛と妻沼村小池五十郎に取り極めて岩鼻県に願い上げている。鈴木芳行前掲書(七〇頁参照)にも世話役に関する記述がある。五十郎は勘衛と共に、世話役として活躍しており、関係文書も散見する(『熊谷市史研究』第七号、二〇一五年、熊谷市教育委員会、寄贈文書・資料の紹介「Ⅱ妻沼小池家文書」(一五四〜一七二頁)参照)。

2-1 「養蚕得失論」 表紙 縦帳。表紙に「養蚕得失論」と墨書があるのみで、著者名などは裏表紙にも見当たらない。表紙部分も本紙と同様の紙質で、特別な装丁は感じられない。

2-2 「養蚕得失論」二丁目(本書六七頁) 勘衛によると日本の立場はすでにプロイセン、イタリアに並ぶ大国としての地位にあり、蚕糸で立国すれば「地球内最富国強国ト号称」しイギリス、フランスなどの上にくいくという、蚕糸の重要性を謳った思想が読みとれる(解説六頁)。

3 「養蚕大得書」二丁目(本書八〇頁) 関連資料として、『蚕養草』(埼玉県立熊谷図書館蔵)がある。『蚕養草』は一五丁で装丁されており、刊記には、「歳次戊辰仲秋 武蔵玉井之桑者

鯨井熙謨稿」とある。戊辰は明治元年のことで、「養蚕大得書」と条文、文面がほぼ同一であることから、「養蚕大得書」は『蚕養草』の草稿であると推察される。口絵写真は第一条の部分で、貼紙で訂正箇所が示されている。

4. 養蚕建白下案（本書八六頁） 明治四年に勘衛が作成した下案。口絵写真は二丁目部分で訂正箇所が散見する。「皇国養蚕者天度寒暖空气清新相応」とあり、日本各地の養蚕状況を説明した上で粗製濫造によって品位低落した武州養蚕の立て直し策を記した草稿と思われる。岩鼻県へ提出することを想定して作成したものと思われるが、「御沙汰御廻状留」に符合する記述は見られない（解説二頁）。

5. 蚕種製造大惣代申附状（本書八八頁） 明治五年三月二日付。勘衛が入間県より正式に蚕種製造大惣代に任命された申附状であり、貴重である。

6. 蚕種大総代差免状（本書一〇五頁） 明治六年一二月二九日付。熊谷県より勘衛へ発給された差免状である。勘衛の大惣代就任期間は、一年九ヶ月余であった。

7. 蚕種大総代奇特状（本書一〇五頁） 差免状と同一日付で熊谷県より出されたもので、勘衛の大惣代在任中の功労を称えて発給された。

8. 鯨井勘衛経歴書下書（本書一〇五頁） 作成者は不明だが玉井村戸長役場より履歴書取調の依頼があり、当時の鯨井家で作成した下書かと思われる。他に、勘衛の経歴に関する史料として、埼玉県行政文書明一五二九・二三「蚕業功労者調ノ件」があり、明治一八年一月高柳村連合戸長役場（玉井村含む）連合戸長が勘衛の履歴書を埼玉県に提出している。その際、参考資料として、明治六年に勘衛が蚕種大惣交代を申出た史料を添付している。これらと本下書は内容的には符合する点も多い。

9. 養蚕手びき草 口絵のみ収録（元素楼養蚕関係文書一五市史編さん室作成目録）。縦三六・四cm×横五〇・八cm。明治五年発行。製作者、作成月日は欠損のため不明。多色刷。本文と図解があり、図は蚕卵紙縮図、桑葉作業に関する各図、桑園の図、桑葉の図からなる。本紙には包紙が付されており、折りたたんで包紙に収納して、携帯しやすい仕立てになっていて、いつで

も見られるように工夫がなされている。

10. 全国大惣代人名・世話役数・製造人数・国用枚数・海外輸出枚数・凡積惣計一覧表　口絵のみ収録（元素楼養蚕関係文書一八〈市史編さん室作成目録〉）。縦三三・六cm×横四八・七cm。明治五年と推定。三府三八県の各種一覧表。入間県の項をみると、世話役二二人（五位）、製造人二、一七二人（二位）、御国用五四、二九八枚（三位）海外輸出二七一、二九六枚（二位）、凡積惣計三二〇、五九四枚（二位）である。勘衛が大惣代を務めた入間県は、全国屈指の養蚕県であったことがわかる。

解説

はじめに

本書は、『熊谷市史料集 三』として、『熊谷市史料集 二』(以下、『史料集二』と略記)に引き続いて玉井の元素楼養蚕関係(鯨井勘衛家)文書の中から、養蚕に関わる史料群を翻刻し、刊行するものである。

今回翻刻する史料を鯨井勘衛の蚕種大惣代(明治五(一八七二)年三月、就任)と関わらせて分類すると、「一 蚕種大惣代任命以前(史料一、四、五)」、「二 蚕種大惣代在任中(史料六(一八)、「三 蚕種大惣代辞職(史料一九、二〇、二一)」、「四 鯨井勘衛関連(史料二、三)」の四つに大別することができる。そして、主として二および三に分類される史料は、『史料集二』で翻刻した「御用簿」「公用記」を補完する性格を有するといえる。鯨井勘衛および元素楼について、詳しくは『史料集二』の解説を参照されたいが、本史料集の「史料二一 鯨井勘衛経歴書下書」からも、勘衛の略歴を知ることができる。この史料は、『史料集二』

の解説でも参照したものが、それ以前にも勘衛について書かれた『熊谷人物事典』や『埼玉人物小事典』などの典拠となった史料(ないし、その原文)だと思われる。なお、史料二一は、勘衛没後、その功績を顕彰するために勘衛の経歴を鯨井家に報告させたものであると考えられる。これに関連して、のちに勘衛の子孫・鯨井修三が行啓記念碑の建設(昭和一一(一九三六)年)を記念し刊行した書籍のなかで、「没後一年を経、東京爾糸共進会開会の際、枯骨に対し、農商務卿は金員を送って其業績を追賞す」とあり、明治一八(一八八五)年に西郷従道によって顕彰されたことが記されてある(鯨井修三『記念誌 玉井に残る御車の跡』、一七一―一八頁)。なお、この顕彰に際して用いられた史料として、埼玉県行政文書「養蚕功労者調の件」があり、史料二一と内容的に符号する点が多い(口絵解説八参照)。このように史料二一は、勘衛の功績を後世に伝える史料として度々供覧されてきたといえる。

それでは上記の四区分にしたがって、本史料集所収の史料について解説していこう。なお、解説において史料に言及する場合は、逐一史料名をあげる煩瑣を避けるため、史料番号で言及することを予めお断りしておく。

一 蚕種大惣代任命以前

「史料一 御沙汰御廻状留」

〔縦二四・七cm×横一七・四cm〕

「史料四 西洋生繭政府上覧懇願書」

〔縦二五・三cm×横一七・〇cm〕

「史料五 養蚕建白下案」

〔縦二四・六cm×横一六・八cm〕

これらの史料は、勘衛が玉井村の名主であった明治二（一八六九）、三年から、明治四年二月に岩鼻県の養蚕世話役に任命され、明治五年三月、入間県の蚕種大惣代に就くまでの期間に關するものである。『史料集二』で翻刻した「御用簿」は明治五年五月から書き出されたものであるが、勘衛は明治五年三月から五月までの間、大蔵省で開かれた大惣代会議に出席している。したがって、大惣代会議の時期を除けば、史料一から「御用簿」、「公用記」までを通してみることで、勘衛の蚕種大惣代就任以前から辞職までの全容を把握することができる。また、史料一は岩鼻県の行政実態を示す史料としての価値もあるだろう（口絵写真一一二）。

明治四年五月に岩鼻県からの養蚕勸業世話役選出の布告を受け

て、勘衛は妻沼村小池五十郎と共に養蚕勸業世話役に選出される（本書、一三一―一七頁。口絵一一三）。世話役の主な役目は、製造人と製造鑑札の照合の徹底と、蚕種製造数量の把握にあった（本書、一七一―一九頁）。史料一の前半部分は、世話役と村々の物代で蚕種製造取締に關わる取極めを決定し、岩鼻県へ報告している。そして、それらを取りまとめた「規定之事」に従い（本書、三〇―三二頁）、史料一の後半部分は主に製造鑑札の確認記録となっている。史料一の最後は、明治五年三月一八日に大蔵省からの「蚕種製造人大惣代申付」を受け、勘衛らが蚕種大惣代選挙についての集会を本庄宿（現本庄市）で開いたという記述で閉じている（本書、六五頁）。

なお、史料一の記述は概ね時間に沿って記録されているが、本書一一頁の「壬申（明治五年）三月十二日」に關する挿入紙の箇所は、本書六一頁の「当月十三日 御県庁へ御差紙到来」にあたるものと思われることから、本来はこの前後に位置すると考えられる。

史料四は、史料一の未五月一四日の記事に、「西洋機械江作上之儘」（本書、二三三頁）という記述がみられることから、同記事内に書かれている「東京 御出張所御宛」に「御用状」として提出されたものと推定される。

史料五は、史料一のなかに符合する記事が見出せないが、粗製濫造によって品位が低落した武州養蚕の立て直しを建白する内容となっていることから、岩鼻県への提出を想定して、勘衛が認められたものだと思われる（口絵写真四）。

二 蚕種大惣代在任中

〔史料六 蚕種製造大惣代申附状〕

〔縦一九・〇cm×横二六・五cm〕

〔史料七 蚕種精製良糸蕃殖ニ付懇願書〕

〔縦二四・二cm×横一六・三cm〕

〔史料八 西洋原繭献上ニ付上申〕

〔縦二五・三cm×横一七・〇cm〕

〔史料九 出庁之節一三等之取扱等申附状〕

〔縦一九・〇cm×横二六・一cm〕

〔史料一〇 協議所取設ニ付議者申附状〕

〔縦一九・〇cm×横三三・六cm〕

〔史料一一 蚕種原紙漉立規則案協議いたし度ニ付連印帳〕

〔縦二五・〇cm×横一七・一cm〕

〔史料一二 蚕種原紙漉立規則ニ付上申書〕

〔縦二五・三cm×横一七・三cm〕

〔史料一三 大惣代約盟書〕

〔縦二四・三cm×横一六・二cm〕

〔史料一四 養蚕勸業書〕

〔縦二四・八cm×横一六・八cm〕

〔史料一五 蚕種弁稿〕

〔縦二四・三cm×横一六・五cm〕

〔史料一六 新規養蚕營業等御規則〕

〔縦二四・四cm×横一六・四cm〕

〔史料一七 大惣代之儀蚕種大惣代と呼称ニ付達・養蚕場之儀組合ヲ設区分いたしニ付達〕

〔縦二七・九cm×横二〇・〇cm〕

〔史料一八 惣組申合規定〕

〔縦二四・四cm×横一六・五cm〕

これらの史料は、勘衛が蚕種大惣代在任中のものであり、勘衛らを中心として、蚕種規制が整えられていく過程をみることで、とりわけ、史料八以降の史料については、「御用簿」や「公用記」で内容の特定が困難であった申附状や願書を翻刻している。すなわち、「御用簿」「公用記」と本史料集とを併せてみていくこ

とで、蚕種大惣代としての勘衛の取り組みを詳細に跡づけていくことが可能となる。

史料六・史料七は、史料一から「御用簿」の間、すなわち明治五年の蚕種大惣代会議開催中の史料である。史料六からは勘衛が三月二日、蚕種大惣代に任命されたこと（口絵写真五）、史料七からは蚕種大惣代会議において大惣代連名によって大蔵省租税寮に対し、開港場における売込商人に対する規制を要求していることがわかる。

すでに触れたように、史料八以降は、「御用簿」「公用記」の時期と重なる。そこで、「御用簿」「公用記」の記録と対照させながら、史料の位置づけを確認していこう。史料八は「御用簿」明治五年六月十日（『史料集二』、一七頁）に「猷繭上書共御一覽之上、勸農寮江差出候」という記述と符合することから、この時、勸農寮へ提出した史料（の複写）であると思われる。

史料九・史料一〇は、入間県に設置された「協議所」に関わるもので、協議所の設立経緯とその目的に関しては、「御用簿」明治五年九月上旬に記されているが（『史料集二』、四一～四四頁）、本史料では入間県から勘衛に対して発給されたことが確認できるという点で貴重である。

史料一一・史料一二・史料一三は、「蚕種原紙漉立規則」^{すまて}に関

するものである。「蚕種原紙漉立規則」については、鈴木芳行氏が「蚕種原紙は大蔵省が漉立て、（中略）原紙の買い付けは大惣代が執り行う。これにより大蔵省は原種生産に絶対的に必要な原紙を調整することで、蚕種の生産を規制する手段」としている（鈴木芳行『蚕にみる明治維新』、九六頁）。史料一一～一三からは、この申し合わせを行った各県の大惣代や、大惣代から大蔵省租税寮に対して上申した内容を、詳細に把握することができる。

史料一四・史料一五は、明治六年、勘衛が租税寮に出頭している際に提出したもので、「公用記」には三月二七日に「蚕種弁書上」とあり、史料一五と一致する（『史料集二』、七四頁）。また史料一五については、先述の鈴木氏の著書のなかで、当時問題とされた粗悪な蚕種製品について、大蔵省が鯨井に回答させたものとある（鈴木、前掲書、一〇六頁）。史料一四については管見の限り、「公用記」に記録が見られないが、史料一四の末尾に「租税御寮」とあることから、史料一五と合わせて提出したものと推察される。史料一四と史料一五を合わせてみると、史料一四では「速ニ蚕業を開く」（本書、九六頁）ことを説く「企業家」としての鯨井と、史料一五では粗悪な蚕種の摘発を行い、蚕種規制を担う公職者（蚕種大惣代）としての鯨井、の両面を看取することができよう。

史料一六は、「公用記」の三月下旬に「新規製造海外輸出願不

都合」あるいは「海外輸出不相成」という記述が散見されることと、三月三〇日に「御規則書御下」とあり、翌日の三一日に「右御規則返上出頭」に続いて「新規製造云々伺」とあることから、この時に提出されたものであると推定できる（『史料集二』、七四～七五頁）

史料一七の、「蚕種大惣代」の呼称に関する部分については、「公用記」においても四月三日に全く同一の記述が見られる。他方で、養蚕場を区分して組合を設立することについては、「公用記」では四月四日に「組番号書上」とあるのみで、具体的な内容は不明となっている。そして、四月八日の記事に唐突に「荒川組」という文字が出てくるという状況となっており（『史料集二』、七五～七六頁）、本史料が残存していることで初めて把握できる事実であるといえよう。

史料一八は、史料一七で設定された組合とその組の世話役人たちの申し合わせを記したものであり、「公用記」の四月四日、「約盟書御下」にあたるものだと考えられる（『史料集二』、七六頁）。

三 蚕種大惣代辞職

「史料一九 蚕種大惣代差免状」

〔縦一九・〇cm×横三五・三cm〕

「史料二〇 蚕種大惣代職中奇特状」

〔縦一九・〇cm×横三七・八cm〕

「史料二一 鯨井勘衛経歴書下書」

〔縦二四・六cm×横一六・七cm〕

これらの史料は、勘衛が熊谷県より蚕種大惣代を任免された時の史料である（口絵写真六、七、八）。すでに『史料集二』の解説で触れたが、勘衛が病気により蚕種大惣代の辞職を申し出るのは、明治六年九月であった（『史料集二』、口絵十六、四頁、一一三～一一四頁）。辞職を申し出たのち、勘衛は療養を取りながら、辛くも一二月末まで大惣代としての職を全うしている様子が見て取れる。勘衛は蚕種大惣代を辞して半年後の、翌明治七（一八七四）年六月二七日に死去した。

四 鯨井勘衛関連

「史料二 蚕業得失論」

〔縦二四・五cm×横一七・三cm〕

「史料三 養蚕大得書」

〔縦二五・〇cm×横一七・四cm〕

「史料二二 養ひ草」

〔縦二五・一cm×横一七・三cm〕

史料二一にあるように、勘衛は蚕種大惣代を務める遙か以前より養蚕業に従事していた。勘衛が建設した元素楼は清涼育を導入した蚕飼育施設で、勘衛は埼玉における養蚕業を創始した（『史料集二』の解説参照）だけでなく、養蚕業の飼育方法等にも革新をもたらした。勘衛は「養蚕と換気の関係を力説」していたことから、「空気先生」とも呼ばれていた（東京日日新聞埼玉版（二）、一九三二年一月二二日四面）。他方で、元素楼は養蚕技術の伝習所でもあった。このように勘衛は、養蚕業の「創始」のみならず、「拡大」や「維持」にも注力した、「企業家」であったといえよう。

史料二は、勘衛の思想に最も接近できる史料である。この史料が執筆された年次は定かではないが、幕末開港直後の日本の財政状況の説明から始まり、日本は既に「普魯西・以太利ト大抵匹敵」（プロイセンとイタリアと並ぶ）する「大国」としての地位にあり、「米納ヲ変革シ、蚕糸」による立国をすれば、「地球内最富国強国ト号称スル英仏魯米等ノ上ニ出ル」ことを論じている（口絵写真二一―二）。勘衛が玉井の名主から蚕種大惣代へと任命された

背景には、渋沢・尾高らとの人的ネットワークのみならず（「解説」『史料集二』の解説参照）、勘衛が有していた確固とした政治・経済思想があり、それが支持されたからであろう。

史料三、史料二二は勘衛の「養蚕教師」としての側面を示す史料である。史料三は蚕卵の選別から給桑するまでの手順を一五の項目に分けて簡明に説明している。史料二二は蚕飼育と桑葉に関わるものだが、こちらは史料三よりも平易な文体でカナ表記されていることから、養蚕農家たちに向けて書いたものと思われる。

史料三・史料二二に示される、確かな養蚕技能に裏打ちされた勘衛であるからこそ、史料二のような壮大な政治・経済思想が説得的となっているのだといえる。

おわりに

『史料集二』と本史料集によって、元素楼養蚕関係（鯨井勘衛家）文書の主要な史料が翻刻された。すでに『史料集二』で触れたように、元素楼養蚕関係（鯨井勘衛）文書は研究史上たびたび参照されてきたが、いまだ部分的な利用にとどまっている。

今回の史料翻刻によって、勘衛の思想や「養蚕教師」としての実態や、玉井の名主時代から蚕種大惣代を辞任するまでの勘衛の

言動の全体像を検討することが可能となった。

近年、近世近代移行期に関する研究が多くみられるが、史料的な制約もあって、地域の産業やその担い手に焦点を当てた研究は限られており、なお検討の余地が多い。元素楼養蚕関係（鯨井勘衛家）文書の史料群は、そうした研究要請に十分応えうる内容をもつといえよう。

元素楼養蚕関係（鯨井勘衛家）文書が多くの読者に閲覧され、利用されることを期待する。

〔参考文献〕（編著者五十音順）

日下部朝一郎『熊谷人物事典』（国書刊行会、一九八二年）

小野文雄・福島正義・柳田敏司・吉本富男『埼玉人物小事典』（毎日新聞社、一九七三年）

『熊谷市史』通史編（一九八四年）

川口浩・石井寿美世・ベティーナ・GRAMURヒロオカ・劉群芸『日本経

済思想史―江戸から昭和―』（勁草書房、二〇一五年）

鯨井修三『記念誌 玉井に残る御車の跡』（一九三六年）

熊谷市教育委員会社会教育課市史編さん室『熊谷市史料集 二 元素

楼養蚕関係文書「御用簿」「公用記』（二〇一六年）

熊谷市立図書館『熊谷地方の養蚕』（二〇〇三年）

埼玉県蚕業協会『埼玉県蚕業史』（埼玉新聞社、一九六〇年）

鈴木芳行『蚕にみる明治維新―洪沢栄一と養蚕教師―』（吉川弘文館、

二〇一一年）

竹内常善・阿部武司・沢井実『近代日本における企業家の諸系譜』（大阪大学出版会、一九九六年）

田村均『幕末・明治前期の蚕種輸出と生糸改良問題―富岡製糸場と北武蔵―』（地方史研究協議会編『北武蔵の地域形成―水と地形が織りなす歴史像―』雄山閣、二〇一五年）

速水美智子『速水堅曹資料集―富岡製糸所長とその前後記―』（文生書院、二〇一四年）

「ふるさと玉井の歴史」編集委員会『ふるさと玉井の歴史』（玉井地区自治会連合会、二〇〇八年）

宮本又郎『企業家たちの挑戦』（シリーズ日本の近代一一）中央公論社、一九九九年（中公文庫版、二〇一三年）

〔その他〕

熊谷市立江南文化財センター・ホームページ「熊谷デジタルミュージアム」
「二一・元素楼跡」(http://www.kumagaya-bunkazai.jp/museum/jousei/nakasendou/35_b21.htm)

熊谷市立江南文化財センター・ホームページ「熊谷デジタルミュージアム」
「鯨井勘衛」(<http://www.kumagaya-bunkazai.jp/museum/jin-kujiraikane.htm>)

埼玉県庁ホームページ「生産振興課／埼玉県の養蚕・絹文化の継承につなぐ」
(<https://www.prefsaitama.jp/a0904/909-20091214-442.html>)

（齋藤 邦明）

一 明治三年(一八七〇) 御沙汰御廻状留

(熊谷市立図書館寄託元素養養蚕関係文書二〇)

(表紙)

御沙汰御廻状留

—

大政更始以来旧弊一洗、言路洞開上下貫徹少も壅蔽無之、天下有志之者竭丹情為國家無忌諱建言いたし候ニ付、追々御採用相成候得共、尚実効之不立廉々有之、畢竟 御旨趣貫徹不致有志之者撰拳ニ相洩候哉与深 御煩念被在候ニ付、此度於東京城待詔局被為開候間、有志之者草莽卑賤ニ至迄御為筋之儀早々建言可致、篤与議論相遂、其所長ヲ以御用可被 仰付御趣意ニ候間、向後潜伏隱遁樵村々、其志ヲ不達者有之候而者、至誠尽忠之素志ニ相悖り候間、猶上下一致偏ニ尽力可致旨被 仰出候事

三月

行政官

右之通被 仰出候間相達候事

巳四月

岩鼻県

上知村々之義旧地頭ニ而名主・組頭申付有之、村方ニ寄村役人共(朱書控)多人數有之処、今般一村一支配相成候上者名主者 忝人ニ致し、組

頭も右ニ準、人數相減可申、尤名主・組頭共村中撰入札ヲ以取極、来ル六月廿日迄役人相願可申事

但、大村又者子細有之名主 忝人ニ而差支候村方者、入札以前其段可申立、且上知後旧地頭中之引付を多人數役人相願候村方も、本文ニ準人數相減可申事

右之通其組合村々之内上知之備、村役人共多人數有之候村々江可相達もの也

岩鼻県役所 御印

巳四月

岩鼻県御役所御達書

養蚕之稼業進年盛ニ相成候処、氣候不順或者鬱熱ニ触候而者違作不少、其害を可遜右業巧者之者共、風通し宜敷様家作風拔家補理候得者、必生育効宜敷候ニ付、其手当いたし度者有之候而も、居屋敷者手狭、家者風火盜難防之為諸竹木生垣等為生茂候ものも有之、其術難行候哉相聞候、右様之次第第二而者最早湿暑之節ニ相成、風通し悪敷、一時之不順ニ移候而、数十日昼夜丹誠を凝し候も、愚違作ニなり、第一其者難洩者申迄も無之、自然 御国益ニ拘り候義ニも候得者、手狭之屋敷四隣合壁者相互ニ実意ヲ以、其枝葉ヲ伐すかし風通し宜敷、鬱氣ヲ散し精々手当いたし、産業之基

を不失様村々役人共今小前江能々申論可申事

右之趣組合村々江不洩様至急可申達もの也

巳四月廿五日

岩鼻県 御印

武州榛沢郡

上州緑埜郡

深谷宿

新町宿

同州旛羅郡

武州児玉郡

妻沼村

本庄宿

熊谷宿組合之内

同州同郡

下奈良村

右役人

蚕糸製作人共株鑑札之義ニ付、兼而相触置候右渡世人共、当月中無相違本鑑札東京生産引立会所江可願出、尤願人連印之書面総代之者一兩人東京江持参願立候而不苦候、且夫迄之処仮鑑札之義願出度者者、其段至急可願出候事

右之趣得其意支配所者勿論、旧旗下本領安堵并社寺領共不洩様、其組合村々急速可相達もの也

巳六月七日

岩鼻県

一、蚕種製造之義御布告

壹册

一、蚕種褒賞規則

壹册

右御布告組合江壹部ツ、下遣候間、組合村々江者肝煎名主分写を以早々相達、来未年製造之蚕種紙免許鑑札願凡積見込ヲ以、組合限り取調有無共、当月廿八日迄ニ無相違差出可申候事

一、養蚕者民間至要之業ニ候処、其仕法基処不定往々其製を誤り、終ニ産業を失ふものも有之哉之趣、実々歎敷事ニ付、養蚕方御下問御布告、養蚕方試験御布告式冊下ケ、小前末々迄不洩様相達、蚕業試験發明之説、并従前々製法等取調可差出旨、当月中相達置候処、于今何共不申出不都合之次第ニ付、組合限り早々取調有無共、当月廿八日迄ニ無相違差出候事

右之趣得其意組合ニ孕候社寺領まで不洩様可相達候、此廻状村名下令請印至急順達留村分可相返もの也

庚午十一月十四日

岩鼻県庁

蚕卵紙御達并論告

蚕種之義者御国第一之産物ニ而、国用者勿論外国貿易ニも洪益有之品之処、近来製造濫雜相成、夏蚕合セ夜附又者糊付其他様々、如何之製し方有之、私欲を謀り衆人を欺候者共も有之哉之趣相聞、

以之外之事二候、畢竟養蚕ハ原蚕種ニ係り候義之処、未熟之者ハ原蚕卵之善悪ヲ不弁、徒ニ下直之蚕卵を求るより、右様之濫製之品ヲ以て相欺、遂ニ翌年之産業を誤り候次第ニ立至り、甚以無謂事二候、殊ニ本年者蚕種殊外違作ニ而、此仮打捨置候而者、来歳之養蚕一般之衰微ニ至り候者必然ニ付、其管内養蚕之者共江別紙之通、不洩様懇ニ曉諭および、且最寄養蚕之者又者村役人等厚く為申合、前条濫製之蚕卵を以、未熟之者ヲ欺候様之者有之候ハ、屹度取押相当之咎可申付候、特蚕種売買之者共江右諭告之趣意相弁、互ニ実意ヲ以取引いたし候様、且又従来蚕卵ヲ製する者共江も丁寧ニ説諭いたし、一時之利ニのミ不泥、精良之原蚕卵御国内ニ相残り、将来之生産倍殖相成候様世話可行届候事

庚午七月

民部省

(挿入紙)

記

一、人間県御役所より

蚕種大物代人撰之御回達三通慥ニ受取申候、以上

壬申三月十二日

妻沼村

小池五十郎^印

玉井村

鯨井勘衛様

諭告

蚕卵紙之義者御国産第一之品ニ而、其豊凶ニよりて御国内之損益而已ならず、貿易上ニも差響、内外之人民商業之盛衰ニか、わる程之物なれば、是迄度々之御世話も被成遣候所、今年者諸国共稀成違作ニ而、来年養蚕之元種普く可行届哉も難測候間、商人共一時目前之利益を得るため、随意ニ輸出いたし候ハ、自然夏蚕・再出・夜附等之粗悪之品而已相残、好元種落果可申者勿論ニ而、貿易も自然ニ相衰御国内之損失不少、内外人民商業繁昌の道も源ヲ塞、根ヲ絶ツニひとしく尤可^最憂事と言へし、全国商業之利益ヲ請、貿易永統繁昌せしめんと志す者、盛衰之理を弁、損得之分ちを考、国内ニ残さは外国江売渡より根益少しといへ共、今日一己之少損ハ、来歳全国中之大利となり、一時目前之少利ハ後日意外之大損となる、随而貿易も衰微ニ至らハ国之安寧、人之康福ヲ保つへからざる道理ヲ曉り、私欲ニ溺る、事なく、国之産物年々増加し、製造月ニ精良ニ至り、人之交際日ニ厚く、国異り域隔ツ共人と人之間、共ニ利益ヲ同敷永く安寧康福ヲ保事ヲ謀へし、元来蚕之豊凶者元種子之善悪ニ帰する訳なれハ、養蚕之者ハ仮令案外之高価と言とも、可成丈精良之元種を求め生産繁殖し、東洋第一宝品之名をして、むなしからさらしむる事肝要なり、されハ各

民眼前之少利ニ迷す、来歳之利根を培養し、全国將大益を心掛、蚕種製造之者ハ可成丈精良之品ヲ選、国内用ニ売出し、又是を買入る、者ハ其価之貴を厭はず、専精良之品ヲ選へし、是実ニ人民之職業を盛ニし、生産繁昌之基本を謀る為なれハ、篤与右之御趣意を奉し、心得違無之様致へし

庚午七月

別紙御布告之通蚕種者当国第一之産物ニ付、銘々御旨意之趣篤与相心得可申者勿論、村役人共ニ於而も精々世話いたし、不都合無之様可致もの也

庚午八月十日

岩鼻県庁



賀美郡

榛沢郡

旛羅郡

秩父郡

児玉郡

那賀郡

右六郡村々

肝煎名主

追而早々写取御布告掛江張出し可申、順達之義者其村々最寄ニヨリ都合宜敷様取計相廻し可申候、且留村より御用序ヲ以当県庁江

可差出者也

其村々蚕種紙鑑札之義、外国行鑑札而已相受、元株鑑札無之相稼者も有之哉ニ付、株鑑札相請居有無并新規相願候もの共人名、来ル十日迄ニ組合限取調可差出、尤当年外国行鑑札相請返上之分有之候ハ、是亦其節返上可致もの也

庚午八月三日

岩鼻県庁

武州旛羅郡

村々肝煎名主

乍恐以書付奉申上候

御支配所

武州旛羅郡下奈良村組合

玉井村 與 八

一、蚕種紙株御鑑札壹枚
当午海外輸出紙改御鑑札壹枚

一、同 同
勘 衛

一、同 同
勝太郎

右之通相違無御座候、已上
右村

庚午九月
与頭 孫四郎

下奈良村

肝煎名主 市十郎殿

乍恐以書付御届奉申上候

御支配所

一、蚕種本部七百五十拾千枚

武州旛羅郡玉井村

製作人 鯨井 勘衛

一、同本部貳拾五枚

同 福島 与八

一、同本部貳拾五枚

同 富田勝太郎

一、同本部貳拾五枚

同 鯨井勘次郎

右之通製作仕度奉存候間、此段書付を以御届奉申上候、以上

明治三午年十一月

右 玉井村

鯨井 勘衛

福島 与八印

富田勝太郎印

鯨井勘次郎印

名主 鯨井勘一郎印

岩鼻県御役所

右十二月六日肝煎名主四分一兵内江差出ス、同日代人ヲ以御役所
差出候由

当午製作凡積本部七百五十枚、免許紙鑑札同人江渡

御返納

但本部六百枚半出荷御書入付

御布告書拔

一、養蚕場管轄地の模様ニ従ひ、最寄ニおゐて組合を立、一組概

算百人与相定、組合中篤実研業之もの二人を撰挙し、其組内の

世話役与すへし

今般養蚕勸業且取締之ため、世話役御撰挙相成候ニ就而者、別

紙御布告書拔之通相心得、産業之もの最寄よく凡百人を以一組

与相定、組合取調来ル廿日迄無相違差出可申、此廻状刻付を以

順達従留可相返もの也

但、組合方之儀者、平常之組合村ニ不限肝煎名主者会谈之上、

弁利よく組合相立、其組合之世話役可相成様之もの人撰可

申立事

辛未二月五日

岩鼻県庁

(中歴)

養蚕勸業世話役撰挙役入願

武蔵国旛羅郡

村々

乍恐以書付奉願上候

一、世話役落札人

御支配所

武州旛羅郡妻沼村

小池五十郎

一、同

御支配所

同州同郡玉井村

鯨井 勘衛

右者今般養蚕勸業蚕種為御取締、最寄概百人組取結、右世話役研業之者一同人撰入札いたし候処、右之者落札相成、組合一同世話役折入相頼候間、何卒出格之以 御慈悲、前書兩人江世話役被仰付候様、連印ヲ以奉願上候、以上

明治四未年二月

妻沼村

鈴木 武平

同 斎藤 吉弥

同 堀越 寛作

同 金井 要蔵

同 茂木 惣平

同 堀越兵三郎

同 三木藤五郎

同 平野 卯八

同 小西 金平

同 高林 七弥

同 須田八郎平

同 鈴木 八衛

同 萩原 奎平

同 飯田安次郎

同 長谷川徳次郎

同 須田次郎平

同 三沢 市衛

同 田島 清八

同 鈴木藤太郎

同 池田 民平

同 横手 善吉

同 小池久三郎

同 堀越 伊平

小島村

田中源三郎

同 野村権次郎

同 小林文次郎

同 堀越 勘次

同 野村 源兵
同 岡田久次郎
同 野村 万吉
同 小林 奎平
同 田中八平次
同 同 徳次郎
同 同 久次郎
同 小林庄三郎
同 須田 又八
同 岡田 徳平
同 橋本喜三郎
同 明石 銀蔵赤
同 野村弥五郎
同 北島吉郎平
同 野村 平内
下江原村
江黒長次郎
同 飯塚次郎吉
同 同 伴吉
間々田村

横倉弥七郎
同 椎橋 貞作
男沼村
浅見 九平
同 同 忠八
同 高橋 小平
同 中里 勒弥
同 能見六郎次
同 田野 増吉
善ヶ島村
羽鳥 又市
同 須永 定平
同 同 藤太郎
同 羽鳥 新六
同 飯島 三平
葛和田村
江森三八郎
同 舞原弥五郎
葛和田村大埜分
横山喜代作

前同文言葦塚直次郎製造紙数甘本部五 同 高野 定吉

百枚之内、根岸善藏方へ本部五拾枚讓 妻沼村太田村

渡願候事 肝煎名主 小久保佐次平

辛未二月 石塚村 坂田石三 小池五十郎

玉井村

鯨井 勘衛

岩鼻県御役所

前書之通私共組合村々蚕種製造人世話役、私共一同立会人撰取極奉願上候処、相遣無御座候二付、乍恐奥書印形仕候、以上

武州旛羅郡妻沼村

肝煎名主 鈴木 三六

同州同郡葛和田村

肝煎名主 江森三八郎

同州同郡上江袋村

肝煎名主 長島 長作

同州同郡柿沼村

四分一兵弥

同州同郡大塚村

坂田 石三

一(朱書) 惣人員九拾三人

追願人貳拾貳人

百拾五人

外 夏製元種願人

拾三人

乍恐以書附奉伺上候

御支配所武州旛羅郡玉井村鯨井勘衛外七人奉伺候、今般養蚕勸業蚕種製造元方御取締御布令之趣厚奉戴仕、右御規則之内難相弁件々左ニ奉伺上候

一、製作免許御鑑札頂戴ニ他国江罷越、生繭買入種製造いたし、

又者他国今自国江罷越製作致候向共、名判之儀者其国名ニ不拘、

御鑑札免許之名前ニ而可然儀ニ御座候哉、遠国製造之分ハ其地

世話役取扱、東京出荷可相成儀ニ御座候哉、又者自国ニ持帰り

御鑑札元世話役相改候儀ニ御座候哉

但、自国江他国今入込、生繭買入、種製作いたし持去り候ハ、

自国之生産他国之物産与相成候、依而ハ右体之類者他国地

方官より添簡持参相成候ハ、其地方官ニおみて御改相成、

自国江不持帰直ニ出荷可相成儀ニ御座候哉

一、無鑑札ニ而濫製之種者、其品取上ケ科料金御取立相成、但売

品ニ不限自用之分も同様之御沙汰ニ而、依而者自作自用之種ニ

而も厳禁ニ御座候哉

但、全自用ニ限り薄紙ニ種取立候儀者、不苦儀ニ相心得候而

可然儀ニ御座候哉

一、名判誰組之内誰製造与申儀者壹株廿五枚已内、組合製作之者枚数高之者、頭ニ相立候組合ニ御座候哉、但百人組世話役組合ニ御座候哉

一、先年収税局分蚕種製造免許御鑑札料金五両相納、右御鑑札頂戴所持罷在、今般製作御鑑札頂戴不仕向者、如何相心得候而可然儀ニ御座候哉

但、組合之内収税局御鑑札所持有無共心得方奉伺候

一、春養夏蚕之義最早季節差逼り、不日繭出来当月下旬分来月初旬ニ者種ニ相成、直ニ發生いたし当夏元種ニ相成候、右之種者即日壳渡し、猶予難相成品ニ御座候、右渡世人共之儀者如何相心得候而可然儀ニ御座候哉

一、夏種・再出種改印者世話役共江御下ケ渡相成、夜附種者其年之模様ニ寄製作いたし候ハ、同様改印可致御趣意ニ候、右三品之儀者凡積免許御鑑札員数外ニ御座候哉、猶右御免許可奉願上儀ニ御座候哉

一、種製作以前原紙江相記候中書之儀者、勝手之文字相認不苦儀ニ御座候哉

一、ばり種与唱薄紙江蝶ヲ乗置、原紙江移し候前洩れ落候種之儀者勝手ニ壳捌候而宜御座候哉

一、こほれ種与唱製作済之上、原紙分落候粒種之儀勝手ニ取扱宜敷御座候哉

一、御国内ニおゐて明年養ニ備へ、元種前以注文いたし来候種者、原紙之内江其姓名ヲ記し、名入与唱別段精撰最上品ニ取上ケ来候向者、仕来之通性名記入候儀者不苦儀ニ御座候哉

一、原紙所持罷在候者、今般限り御出役之上御改被下置候段承知仕候、右者組内取調世話役共江取集メ置候様可仕哉、且所持無之者者漉元印付之分者、勝手ニ買入候而宜御座候哉

一、組合取結候人員外、御趣意ニ相悖候向無之様仕度、今般御布令之儀村々名主ニおゐて意得不仕向間々有之候、然ル上者御規則之儀末々ニ至り相弁、兼々は迄旧弊ニ泥ミ、自用之種者所持之元紙ニ取立候者も可有之、右者嚴禁御趣意貫徹いたし、不平之儀無之様一般名主ニ而被仰渡、小前末々御請調印ニ而も差上置候様仕度奉存候

但、右等世話役共今末々相通候儀、蚕卵之製作人共種壳附候都(世話カ)合杯与心得違も可有之、懸念心配罷在候儀ニ御座候

一、今般御規則外御附録之儀者、各藩ニおゐてハ先達而御達し相成候得共、御県庁ニ於而者未夕御発し不相成候間、御趣意判

然不仕紛擾いたし居候間、同様被仰渡候様仕度、且御規則書御
附録とも一ト通世話役共江御下ケ渡之儀奉頼上候

右者不肖私共世話役撰挙相成居御沙汰、前御伺候儀奉恐縮候得
共、当養蚕中日数纔差迫り無余儀差向難相弁廉々、不憚忌諱奉
伺上候間、何卒出格之以 御仁恤、右取扱方迅速被仰渡候様
一同奉願上候、已上

明治四未年四月八日

御支配所

武州旛羅郡玉井村

鯨井 勘衛

同郡妻沼村

小池五十郎

榛沢郡中瀬村

河田十郎三

同 新戒村

村岡 嘉平

同 阿賀野村

富田七郎次

上州勢多郡徳川郷

正田 治兵

同新田郡平塚村

辛未四月八日

武州旛羅郡玉井村

同 堀口村

松本源十郎

渋澤 六三

右惣代

右 鯨井 勘衛

小池五十郎

正田 治兵

岩鼻県御役所

(挿入紙)
一 小島村

北島吉郎平 御隠造

葛和田村

大埜英太郎 御隠造

乍恐以書付奉申上候

善ヶ島村

須永藤太郎

飯島 三平

一、春之夏蚕種製作之義者、右渡世人共今臨時免許御鑑札相願、
御規則第五則中之三節二基、税納取立御改印世話役江御下渡被
下置、猥之義無之様可仕、此段心得方御尋二付奉申上候、已上

御支配所

岩鼻御役所

鯨井 勘衛
同 妻沼村

小池五十郎
上州勢多郡徳川郷^(新田)

正田 治兵

乍恐以書付再奉伺上候

御支配所武州旛羅郡玉井村鯨井勘衛外五人奉申上候、此程奉伺候他国今自国ニ罷越生繭買入種製造方、御趣意相弁兼猶又奉伺上候、他之居住所不相弁^存者製作中自己相對ヲ以住^居所借請生繭買入、手伝人数多取入自儘ニ製造いたし、出来済其儘持去り候次第第二至り候而も、其地世話役一切関係不致候而者、旧弊一洗不仕候、右懐合江組入、御布令ヲ侵候者屢出来可仕、剩自国之生産奪去り候次第、既其国限優劣員数等迄細密御世話被為在候折柄、国名ヲ失自他生産混淆いたし候而者、御所置難相立存候、是迄奥羽其外江罷越、製造いたし候迎勝手ニ難相成候、然ニ右体此儘ニ而者組内取締向相立不申、且戸籍御改正之折柄、別而之義他今罷越 御管下ニおゐて種製造いたし候者者、其地方官今添簡持参いたし、御免許之上製造いたし候様仕度、又者其地世話役共江証書持参ニ而罷越、

其段申談候ハ、正不正取調、篤実二世話いたし、臨時免許御鑑札相願、国名判明白ニ製造出来之上員数相改御届仕、税金取立相納候、然ル上者御趣意相貫取締向も相立、両全之義与存候

一、夜附種之義本種取済、上り蝶ニ而製造いたし候義ニ付、別免許御鑑札御願可仕之処、いまた作柄歩合も分り兼、且其節冷暑之季候ニより増減有之旁^いまた作柄^と見込員数難申立、凡原紙之十分一二も可有之、元壺株廿五枚両三人組合製造之族、夜附御鑑札難相願、左候迎空敷取捨候も不益ニ御座候間、今般限り種取上世話役篤与取調、員数記帳いたし、臨時御鑑札御願仕度奉存候

一、製造済ノ種世話役改印いたし候節者、其村役人為立会改員数者勿論、其他製種一切無之旨書付取置候様仕度、且世話役共取扱之義区々不相成、名判其外共都而同様取扱候様仕度奉存候
右之事件被為訳聴召、出格以 御仁恤前書御聞届被下置、取扱方被仰付被下置度奉再願候、已上

御支配所

明治四未年四月十日

武州旛羅郡玉井村

鯨井 勘衛

同 妻沼村

小池五十郎

上州勢多郡徳川郷

正田 治兵

同 新田郡平塚村

洪澤 六三

武州榛沢郡中瀬村

河田十郎三

同 新戒村

村岡 嘉平

岩鼻県御役所

御請書之事

一、私共儀養蚕世話役之儀稼人共撰拳仕申上ケ候処、今般世話役被 仰付承知仕候、然ル上者 都而御布告ニ基、不取締之儀無之様屹度可相心得旨被 仰渡、是又承知奉畏候、仍而御受書差上申候、已上

緑埜郡中島村

高津 文衛

那波郡下ノ宮村

井田 友平

同郡前川村

福田彦四郎

佐位郡島村

田島 弥平

同村

栗原 勘衛

甘楽郡富岡町

古沢小三郎

下仁田村 左失記落書入

市川儀三郎

新田郡平塚村

渋沢 六三

勢多郡徳川郷

正田 治兵

新田郡堀口村

松本源十郎

児玉郡児玉町

坂本久次郎

旛羅郡妻沼村

小池五十郎

同郡玉井村

鯨井 勘衛

児玉郡沼和田村

長沼幸太郎

秩父郡小鹿野町

柴崎 佐平

同郡下小鹿野村

森 久吉

賀美郡黛村

萩原 柰衛

榛沢郡新戒村

村岡 嘉平

同郡中瀬村

坂田十郎三

同郡阿賀野村

富田七郎二

榛沢郡冲宿村

高田平九郎

四月十四日会

一、原紙所持員数有無共来 迄無相違申出候事

一、国郡村名判用意之事

一、新規免許御鑑札願人名前明十五日中申出候事

但、基節印形持参之事

一、新夏蚕御鑑札願人名前同断申出候事

一、拾人以下世話役撰挙取極之事

一、右御鑑札願人惣代差添共今日取極置候事

一、夏蚕元紙右願人持参御改印御県庁ニ於相願候事

乍恐以書附奉願上候

武州旛羅郡玉井村役人惣代百姓代佐藤喜兵奉申上候、当村組頭勘衛義養蚕世話役被 仰付候二付、両役兼帶難澁相願候間、組頭役之義者人撰換可為相勤旨被 仰聞御座候処、外村役人小前江も篤与申聞御答仕度存候間、何卒 御仁恤来廿五日迄御日延御猶予被成下置度奉願上候、已上

辛未四月十四日

役人惣代

百姓代 佐藤喜兵

岩鼻県御役所

岩鼻県御役所

記

〔中扉〕

上

武州旛羅郡石塚村組合

明戸村 一

乍恐以書付奉願上候

御支配所武州旛羅郡明戸村

根岸善藏

一、蚕種本部五拾枚

右之者は迄蚕種製作仕来り候二付、先般見込員数取調可奉書上之

処、其節他出罷在候間、今般製作高見込前書之通奉願上候間、何

卒出格以 御慈悲御聞濟被成下置度奉願上候、以上

明治四未年正月

右明戸村 根岸 善藏 印

名主代組頭 茂木信次郎 印

岩鼻県御役所

前書之通奉願上度申之候間、何卒格別以 御仁恤御聞濟被成下置

度奉願上候、以上

右組合 石塚村

明治四辛未年二月 肝煎名主 坂田 石三 印

岩鼻県御役所

乍恐以書付奉願上候

御支配所 武州旛羅郡新島村

一、蚕種本部五拾枚^印

蚕種製作人 村野勇次郎

右之者儀年来最寄蚕種紙渡世致し来り候二付、当未年書面書通製

作仕度候間、何卒出格之以 御仁恤、右願書通御聞濟被成下置

度、偏二奉願上候、以上

右村

明治四未年二月

製作願人 村野勇次郎 印

役人惣代

名主 新嶋徳十郎 印

岩鼻県御役所

以書付奉申上候

一、蚕種本部式拾五枚

柿沼村 沼尻栄藏

一、同 本部五拾枚

同村百姓四分一半次郎厄介

加藤徳次郎

右式人之もの蚕種御鑑札奉願上度旨申出候間、何卒御聞濟相成候

様奉願上候、以上

右村

辛未四月 名主 四分一兵弥 印

御世話役 鯨井勘衛殿

〔中扉〕

上

三ヶ尻村

記

武州旛羅郡三ヶ尻村

一、同式拾五枚

高山 豊蔵
柿沼村
四分一半次郎

一、蚕種本部式拾五枚

廣瀬 長蔵 ①

一、同式拾五枚

同村
沼尻 栄蔵

一、同 式拾五枚

中村伊勢吉 ①

一、同式拾五枚

三ヶ尻村

右之者蚕種製造免許御鑑札願出候間、御差出奉願候、以上

明治四辛未年四月

右村名主 権田仙五郎 ①

一、同式拾五枚

同村
中村伊勢吉

玉井村蚕種世話役

鯨井勘衛殿

一、同式拾五枚

十六間村
野口長五郎

乍恐以書付奉願上候

一、蚕種本部五拾枚

御支配所

一、同式拾五枚

俵瀬村

武州旛羅郡善ヶ嶋村

羽鳥盈太郎 ①

一、同式拾五枚

常見次四郎
常見国太郎

一、同式拾五枚

同村

一、同式拾五枚

清水喜三郎

尾澤 喜平 ①

萩野芳三郎

一、同式拾五枚

同村

清水 惣平

大鷲 周蔵

一、同式拾五枚

葛和田村大野分

一、同式拾五枚

同村

斎藤傳次郎

一、同式拾五枚

同村

一、同式拾五枚

同村

鈴木 瀧藏

一、同式拾五枚

同村

亀井 傳七

一、同式拾五枚

同村

桜井 勇平

一、同 五拾枚

石塚村

加藤信次郎

一、同式拾五枚

下江原村

高野 太平

右之者蚕種製造 御鑑札奉頂戴度、何卒出格以 仁恤願之通御免
許被成下置度奉願上候、以上

明治四未年四月 御支配所

武州幡羅郡善ヶ島村

羽鳥盈太郎

同村

尾澤 喜平

同村

大鷲 周藏

同村

高山 豊藏

柿沼村

四分一半次郎

同 沼尻栄藏

三ヶ尻村

廣瀬 長藏

同村

中村伊勢吉

野口長次郎

十六間村

中村兼五郎

俵瀬村

常見次四郎

同村

常見国五郎

同村

清水喜三郎

同村

荻野芳三郎

代印傳七

同村

清水 惣平 ⑩

葛和田村大野分

齋藤傳次郎 ⑩

同村

鈴木 瀧藏 ⑩

同村

亀井 傳七 ⑩

同村

桜井 勇平 ⑩

同村

加藤信次郎 ⑩

石塚村

高野 太平 ⑩

下江原村

江黒 重衛

右惣代

明戸村

根岸 善藏

岩鼻御役所

前書之通願出候間、免許御鑑札御下夕渡被成下置度奉願上候、以上

蚕種世話役

鯨井 勘衛

小池五十郎

乍恐以書付奉願上候

一、夏蚕元種本部百枚

御支配所

武州幡羅郡葛和田村大埜分

齋藤喜代治

一、同五拾枚

同村

齋藤佐次郎

一、同五拾枚

同村

横山 重吉

一、同五拾枚

妻沼村

齋藤 吉弥

一、同五拾枚

間々田村

横倉弥七郎

一、同五拾枚

玉井村

一、同五拾枚

富田勝太郎

明戸村

根岸 善蔵

一、同式拾五枚

善ヶ嶋村

須永 定平

一、同式拾五枚

柿沼村

四分一半次郎

沼尻 栄蔵

一、同式拾五枚

下江原村

飯塚次郎吉

江黒長次郎

江黒 重衛

右之者春養夏蚕元種製造いたし度、見込員数凡積を以奉願上候間、何卒以御仁恤右免許御鑑札、御下ヶ渡被成下候様奉願上候、以上

御支配所

明治四年四月

武州旛羅郡葛和田村大野分

横山喜代治 ⑩

同 斎藤佐次郎 ⑩

代印傳次郎

同 横山 重蔵 ⑩

妻沼村

斎藤 吉弥 ⑩

間々田村

横倉弥七郎 ⑩

玉井村

富田勝太郎 ⑩

明戸村

根岸 善蔵

下江原村

飯塚次郎吉 ⑩

同 江黒長次郎 ⑩

同 江黒 重衛 ⑩

善ヶ嶋村

須永 定平 ⑩

柿沼村

四分一半次郎 ⑩

同 沼尻 栄蔵 ⑩

右惣代

右 根岸 善蔵

代印傳七

岩鼻御役所

右之者春養夏蚕元種製造いたし度、見込員数凡積ヲ以奉願上候間
〔^{船載}前書之通願出候間、免許御鑑札御下渡被成下置度、奥書ヲ以奉願上候、以上

蚕種世話役 鯨井 勘衛

小池五十郎 一

回状 岩鼻県庁 武州児玉郡 児玉町

其組合養蚕製作人并原紙渡世之者、去年中原紙買入売捌残所持罷在候もの義、先般 御布告之通当未年限極印打込遣し候間、世話内者 勿論最寄村々渡世之もの江不洩様及通達、至急持参世話役附添養蚕掛り江可申立、此廻状名面下令請印順路回達止可相返もの也

岩鼻県庁



辛未四月十四日

武州児玉郡

児玉町

坂本久次郎 印

幡羅郡

妻沼町

小池五十郎

四月十五日夕

到着拜見仕候

玉井村

鯨井 勘衛

児玉郡

沼和田村

長沼幸太郎

秩父郡

小鹿野町

柴崎 佐平

下小鹿野町

森 久吉

賀美郡

黛村

萩原 奎衛

榛沢郡

新戒村

村岡 嘉平

中瀬村

河田十郎三

阿賀野村

富田七郎次

沖宿村

高田平九郎

順達、留り村ヨリ可相返者也

願上御雛形

乍恐以書付奉願上候

御支配所

武州何郡何村

何誰

〔^{朱書}〕御回章妻沼村継来り新戒村江継手人

四月十六日

免許御鑑札追願并春夏蚕製作願、惣代明戸村善藏差添人玉井村組

頭忠太郎

四月十七日出、同十九日深谷泊り帰村

原紙御沙汰并名判彫刻方廻状四月廿一日下奈良村始手人

同日柿沼村始継手人

「

一、蚕種紙本部何百枚

此紙数何百枚

目方何拾何貫匁、但シ平均百枚ニ付代金何拾兩、但シ

兩二何百枚何百目

右者去ル午年前書代金ヲ以澆元分買入、売捌候残り紙書面之通取

調奉差上候間、何卒以

御慈悲御改正被成下置候様奉願上候、

以上

御支配所

何州何郡何村

右誰代兼

何誰

御用 廻章

四分一兵弥

刻付

新島村始

其組合養蚕製作人并ニ原紙渡世之者、去午年中原紙買入売捌残り所持罷在候者義、先般 御布告之通当未限り極印打込遣シ候間、世話役内者勿論最寄村々渡世之者江、不洩様通達および至急持參、世話役附添養蚕掛り江可申立、此廻章村名下江令請印早々

前書之通御達相成候間、蚕種製造人去午原紙買入、売捌残所持罷在候ものハ、至急御極印頂戴ニ出果可被成様、御取計可被成候、

此廻章継送順達留り御村方をわり

四月十六日

新島村

久保島村

三ヶ尻村

玉井村

東別府村

上奈良村

中奈良村

奈良新田

下奈良村

四方寺村

右村々

御役人中

四分一兵弥印

〔挿入紙〕
川越宿

多の本与申

大長同居

規定之事

一、今般蚕種製造為取締、最寄製作組合百人組取結世話役撰拵御
布告之通、至急取極可届候旨被 仰渡候間、最寄郡中申合一同
人撰入札開札、世話役取極左之通

世話役之義妻沼村小池五十郎・玉井村鯨井勘衛、右兩人多札落
札二付一同相憑候処、右世話役四年期可相勤御沙汰二候得共、
養蚕二種共二都而活物取扱之義、引続難致勤続旨二付当忝ヶ年
ヲ限り、来ル申年之義者 人選入札交代相願候事

一、落札人役人願之義、組合連印、肝煎御名主中奥印相願、組合
惣代兩人役人式人、出県之上御趣意細々相伺候事

但、右出県入用者、組合製作免許御鑑札高江割合候事

一、当組合之義、夫々懸隔り居候世話役相憑候二付而者、組合人
数右兩人江振分、妻沼村(ノ、ノ)上小島村・下江原村・間々田村・男
沼村之義者小池五十郎世話いたし、同村(ノ、ノ)下善嶋村・大野村・
葛和田村・俵瀬村外玉井村最寄村々、鯨井勘衛世話方いたし候
筈、其中拾人二付忝人ツ、下世話相立代役相勤、小組合取締筋
者勿論、諸事世話役差図ヲ請、組合下世話相勤候事

〔中扉〕

議定書

」

一、御布告之御趣意難弁廉々世話役々御伺之上、不取締無之様御

規則細々議定書いたし置候事

一、定式会日相立、右入用之義者組合人員ニ割合可申、臨時集会

其外江懸り候入用之義者、免許御鑑札高江割合、拾人頭下世話

役ニ而総而勘定割合いたし候事

一、世話役取扱方并入用等之義、都而御沙汰ニ随ひ可申、且隣組

類例良法ニ習ひ、失費無之様可致候事

右之条々衆儀取極之通相守聊違変無之候、為後日規定連印仍如件

明治四辛未年二月

妻沼村

村々惣代

齊藤 吉弥 ⑩

同

鈴木 武平 ⑩

同

同 八衛 ⑩

小島村

小林文次郎 ⑩

同

赤石 銀蔵 ⑩

江原村

江黒長次郎 ⑩

間々田村

横倉弥七郎 ⑩

男沼村

田野 増吉 ⑩

玉井村

福島 与八 ⑩

同

富田勝太郎 ⑩

新島村

新島徳十郎 ⑩

三ヶ尻村

富岡茂一郎 ⑩

善ヶ嶋村 代印 鷲三郎

須永 定平 ⑩

同

同 藤太郎 ⑩

大野村

横山喜代作 ⑩

同

齋藤佐次郎 ①

葛和田村

前原弥五郎 ①

俵瀬村

荻野廣三郎 ①

久保島村

森田 徳次 ①

代印腰塚利平

下奈良村

栗原半三郎 ①

明戸村

根岸 善蔵 ①

新井村

斎藤千太郎 ①

沼尻村

木村 喜平 ①

石塚村

坂田 武平 ①

同

①^(中扉)辛未

製造凡積免許御鑑札願高帳

記

一、本部百枚 ①^(朱書)無

一、同百枚

一、同百枚 ①^(朱書)無

一、同百枚 ①^(朱書)無

一、同五拾枚 ①^(朱書)無

一、同五拾枚 ①^(朱書)無

一、同五拾枚 ①^(朱書)無

一、同五拾枚 ①^(朱書)無

一、同五拾枚 ①^(朱書)無

一、同五拾枚 ①^(朱書)無

高埜 定吉 ①

明戸村

葦塚直次郎 ①

妻沼村

鈴木 武平 ①^(朱書)

小池五十郎

斎藤 吉弥

堀越 寛作

金井 要蔵

茂木 惣平

堀越兵三郎

三木藤五郎

平野 卯八

小西 金平

〔挿入紙〕
一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚〔朱書〕
一〇無

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚〔朱書〕
一〇無

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚〔朱書〕
一〇御鑑札式拾枚

一、本部五拾枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚〔朱書〕
一〇御鑑札三枚

一、同 百枚

〔朱書〕
小林久次郎〔廣吉〕

田中 小平

同 健次郎

同 久次郎

小林庄三郎

同 又八

岡田 徳平

〔高橋〕
洪沢喜三郎

赤石 銀蔵

野村弥五郎

北島吉郎平

野村 平内

下江原村

江黒長次郎

飯塚次郎吉

飯塚 伴吉

間々田村

横倉弥七郎

一、同五拾枚〔朱書〕
一〇無製造

〔朱書〕
一〇御鑑札式枚

一、本部百枚

一、同五十枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚〔朱書〕
一〇無

一、同式拾五枚

〔朱書〕
一〇御鑑札六枚

太田村共五拾六枚

六月七日

妻沼村小池五十郎方江相渡

一、本部百枚 六月四日受取

一、同五拾枚 同受取

一、同五拾枚 同受取

一、同五拾枚

一、同五拾枚

〔下札朱書〕
一〇須永藤太郎

飯島 三平

椎橋 貞作

男沼村

浅見 九平

同 忠八

高橋 小平

中里 初弥

能見六郎次

田野 増吉

善ヶ島村

須永 定平

羽鳥 又市

羽鳥 新六

須永藤太郎

飯島 三平

〔朱書〕
一〇御鑑札三枚

同 百枚

同 百枚

同 百枚

同 百枚

右兩人前願九十三人之内二候処御県庁御願不相成、御
 記録無之二付除被仰付、尤追願書同日差上、御取請相
 成候
 未五月四日

〔朱書〕
 一、御鑑札五枚

内式枚追願二成

惣代大野

引、三枚慥奉請取候

齋藤佐次郎

未五月八日

葛和田村大野分

一、本部七百五拾枚 六月四日請取 横山喜代作

一、同五百五拾枚 同 重吉

一、四百枚 六月四日受取 齋藤佐次郎

一、四百枚 六月四日受取 相川角三郎

一、四百枚 六月四日受取 大埜英太郎

葛和田村

一、式百五拾枚 江森三八郎

一、百枚 舞原弥五郎

〔朱書〕 未五月八日 惣代佐次郎

引、御鑑札七枚慥奉請取候

俵瀬村

一、本部式百五拾枚

〔朱書〕是者元紙数五百枚二認上候由

荻野綾三郎

一、同 式百五拾枚

一、同 五百枚

同 廣三郎

清水 与平

一、同式百五拾枚

同 伊三郎

〔朱書〕引、御鑑札四枚慥奉受取候

惣代右齋藤佐次郎

未五月八日

下奈良村

一、本部五百枚

〔朱書〕引、御鑑札壹枚慥二奉受取候

栗原半三郎

未五月八日

惣代右佐次郎

三ヶ尻村

一、本部五拾枚

一、同五拾枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

一、同式拾五枚

引、五枚

惣代

五月六日

右清太郎

久保島村

一、本部式拾五枚

森田 徳次

一、御鑑札壹枚奉慥ニ奉請取候、以上

五月九日

新島村

一、本部三百枚

新島徳十郎印

内本部九枚六月三日改印

一、同式拾五五拾枚朱書

「〇無」

村野勇次郎印

一、御鑑札式枚慥ニ奉受取候、以上

五月十日

明戸村

一、本部五拾枚

根岸 善蔵

一、同五百枚

葦塚直次郎

「但右改千枚書上」

新井村

一、本部五百枚

斎藤仙太郎

沼尻村

一、本部式拾五枚

木村 喜平

石塚村

一、本部式拾五枚朱書「〇無」

坂田 武平

一、同式拾五枚

高野 定吉

「右四ヶ村朱書」

一、御鑑札六枚慥ニ奉請取候 六人惣代

未五月八日

太田村

一、本部五拾枚

小久保佐次平

一、御鑑札小池五十郎方江相渡候

五月七日

玉井村

一、本部式拾五枚朱書「〇無」

福島 与八

一、御鑑札慥ニ奉請取候 五月七日

一、同式拾五枚朱書「〇無」

富田勝太郎

一、御鑑札慥ニ奉請取候 五月七日

一、同式拾五枚朱書「〇無」

鯨井勘次郎

一、同式拾五枚朱書「〇無」

田島薫次郎

一、御鑑札慥ニ奉請取候 五月七日

一、同式拾五枚朱書「〇無」

腰塚 利平

一、御鑑札慥ニ奉請取候 五月八日

一、本部七百五拾枚朱書

鯨井 勘衛

「九拾參人」

其 二

善ヶ島村

一、本部五拾枚

羽鳥盈太郎

一、同式拾枚

尾澤 喜平

〔^(朱書)〇無製造〕
〔^(朱書)追願御鑑札御下無之分〕

一、同式拾五枚

大鷲 周藏

一、同式拾五枚

高山 豊藏

柿沼村

一、本部五拾枚

四分一半次郎

一、同式拾五枚

沼尻 栄藏

三ヶ尻村

一、本部式拾五枚

廣瀬 長藏

〔^(朱書)〇無製造〕
〔^(朱書)追願御鑑札御下無之分〕

一、同式拾五枚

〔^(朱書)〇〕中村伊勢吉
^(伊七官製造)

野口長五郎

十六間村

一、本部式拾五枚

中村安五郎

俵瀬村

一、本部式拾五枚

常見次四郎

同 国太郎

一、同 式拾五枚

清水喜三郎

荻野芳三郎

清水 惣平

葛和田村大野分

斎藤傳次郎

〔^(朱書)〇無製造〕
〔^(朱書)追願御鑑札御下無之分〕

鈴木 瀧藏

亀井 傳七

桜井 勇平

加藤信次郎

石塚村

高野 太平

下江原村

江黒 重衛

〔^(朱書)〇無〕
〔^(朱書)追願御鑑札御下無之分〕

〔^(朱書)〇〕式拾式人

前書

〳百拾五人

其 三

四方寺村

吉田六三郎

一、同 百枚

同吉田茂左衛門借家人

一、又^(朱書)百拾七人

山崎八十八

御鑑札惣数

一、同五拾枚

明戸村

百拾三枚 一

一、同式拾五枚

善ヶ島村

其 四

榛沢郡上敷免村

一、同式拾五枚

柿沼村

一、本部百枚 六月十三日追願

関根友三郎

四歩一平次郎

一、又^(朱書)百拾八人 引^(朱書)内無製造三拾壹人

八拾七人 一

下江原村

其 三

葛和田村大野分

一、同式拾五枚

飯塚次郎吉

一、夏蚕元種本部百枚

横山喜代作

一、^(朱書)拾三人

江黒長次郎

一、同五拾枚

斎藤佐次郎

一、同五拾枚

横山 重吉

一、^(朱書)回章順名

江黒 重衛

妻沼村

下奈良村

新島村

一、同五拾枚

斎藤 吉弥

栗原半三郎

新島徳十郎

間々田村

善ヶ島村

村野勇次郎

一、同五拾枚

横倉弥七郎

須永 定平

久保島村

玉井村

羽島 又市

森田 徳次

同 新六
 須永藤太郎
 飯島 三平
 羽鳥盈太郎
 尾澤 喜平
 大鷲 周藏
 高山 豊藏
 葛和田村大野
 横山喜代作
 同 重吉
 斎藤佐次郎
 相川角太郎
 大埜英太郎
 斎藤傳次郎
 鈴木 瀧藏
 亀井 傳七
 桜井 勇平
 加藤徳次郎
 葛和田村
 江森三八郎

三ヶ尻村
 内田清太郎
 柿沼 退藏
 同 鷲太郎
 福島 金藏
 富岡茂一郎
 廣瀬 長藏
 中村伊勢吉
 野口長五郎
 十六間村
 中村安五郎
 明戸村
 根岸 善藏
 葑塚直次郎
 新井村
 斎藤仙太郎
 沼尻村
 木村 喜平
 石塚村
 高野 定吉

舞原弥五郎
 依瀬村
 荻野綾三郎
 同 廣三郎
 清水 与平
 同 伊三郎
 常見次四郎
 同 国太郎
 清水喜三郎
 荻野芳三郎
 清水 惣平
 四方寺村
 吉田六三郎
 山崎八十八

坂田 武平
 高野 太平
 玉井村
 福島 与八
 富田勝太郎
 鯨井勘次郎
 田島薫次郎
 腰塚 利平
 柿沼村
 四歩一半次郎
 沼尻 栄藏
 御支配所
 武州旛羅郡四方寺村
 一、蚕種本部百枚
 名主 吉田六三郎

一、蚕種本部百枚

組頭吉田茂次郎借家人

武州児玉郡

山崎八十八

児玉町

右之者当養蚕上作二付、蚕種試業製造御鑑札奉頂戴度、何卒出格

坂本久次郎

以 御仁恤、右願之通臨時御免許被成下置度奉願上候、以上

未四月廿三日戌下刻

明治四辛未年五月朔日

右 山崎八十八^印

吉田六三郎^印

御廻章之趣奉拝読御請之御
請候印形仕候、已上

組頭 吉田茂次郎^印

児玉町坂本久次郎印

岩鼻県御役所

上仁手村

前書之通願出候間免許御鑑札御下渡被成置度、奥書ヲ以奉願上候、

茂木 安六

以上

外壺人 右同断

蚕種世話役

四月廿三日戌下刻

鯨井 勘衛

同州旛羅郡

小池五十郎

玉井村

書付 岩鼻県庁

武州児玉郡上仁手村

外壺人

茂木 安六

四月廿五日巳下刻

其組内村々新夏蚕種製造いたし候もの有之候ハ、蚕種出来之上臨時改鑑札下ケ渡候間、員数取調世話役人々養蚕掛りへ可申出、其

此書付順達可致事

節此書付可相返もの也

添書ヲ以申上候、陳者

岩鼻県御役所より御書付到来ニ付至急

未四月廿三日 岩鼻県庁

御継立仕候、以上

上仁手村



申四月廿三日申中刻

茂木 安吉 印

〔朱書〕
一、右御書付

兎玉町

五月朔日出県御返上

坂本久次郎様

玉井村

鯨井 勘衛様

外御世話役中

右御回章兎玉町坂本久次郎殿分継来貫

一、金壹分下錢百文渡ス 一、昼飯賄 飛脚

四月廿四日

但壺里二付 銀式匁六分六厘

〔挿入紙〕
一、東京馬喰町出張所 岩鼻県

御用 辛未十一月十四日 封印

武州旛羅郡玉井村

鯨井勘衛様

乍恐以書附奉願上候

御支配所

一、蚕種原紙本部三拾枚 武州旛羅郡柿沼村

〔朱書〕
相済一〇 此紙数六拾枚

四分一半次郎〇

目方四百五拾目

代金三分式朱卜永式拾五文 但兩二五百目替

七月上納受取

〔朱書〕
一、税永四拾五文

入費永六拾六文

入費永百拾壹文、為金式朱卜五百三十式文

三ヶ尻村

一、同本部百枚

内田清太郎〇

〔朱書〕
相済一〇 此紙数式百枚

目方壹貫五百四拾式目

代金三兩壹朱卜永式拾式文五分 但兩二五百目かへ

一、同本部五拾枚

同村 柿沼 退藏〇

〔朱書〕
相済一〇 此紙数百枚

目方七百七拾壹目

代金壹兩式分卜永四拾式文五分

一、同本部五拾枚

同村 同 鷲太郎〇

〔朱書〕
相済一〇 此紙数百枚

目方七百七拾壹目

代金壹兩式分卜永四拾式文五分 但兩二五百目かへ

一、同本部五拾枚

同村 福島 金藏〇

相済^{〔朱書〕}「〇」此紙數百枚

目方七百七拾壹目

代金壹兩貳分卜永四拾貳文五分 但兩二五百目かへ

一、同本部貳拾五枚

同村 廣瀬 長藏〇

相済^{〔朱書〕}「〇」此紙數五拾枚

目方三百八拾五目

代金三分卜永貳拾壹文貳分五分 但兩二五百目かへ

一、同本部貳拾五枚

同村 中村伊勢吉〇

相済^{〔朱書〕}「〇」此紙數五拾枚

目方三百八拾五目

代金三分卜永貳拾壹文貳分五分 但兩二五百目かへ

玉井村

一、同本部五拾枚

鯨井勘次郎〇

相済^{〔朱書〕}「〇」此紙數百枚

目方七百七拾壹目

代金壹兩貳分卜永四拾貳文五分 但兩二五百目かへ

〔朱書〕一丸印 三ヶ尻村分 七口 但勘衛入

此數七百枚 五貫三百九拾七目

代永拾貫七百九十四文

税永五百三拾九文七分

入費永七百七拾文

ノ永壹貫三百〇九文七分

為金壹兩壹分卜六百五十五文」七月七日清太郎分受取

一、同本部貳拾七枚半

同村 富田勝太郎

此紙數五拾五枚

目方三百六拾目

代金貳分三朱卜永三拾貳文五分 但兩二五百目かへ

〔朱書〕一税永三拾六文

入費永六拾文五分

ノ永九十六文五分 為金壹朱卜三百七十一文」

一、同本部四拾枚

同村 腰越 利平

此紙數八拾枚

目方五百五拾目

代金壹兩壹朱卜永三拾七文五分 但兩二五百目かへ

〔朱書〕一税永五拾五文

入費永八拾八文

相済^{〔朱書〕}ノ永百四拾三文 為金貳朱卜百九拾四文」十月十四日受取

一、同本部八枚半

同村 富岡茂一郎

相済^{〔朱書〕}此紙數拾七枚

目方百貳拾五目

代金壹分也

但兩五百目也

(朱書)「税永拾貳文五分

入費永拾八文七分

(朱書釋)「永三拾壹文五分貳分 為金三百四拾貳文」七月八日受取

四方寺村吉田茂次郎借家人

一、同本部百枚

山崎八十八

此紙數貳百枚

目方壹貫六百七拾目

但兩二五百目かへ

代金三兩壹分一朱ト永貳拾七文五分

玉井村

一、同本部貳千七百拾四枚

鯨井 勘衛

此紙數五千四百七拾八枚

目方四拾四貫三百六拾目

但兩二五百目替

代金八拾八兩貳分三朱ト永三拾貳文五分

(朱書)「此書付

原紙枚數而已認

引換いたし候

惣税永四貫六百三拾文」

惣ノ本部三千百九拾五枚

此紙數六千三百九拾枚

目方五拾壹貫貳百七拾五目

代金百貳百貳拾貳分ト永五拾文 但平均兩二五百目替

(朱書)「御改惣費

ノ四拾六貫三百目」

右者去年前書代金ヲ以、澁元今買入製造并売捌候殘紙、書面之

通取調奉差上候間、何卒以 御仁恤御改正被成下置候様奉願上

候、已上

御支配所

武州旛羅郡柿沼村

辛未五月

四分一半次郎

外拾壹人代兼

惣代右玉井村

鯨井勘次郎

蚕種世話役

鯨井 勘衛

(朱書)巖鼻県御役所

(挿入紙)

「原紙改正入用

金貳分ト八百文

二割増駄ちん并入用

金壹兩貳朱ト壹貫五百五十文

仕立舟ちん 駄ちん

金三兩貳分貳朱

勘衛外貳人 三・四分

金壹分

日数五日之内三日分懸

ノ金七兩

出入駕(籠)こちん

右ヲ六千三百九拾枚ニ割

壹枚ニ付

永壹文〇九厘五毛

(朱書)
「税永代代五懸」

差上申御請書之事

御支配所

武州旂羅郡妻沼村

鈴木 武平

齊藤 吉弥

堀越 寛作

金井 要蔵

茂木 惣平

堀越兵三郎

三木藤五郎

平野 卯八

小西 金平

高橋 七弥(朱書)

須田八郎平

鈴木 奎平

飯田安次郎

長谷川徳次郎

須田次郎平

三沢 市衛

田島 清八

鈴木藤太郎

佐田 茂平

指手 善吉

小林 廣吉(朱書)

堀越 伊平

小島村

田中源三郎

野村権次郎

小林文次郎

堀越 勘次

野村 源兵

岡田久次郎

野村 萬吉

小林 奎平

田中 八平次

田中 小平

同 徳次郎

同 久次郎

小林庄三郎

須田 又八

岡田 徳平

^(朱書)
「高橋」 渋澤喜三郎

赤石 銀藏

野村 弥五郎

北島 吉郎平

野村 平内

下江原村

江黒 長次郎

飯塚 次郎吉

同 伴吉

間々田村

横倉 弥十郎

椎橋 貞作

男沼村

浅見 九平

同 忠八

高橋 小平

中里 初弥

能見 六郎次

田野 增吉

善ヶ島村

須永 定平

羽鳥 又市

同 新六

^(朱書)
「此分御記録ニ無之 須永藤太郎

追願ニ相成候 飯島 三平

葛和田村大塲分

横山喜代作

同 重吉

斎藤 佐平

相川角三郎

大野英太郎

葛和田村

江森三八郎

舞原弥五郎

俵瀬村

荻野綾三郎

同 廣三郎

清水 与平

下奈良村

栗原半三郎

三ヶ尻村

内田清太郎

富岡茂一郎

柿沼 退蔵

柿沼鷺太郎

福島 金蔵

久保島村

森田 徳次

新島村

新島徳十郎

村野勇次郎

明戸村

根岸 吉蔵

葑塚直次郎

新井村

斎藤千太郎

沼尻村

木村 喜平

石塚村

坂田 武平

高野 定吉

太田村

小久保佐次平

玉井村

福島 与八

富田勝太郎

鯨井勘次郎

田島荒次郎

腰塚 利平

(朱書)
一、下ヶ札

一、御鑑札拾八枚 善ヶ島村羽鳥盈太郎分

下江原村江黒三兵衛迄
右者追而御下ケ被成下置候旨被仰渡候」

善ケ島村

羽鳥盈太郎

尾澤 喜平

大鷲 周蔵

高山 豊蔵

柿沼村

四分一半次郎

沼尻 軍蔵

三ヶ尻村

廣瀬 長蔵

中村伊勢吉

野口長五郎

十六間村

中村安五郎

俵瀬村

常見次四郎

同 国太郎

清水喜三郎

萩野芳三郎
清水 惣平

葛和田村大埜分

斎藤傳次郎

鈴木 瀧蔵

亀井 傳七

桜井 勇平

加藤信次郎

石塚村

高野 定吉

下江原村

江黒 重衛

妻沼村

小池五十郎

玉井村

鯨井 勘衛

御鑑札百九枚

人員百拾三人

内拾八枚者 追而御下被成候段被仰渡候

引 九拾壹枚御下奉請取候

右之者共義蚕種紙凡積 御鑑札奉願上候処、願之通今般御下被成
下置難有慥二奉請取候、然ル上者 早速銘々江相渡、猥之義無之候
様可仕候、依之御請書差上申処、如件

辛未五月四日

右惣代蚕種世話役

鯨井 勘衛

岩鼻県御役所

乍恐以書付奉願上候

武州旛羅郡善ヶ島村

一、蚕種本部五拾枚

須永藤太郎

一、同 五拾枚

飯島 三平

右之者蚕種凡積 御鑑札頂戴仕度旨申出候間、何卒以 御仁恤御
下渡被成下置候様奉願上候、已上

蚕種世話役

鯨井 勘衛

未五月四日

岩鼻県御役所

一、同 附録書 壹冊

一、御判 四ツ 但 改濟

夜附

夏蚕

再出

右之通御下ヶ渡し被成下置難有慥二奉請取候、依之御請書差上申
処、如件

御支配所武州旛羅郡玉井村

未五月四日

蚕種世話人 鯨井 勘衛

岩鼻県御役所

蚕種改濟証文出役

六月三日今出張引続

六月八日明戸村江急廻状持手人

同三ヶ尻村分新島村・柿沼村同断

〔采書 是迄六月調江出〕 是迄調江出

御請書之事

五月八日御改濟

葛和田村大整分

一、新夏蚕種本部式拾枚

齋藤佐次郎^印

差上申御請書之事

一、蚕種製造御規則書 壹冊

五月九日御改済

善ヶ島村

一、新夏蚕種本部式拾枚半

須永 定平

差上申御請書之事

一、御用状 彦通

東京御出張所宛

一、猷繭与して差上候分

但、西洋機械江作上候儘

右者御下ヶ渡之上、東京御出張所江持参可差上旨被仰渡、承知奉畏候、然ル上者早々出京御出張御役所江差上可申候、依之御請書差上申処、如件

御支配所武州旛羅郡玉井村

未五月十四日

蚕種世話役 鯨井 勘衛

回状 岩鼻県庁

武州賀美郡黛村

萩原全衛 他八人

其組内村々蚕種庚午残紙先達(符)而先達(符)而極印相済候分、別紙之通税永稼人共々取立、来ル廿日迄上納可致、此回状名面下令請印、早々順達留可相返もの也

未六月八日 岩鼻県庁



養蚕世話役

武州賀美郡黛村

萩原 全衛 御回達之趣拝

外壹人 見承知奉畏候

六月九日

児玉郡上仁手村

茂木 安吉

外壹人

榛沢郡新戒村

村岡 嘉平

外三人

深谷宿

須藤 清七

旛羅郡玉井村

鯨井 勘衛

外壹人

六月十一日出県中二付

与頭塚利衛御請

旛羅郡

玉井村

一、残紙六千三百九拾枚

此目四拾六貫三百目

此代永九拾貳貫六百文

鯨井 勘衛

此税永四貫六百三拾文

一、同五千三百七拾枚

妻沼村

此目四拾壹貫貳百目

小池五重郎

此代永八拾貳貫四百文

此税永四貫百貳拾文

紙数壹万千七百六拾枚

合 此目八拾七貫五百目

此代永百七拾五貫文

此税永八貫七百五拾文外永七文三分包分銀

都合永八貫七百五拾七文三分

為金八兩三分下錢八拾文

六月十九日納

原紙税納

員数御鑑札御下帰県 日数三日分

六月十八日立廿日帰村

銀九拾匁

一、金貳朱 茶代

一、金貳朱 下代

一、百文 御腰懸茶代

六月廿二日妻沼村江急使人足手人

回状 新島村江出 人足手人

深谷宿江出 同断

一、八百文

六月廿三日深谷須藤清七、御鑑札御下御沙汰書状、持人足ちん

渡候

六月廿三日右ニ付妻沼村へ急使人足手人

同 廿四日同断

手人

七月五日員数御鑑札御下ニ付回達 上敷免村始壹通継手人

同断 三ヶ尻村迄手人

七月十七日目沼迄書状人足手人

蚕種製造方之義、兼而布告之通纜三五枚之自用品たりとも、三五人申合本部式拾五枚ニ取纏メ、免許鑑札可相願候歟、或ハ最寄製造人免許高之内江合併いたし、製造可致義之处、中二者自用品之義心得違ニ而、免許鑑札不願受製造いたし、或者極印無之原紙等、相用候ものも有之趣相聞候間吃度取札、兼而布告之通取置可致義二者候得共、全一時之心得違も可有之間、此度之義者格別之訳ヲ以、来月十日限極印并免許鑑札願共聞届遣候間、組合村々江不洩様可相達、万一期限之後右様之もの於有之ハ、当人者勿論、村役人共落度たるへく条、心得違無之様小前末々迄無遅滞可相達事

辛未六月十四日午上刻 岩鼻県庁

一、錢八百六拾四文 飛脚賃立替之分

一、同百七拾文 深谷宿

ノ壹貫三拾六文 須藤清七江渡ス

八月朔日

書付 群馬県庁

武州児玉郡児玉町始

本月廿五日武州熊谷駅ニおゐて、武蔵国蚕種優等監定入札ニ付、兼而御布告之通上好之品并出殻繭とも持參、同日朝五ツ時迄ニ罷出、元忍県出張之官員可請差函候、回状刻付ヲ以順達、留可相返もの也

辛未十一月十八日

群馬県庁

武州児玉郡児玉町

坂本久次郎

御回状之趣奉畏候

依之御請印仕候、以上

児玉町坂本久次郎

未十一月十九日巳上刻

同州旛羅郡妻沼村

小池五十郎

拜見承知奉畏候

妻沼村小池五十郎

十一月十九日戌下刻

玉井村

鯨井 勘衛

拜見承知奉畏候

十一月廿日亥上刻

児玉郡沼和田村

長沼幸太郎

一(挿入紙) 覚

一、鏢八百六拾四文 五ヶ村割

壺村分 百七拾三文ツ、

一、三百四拾三文 新戒村江立替相渡

内百七拾三文 深谷宿分引

引ノ百七拾三文

右飛脚賃立替之分此ものニ御渡可被下候、以上

未八月朔日

深谷宿 須藤清七印

玉井村 鯨井勘衛様

追而武蔵国当県管轄之内、蚕種製造人世話役之内為洩出候人名も在之、本文之趣申通し無差支様可取計候

右回章妻沼村到来、沼和田村江継、人足手人

十一月廿一日 銀十三匁請取 十一月廿日昼飯賄

右御回達二付熊谷駅出張 組分

十一月廿五日 賀美郡

黛村 萩原 左衛
沼和田村 長沼孝太郎

榛沢郡

上仁手村 茂木 安吉
宮戸村 金井 総平
阿賀野村 富田 七郎

中瀬村 河田十郎三
新戒村 村岡 嘉平

半 (冲宿村) 富田平九郎

榛沢郡

半 (深谷宿) 須藤 清七

幡羅郡

玉井村 鯨井 勘衛
妻沼村 小池五十郎

児玉郡

半 (児玉町) 坂本久次郎

秩父郡

上小鹿野村 柴崎 佐平
下小鹿野村 森 久吉

同 (大宮郷) 大澤紋右衛門

元忍県幡羅郡

(出来島村) 高野 平六

大里郡

熊谷 武井 萬平
久下村 菅谷源五右衛門

元前橋県比企郡

半 (下唐子村) 馬場 順吾

(河原明戸村其外合併)

元半原県榛沢郡

血洗島村 洪澤 宗助
下手計村 橋本友十郎

都合拾壹組

壹等 落札

熊谷

武井 萬平

貳等

新戒村

荒木常四郎

參等

仁手村

阿久戸重平

右立会 元忍県官員

村田少属様

鈴木

十一月廿七日朝開札濟

惣入費

一、金七兩貳分貳朱卜

惣宿料ノ高

貳拾四貫四百文

一、金貳朱卜四百文

出役人用

一、金貳分貳朱卜貳貫文

組合方入用

一、壹貫四百八十文

紙代

一、金壹兩貳分貳朱卜四貫四百文

昼飯代ノ高

一、金三兩也

茶代

一、金壹兩貳分

竹井ノ品々手当も有之候ニ付

鮭節遣

ノ金拾四兩貳分卜錢三拾貳貫六百八拾文

為金拾七兩貳分卜百八十文

右ヲ拾壹組ニ割壹組ニ付

金壹兩貳分卜錢五百文 勘衛出金

十一月廿七日

十一月廿八日

壹貫貳百文 右ニ付入用

凡積御鑑札願村々持廻り急回章持

四方寺・下奈良・柿沼・新島・三ヶ尻・十六間・玉井・明戸・新

戒・沼尻・石塚

壹貫貳百文

手人

十一月朔日・二日・三日

壹貫貳百文

十二月五日來申凡積書上并勘定割

妻沼村鈴木三六宅会合

不參人多分有之ニ付

(小島村

三ヶ所江急持回状出ス

石塚村

六日曉

男沼村

右回状持ちん

江原村其外

会所ニ而渡

七日朝迄同所詰

葛和田村

俵瀬村

十二月九日

勘衛

凡積書上二付右書類妻沼村江取に遣ス人足 手人

同十一日 同人

凡積書上之義二付新戒村江書状使 手人

御印鑑并鑑札納分請取二遣人足 同人

十一月十一日 手人

〔中扉〕
辛未

蚕種製造高并稼人員書上帳

武州旛羅郡玉井村

鯨井 勘衛

妻沼村

小池五十郎

武州旛羅郡

一、養蚕稼人 拾人 大野村

一、同 九人 善ヶ島村

一、同 式拾人 小島村

一、同 六人 男沼村

一、同 四人 下江原村

一、同 壹人 太田村

一、同 式人 間々田村

一、養蚕稼人 式拾四人 妻沼村

一、同 九人 俵瀬村

一、同 式人 葛和田村

一、同 式人 四方寺村

一、同 壹人 下奈良村

一、同 式人 新島村

一、同 八人 三ヶ尻村

一、同 式人 柿沼村

一、同 壹人 久保島村

一、同 壹人 十六間村

一、同 六人 玉井村

一、同 壹人 上敷免村

一、同 三人 石塚村

一、同 壹人 新井村

一、同 壹人 沼尻村

一、同 式人 明戸村

凡人員百拾八人

製造高

凡積壹万三百枚

一、本部八千貳百八拾貳枚

辛未十二月

武州旛羅郡

此税永八百貳拾貳貫貳百文

凡積三百七拾五枚

来申蚕種製造高凡積書上

一、夏蚕本部五拾貳枚半

御支配所

一、再出本部五百五拾三枚

一、本部 五拾枚

武州旛羅郡

此税永三拾貳貫貳百七拾五文

一、同 貳拾五枚

玉井村 福島 与八

一、夜附本部百四拾壹枚

一、同 貳拾五枚

同 鯨井勘次郎

此税永三貫五百廿五枚

一、同 貳百枚

新島村 新島茂三郎

凡積壹万六百七拾五枚

一、同 百枚

善ヶ島村 須永 定平

合本部九千貳拾八枚半

一、同 五拾枚

同 羽鳥葆一郎

此税永八百六拾貳貫文

一、同 百拾五枚

羽鳥 又市

右之通書上候外、製造高并人員無御座候、以上

代印葆一郎

武州旛羅郡

辛未八月五日

蚕種世話人

一、同 貳拾五枚

同 新六

小池五十郎

一、同 貳拾五枚

飯島 三平

岩鼻県御役所

一、同 五拾枚

高山 豊藏

新井市次郎

〔中扉〕

来壬申蚕種製造高凡積書上

一、同 三百枚

相川角三郎

一、同 貳百枚

齋藤佐次郎

一、同	三百枚		横山喜代作	一、同	貳拾五枚	廣瀬 長藏
一、同	五拾枚		櫻井 勇平	一、同	五拾枚	柿沼村 四分一平次郎
一、同	百五拾枚		横山 重吉	一、同	貳拾五枚	沼尻 柴藏
一、同	百枚		亀井 傳七	一、同	貳百枚	間々田村 横倉弥七郎
一、同	百五拾枚		加藤信次郎	一、同	五拾枚	太田村 小久保佐次平
一、同	五拾枚		鈴木 瀧藏	一、同	百枚	明戸村 葦塚直次郎
一、同	貳百五拾枚		高橋英太郎			代印善藏
一、同	貳百枚		齋藤傳次郎	一、同	五拾枚	根岸 善藏
一、同	百枚		小林 泰作	一、同	貳百五拾枚	新井村 齋藤仙太郎
一、同	百枚	葛和田村	江森三八郎	一、同	五拾枚	沼尻村 木村 喜平
一、同	百枚		島田 六平	一、同	五拾枚	同 大野文五郎
一、同	五拾枚		同 七郎平	一、同	五拾枚	下江原村 江黒長次郎
一、同	百枚		入川音三郎			代印新兵衛
一、同	貳拾五枚	玉井村	腰塚 利平	一、同	貳拾五枚	飯塚次郎吉
一、同	百枚	三ヶ尻村	富岡茂一郎			代印伴吉
一、同	百枚		内田清太郎	一、同	五拾枚	飯塚 伴吉
一、同	五拾枚		柿沼 退藏	一、同	貳拾五枚	妻沼村 田嶋 清八
一、同	五拾枚		同 鷺太郎	一、同	貳拾五枚	指手 善吉
一、同	貳拾五枚		野口長五郎	一、同	貳拾五枚	池田 茂平
一、同	貳拾五枚		中村伊勢吉	一、同	百枚	石塚村 高野 定吉

一 明治3年(1870) 御沙汰御廻状留

一、同	五拾枚	坂田 石三	一、同	五拾枚	萩原 李平
一、同	貳拾五枚	出県二付代印定吉	一、同	貳拾五枚	三木藤五郎
一、同	貳拾五枚	筑井 兵吉	一、同	貳拾五枚	金井 二平
一、同	五拾枚	柳 梅吉	一、同	貳拾五枚	小西 金平
一、同	貳百枚	高野 太平	一、同	貳拾五枚	福地 卯八
一、同	貳百枚	男沼村 高橋 小平	一、同	貳拾五枚	代印金平
一、同	貳百枚	代印忠八	一、同	貳拾五枚	鈴木 八衛
一、同	貳拾五枚	浅見 忠八	一、同	五百枚	斎藤 吉弥
一、同	貳拾五枚	田野 增吉	一、同	五百枚	小池啓三郎
一、同	貳百五拾枚	俵瀬村 荻野廣三郎	一、同	千五百枚	代印五十郎
一、同	五拾枚	常見次四郎	一、同	御鑑札数七拾四枚	
一、同	五拾枚	清水伊三郎	一、同	御鑑札数七拾四枚	
一、同	貳拾五枚	妻沼村 飯田安次郎	人員七拾四人		
一、同	貳拾五枚	三澤 市衛	前書之通来申製造凡積免許御鑑札御下渡被成下度、此段奉願上候、		
一、同	貳拾五枚	代印安次郎	以上		
一、同	五拾枚	須田八郎平			
一、同	五拾枚	鈴木 武平			
一、同	五拾枚	代印八郎平	武蔵国旛羅郡妻沼村		
一、同	五拾枚	堀越兵三郎	辛未十二月十三日 蚕種世話役 小池五十郎		
		代印吉弥	同 鯨井 勘衛		
			群馬県御役所		

同 十五日帰村

壬申蚕種休業人

四方寺村 吉田六三郎

山崎八十八

久保島村 森田 徳次

新島村 村野勇次郎

善ヶ島村 大鷲 周蔵

尾澤 喜平

三ヶ尻村 福島 金蔵

十六間村 中村安五郎

間々田村 椎橋 貞作

葛和田村 桑原弥五郎

妻沼村 須田次郎平

茂木 惣平

高橋 七弥

男沼村 能見六次郎

中里 初弥

俵瀬村 荻野芳三郎

常見国太郎

〔挿入紙〕
一、添書を以得御意候、然者別紙御差紙私方江御渡被成候間、
則御達申上候、御披見御文書御渡之上、飛脚賃銀壹里二付
式勿之割を以御払被下、右御用向御達迄如此早々、以上
申三月五日

玉ノ井村

川越本町

御役人中様

榎本操兵衛〔印〕

御用向添書

一、改濟御印

壹ツ

一、夜附・夏蚕・再出御印

三ツ

ノ四点

一、未凡積御鑑札

壹枚

一、同臨時凡積御鑑札

拾六枚

右御印御鑑札共御返納

十二月十三日

御掛 木村少属様

右願

願人

十二月十二日出立

勘衛

荻野綾三郎

清水 惣平

清水喜三郎

清水 与平

小島村 小林文次郎

外拾九人代兼

妻沼村 堀越 寛作

長谷川徳次郎

鈴木藤太郎

小林 廣吉

堀越 伊平

玉井村 富田勝太郎

田島荒太郎

上敷免村 関根友三郎

廻達 群馬県庁 那賀郡黛村始

記

一、当未養蚕世話役給料之儀、兼而 御布告之通組合内製造人

共衆議之上、相当之給料可請取事

但、請取済可届出事

一、当夏中相渡置候本部臨時鑑札并改印其外、今以返納不致者も有之二付、当月廿五日迄無相違可相納事

一、来申蚕種製造高凡積書、今以不差出者も有之二付、右同日限迄可差出事

右之通相心得、組合限不洩様可相達候、廻章早々順達從留可為返也

辛未十二月十五日 群馬県庁

那賀郡

黛 村 拜見承知奉畏候

十二月十六日 萩原全衛印

児玉郡

上仁手村 同断

十七日 茂木安吉

榛沢郡

新戒村 同断

十七日 村岡嘉平

深谷宿 十八日 須藤清七

旛羅郡

玉井村 御達之趣拜見承知

十九日 奉畏候

児玉郡

児玉村

秩父郡

小鹿野村

右村

養蚕世話役

別紙御回章到来ニ付則御回達仕候間、早々御順達可被下候、已上

右賃錢 錢壹貫七百三拾弍文

黛村

十ヶ村ニ付 錢弍百四拾六文

萩原本衛

未十二月十七日

御村々御世話役中

十二月十九日

御回状写妻沼村通達 人足勘衛手人

同廿五日

差紙

此度蚕種紙本部十五枚、児玉郡沼和田村長沼幸太郎江下渡置候間、其方共申合七同人より早々請取、致試験実地出来立之有無可申出、為其以廻達申入候也

壬申二月十五日

入間県

印

児玉郡上仁手村

御回章之趣

茂木安吉

奉拝承候、

已上

上仁手村

茂木吉印

申二月十八日

一、錢七百四拾文

右之者村々之分共飛脚賃立替候分儘ニ受取申候、已上

十一月十八日

深谷宿 須藤清七

右錢七百四拾文立替

内

一、弍百四拾六文

請分引

引ノ四百九拾文

児玉村ノ受取

右御回章深谷宿ノ継来り、児玉町江継、人足勘衛手人

旛羅郡妻沼村

小池五十郎

同郡玉井村

鯨井 勘衛

榛沢郡新戒村 御回達之趣

秩父郡小鹿野村

村岡 嘉平 奉拝承候、

柴崎 佐平

已上

同郡下同村

申二月十九日

森 久吉

同郡中瀬村

河田十郎三 同断

同日

回章 沼和田村

同郡阿賀野村

富田七郎二 同断

申二月十八日

上仁手村始メ

同郡沖宿村

高田平九郎 同断

十九日

同郡宮戸村

金井 惣平 同断

十八日

同郡深谷宿

須藤 清七 申二月十九日

賀美郡黛村

萩原 本衛 二月十七日

添書ヲ以御達申上候、追日春暖相催候処先以各様益御多興之段奉欣然候、然者当月十三日 御県庁ノ御差紙到来ニ付則拜見仕候処、十五日正四ツ時迄ニ着可相届様之、大急御用向ニ御座候間、不取敢出県仕奉御窺候御回達之通、北海之蚕種本部拾五枚、元岩鼻御県管下武州世話役中江相渡可申候様、嚴重ニ御申渡有之候得共、最早発生ニ向候品ニ付迷惑奉申上候処、為試養蚕場管轄有之候御県一般之義被 仰渡、御採用無之趣当惑仕、無余儀御請仕 帰宅いたし候処、今十七日右種御回達共飛脚ニ而着仕候間、此段申上候、乍御苦劳来廿四日忝組御壺人ツ、御印形御持參、小生方江御出張被下度願上候、其刻委細可申上候、且又御回達之義者順路宜敷御繼立被成、回尾御村ノ至急御返納可被下候、此添状早々御順達、留村ノ御序之節御返却可被成候、以上

申三月十七日

沼和田村

世話役 長沼孝太郎 印

上仁手村 印

宮戸村 印

阿賀野村 印

中瀬村 印

新戒村 印

沖宿村 印

妻沼村

玉井村

深谷宿 清七他行二付

代嶋田小十郎

秩父郡

下小鹿野村

上小鹿野村

右宿村 御世話役中

副啓申上候、右種分配帳仕立上納可仕様被 仰渡候間、無御失念

御印形御持參可被成候、尚代料之之（衍）義者上納二者 不及旨被仰聞候

間、御心得之ため申上置候、以上

右回章 式通

深谷宿々継来り、妻沼村江継 人足手人

申二月廿日

右回状ニ付沼和田村長沼孝太郎宅世話役集会、石狩国札幌郡製造

蚕種一組本部式枚ツ、分配

二月廿四日今同廿五日帰宅

一、壺泊并土産入用立替

金壹分 右蚕種御下二付入用割

孝太郎江渡候

二月廿四日

一、石狩種本部式枚請取

内壺枚 小池五十郎江渡

半枚 二月廿五日 明戸村根岸善藏江渡

八分一 三月七日 三ヶ尻村内田清太郎江渡

福島与八

鯨井勘次郎

蚕種製造免許相願度もの有之候ハ、来ル晦日限可願出、尤期限相

過候ハ、不及取揚候事

壬申二月

県庁

右御沙汰ニ付去未十二月群馬県庁江書上候凡積製造高同様相認

ノ本部八千百枚

御鑑札数七拾四枚

人員七拾四人

前書之通当申蚕種製造高凡積組内取調

去未十二月十三日 群馬県御役所江奉書上候間、何卒以御仁恤

右願之通、製造免許御鑑札御下渡被成下置度奉願上候、以上

武州旛羅郡妻沼村

明治五申年二月

蚕種世話役小池五十郎

玉井村

同 鯨井 勘衛

入間県御役所

右製造高書上

外伺書 三通差上候

二月廿九日出立 日数五日

勘衛

三月三日帰村

吉弥

一、金壹分 宿賃代

勘衛立替

一、金壹分 宿ノ代

一、金貳朱 下女江遣

一、四百文 御腰懸茶代

^(挿入紙) 一、橙色 貳拾銭 五枚

差紙

武州旛羅郡玉井村

蚕種世話役鯨井勘衛

外忝人

右之者過日伺出候蚕種之義ニ付御用有之候条、来ル八日朝四ツ時

可罷出もの也

三月五日

入間県

右榎本操平添書

三月六日四字拜見

同七日

一、銀拾六匁也

勘衛立替也

飛脚ちん壺里ニ付銀貳匁ツ、渡

一、同泊ノ賄

右御差紙ニ付妻沼村江急使人足 同人手人

三月六日戸長へ夜中

三月七日出立 日数五日

同十一日帰村

一、金壹分 茶代 五十郎立替

一、金貳朱也 右代金藏 同

一、金貳朱也 同 常吉 同

一、金貳朱也 下宿いたし候ニ付茶代 同

一、金貳朱也 小僧江遣 同

一、四百文 御腰懸茶代 同

入間県 武州児玉郡児玉町

坂本久次郎へ

入間県

蚕種製造人大惣代申付候儀ニ付、此程相達候趣も有之候処、差向候儀ニ付営業熟練人物宜敷もの、管内人撰之上耆人右大惣代申付、至急租税寮江可差出事

壬申三月十八日 大蔵省

別紙之通大蔵省より申来候ニ付而者、世話役人ニおゐて厚取調人撰之上、至急聴訟課江可申出もの也

壬申三月七日第三時

入間県



児玉郡児玉町

坂本久次郎 三月八日夜子上刻

同郡沼和田村

長沼幸太郎 九日巳ノ中刻

同郡上仁手村

茂木 安吉 十日巳下刻

旛羅郡妻沼村

小池五十郎

同郡玉井村

鯨井 勘衛

榛沢郡新戒村

村岡 嘉平 十一日辰上刻

同郡中瀬村

河田十郎三 十一日辰上刻

同郡阿賀野村

富田七郎次 十日辰下刻

同郡冲宿村

高田平九郎 十一日巳中刻

同郡宮戸村

金井 惣平 十日申下刻

申三月九日

沼和田村世話役

同郡深谷宿

長沼孝太郎 印

須藤 清七 十一日申下刻

黛 村

賀美郡黛村

萩原 左衛 印

萩原 左衛 十日未下刻

本文御村々世話役御中

秩父郡小鹿野村

柴崎 佐平

右回章深谷分継来り、妻沼村江継

人足勘衛手人

同郡同町

三月十三日

森 久吉

追而本文至急之義ニ付刻附ヲ以無遲滯順達、留りより可相返もの

大惣代撰拳集会本庄宿諸井孝次郎宅

也

三月十五日出

勘 衛

至急御用之儀申通候条、宿村送りヲ以無遲滯継立、児玉町ニ至り

壺人ニ付

佐次郎

坂本久次郎へ可相返也

金式分ト四百七十四文ツ、出金

壬申三月七日夜三時出

入間県



外往返入用

武州入間郡川越町より

児玉郡児玉町迄途中宿村役人

添書ヲ以申入候、然者本文人撰之義ニ付而者品々御相談申上度、

乍御苦勞欠席無之来ル十五日、本庄宿仲町諸井孝次郎宅へ御出張

可被下候、委細其節万々可申述候、早々以上

二 (明治) 蚕業得失論

(熊谷市立図書館寄託元素養養蚕関係文書一三)

豚、則未足俱語王道觀此書者以、無七篇之衍義而鄙之、則恐未免為悅其華而惡食其美之人也

〔表紙〕

蚕業得失論

一

予以非才辭官就散私自囿旧学皆与時勢背馳文章、經国大業徒虚語為耳、以是居今之世、亦猶持甫章而往越者矣然予非敢求售也、唯恐其食此祿而無寸効不能以間散、而外尽国家之志因求应分称才公私兩濟之之事、莫如養蚕之益於世也、自是以來一意傾向神積思至頗有所啓發者随得録之以、為此冊盖孟子作七篇之書其說王道者不一而足、然求其所归宿之要旨則五畝之宅一章是也故、七篇内三致焉若其名言警策雖相望於冊終、亦其余論衍義而其執而行之以為王道之始者、則唯曰樹桑曰養雞豚而已矣養蚕之事、俄聞之不過田舍翁一団之茶話世之志名功論高而言清者固不屑置之齒牙間、然衍之而極其義、則自夫所謂養生喪死無憾、以至一民之無不被其沢者莫不举而備之也、恨予無学之文以動人故、其書而筆之者平々如此、亦何異田舍翁之茶話、然其所不似者七篇之文而所似者、則五畝之宅之實事也、讀孟子之書者独悦七篇之衍義而不復留意、於樹桑養

窃二聞ク、我日本国府藩県ノ歳入高三千五十五万九千九百九十石トス、右ヲ四公六民ニ分テハ、公ノ四ノ免現米千二百二十二万三千六百七石六斗ナル、石八兩ノ代金ニ積レハ、九千七百七十八万八千八百六十兩三分三忽トス、新聞雜誌山口藩告諭書ニ因レハ日本府藩県ノ実入凡三、千三百万石トアリ石八兩立ニテ一億三百万兩トナル民ノ六ツ免千八百三十三万五千四百一十一石四斗ノ代金、一億四千六百六十八万三千二百九十兩三朱余トス、上下通計二億四千四百四十七万二千五百二十二兩也、按ルニ海外ノ大政府歳入一億弗以上ノ者ハ、九ヶ国ニ過キスシテ、弗ト兩ト其直ヒ大抵平均スレハ、(スペイン) 皇国歳入ノ等位西班牙・土耳其ノ中間ニ居ル、若シ公ノ收納ヲ平均五ツ免ニ積レハ、千五百二十七万九千五百九石五斗ニ上リ、代金一億二千二百二十三万二千七十六兩トナリ、(フロシア) 以太利ト大抵匹敵スレハ、皇国ノ歳入是迄迎モ多ク、海外富強国ノ下ニ出テス、然ニ若シ米納ヲ変革シ、蚕糸ヲ以テ国ヲ立テ、生糸産出高ノ十分ノ一ヲ貢スルノ規則トスレハ、上中下九等ノ田畑收納ノ多寡ヲ平均シ、大旨従前石高ノ四ツ免、九千七百七十八万八百六十兩三分三忽ヲ九倍シ、九億七千七百八十八万八千六百八兩トナリ、地球内最富強国ト号称スル英仏魯米等ノ上ニ出ル、三四倍ノ歳入

高トナルヘシ、而シテ民間ノ富ヲ算スレハ、又右十分一、九億七千七百八十八万八千六百八両ヲ九倍シテ、九兆七億七千八百八十八万六千八十両トナリ、上下通計十兆七億五千六百七十七万四千六百八十八両ノ数ニ上ルヘシ、此国力ヲ以テ何ヲ求メテ得ヘカラサラン、何ノ望カ遂クヘカラサラン、蓋 皇国専ラ米麦ヲ以テ国ヲ立ル故ニ、世ノ経済ヲ論スルモノ、毎ニ此二穀ノ豊凶損益ニノミ注意シ、他ノ大利益ニ心付サレトモ、海外米麦ヲ産スルノ国ハ少ナカラスシテ、其品亦我国ノ上ニ出ルモノアリ、故ニ米麦ノ価ハ近年ヲ以テ頂上トス、是ヨリ上レハ幾万石モ海外ヨリ持来リ、内外平均スレハ価必ス下ル理アリ、蚕ハ外国ニ産スルノ所稀ニシテ、我国ノ種子ヲ以テ第一トシ、外国人ノ最モ好ム処ナレハ、此上幾百倍ノ産出高ト成テモ、未タ彼ノ望ニ満ルニ足ラス、決シテ外国ヨリ生糸ヲ持来リ、糸ノ価之カ為ニ下ルノ理ナシ、是故米麦ノ田畑ヘ尽ク桑ヲ植付ケ蚕桑ヲ専務トシ、金貨ヲ殖スレハ、食料ニ不自由スル憂ナシ、又蚕糸ヲ盛ニシテ外国人ノ好ム所ニ投シ、内外商法ノ取引益々盛ナレハ、假令物議ヲ生シ不和ヲ醸シ、戦争ニ及ハントシテモ、一旦騒乱トナレハ之カ為メニ、外国人ノ産ヲ敗ルモノ少ナカラサル、故ニ我ヲ愛スルノ情ハナクテモ、已^レヲ憂フルノ心配ヨリ兎ニ角、平和ニ帰スルヨフ取扱人出テ来リ、戦モ止ミ國辱モ受サル事、外国ニモ其比例アル事ナレハ、兵備ヲ嚴ニスル

ヨリ速ニ桑樹ヲ植立ル方、却テ国家ヲ保護スルノ幸福ヲ得ヘシトノ説アリ、尤ノ事也、左スレハ全国中一円ニ桑トナシテモ、患ナキ理ナレトモ、尚深ク思慮ヲ加ヘ、万一ニモ食料ノ差支ナキ為メ、且水田其外桑木ニ宜シカラサルノ田、及ヒ各所養蚕ノ利薄キ地ヲ除ク積ヲ以テ、全国ノ高ヲ中分シ、其半方ヲ桑田ニ変スル算勘ニテモ、一年ノ歳入上下通計、五兆三億七千八百三十八万七千三百四十四両ノ生糸収納高ノ外、米麦ノ半収納凡ソ一億三千万両ノ数ニ欠ケサルヘシ、右ノ計算ヲ以テ、沈思熟慮スルニ、従前ノ経済實ニ其方向ヲ失ヘリト云ヘシ、而シテ外国ノ交際ナクハ、此大利益ヲ得テ真ノ国力ヲ養フノ道ナシ、開港アルニ因テ糸価貴ク、糸価貴キニ因テ国力振フ可ケレハ、開港モ亦我大幸福ナラスヤ、抑皇国ノ歳入ヲ計ルニ、従前逆モ多ク彼ノ大国ニ譲ラス、然ルニ其實力未タ彼ニ及サルハ、畢竟収納ノ費ル処、無用ノ世禄冗兵冗員等ニアリテ、其実用ヲ成サ、ル故也、若シ凡百ノ冗費ヲ節減シ、専ラ実備実力ヲ養ヘハ、屹度外国ニ卓越スル事明了ナル、故ニ至急大改革ノ論起ル所以ナレトモ、俄ニ積習ヲ一掃スル為メニ大沸乱ヲ生スル時ハ、百倍ノ辛勞ヲ費シテ夫程ノ益ナク、却テ開化ニ進ムノ捷徑ニアラス、其辛勞ノ十分一ヲ勞セスシテ、凡百ノ望ヲ遂クヘキ時節到来スル目的アレハ、暫時濶ニ臨ミ魚ヲ羨ムヨリ、退テ網ヲ結フニ決心シ、山野ヲ開キ桑樹ヲ培植スル事至重至大ノ

務ナラン、此基本サヘ立テハ何程ノ大改革モ平穩ニ成就スヘシ、蚕糸ノ大益ヲ早ク悟ラントスレハ、地上ニ金銀ヲ拾ヒ取ルト心得ヘシ、如何トナレハ白金一步ノ目方二匁三分アリ、一匁九匁二分十匁九十二匁トス、羽二重・縮緬ノ類其目方九十目乃至百目アレハ、凡白金十匁ノ価ニ近シ、左スレハ養蚕ヨリ糸ヲ生シ、糸ヲ變化シ絹トスレハ、終ニ其量目価直殆ント白金ト匹敵スルニ至ル也、假令金銀沢山ニ出ル国ニテ、器械發明ノ助ケヲ假ルニモセヨ坑ヲ穿チ、土中ニ入ルヨリ種々ノ危難ヲ侵シ、且手数入費ヲ経テ通用ノドルラルト成ル迄ノ辛苦ト、地上ニ桑ヲ植ルヨリ絹布ニ織立ル迄ノ労ト比シテハ、其難易利害同日ノ論ニアラサルヘシ、因テ思フニ外国人地下ニテ金銀ヲ探リ得ル發明ヲ学ヒ、未タ其利ヲ取り得サル先ニ、莫大ノ金ヲ費シ危ニ近クヨリ、速ニ桑ヲ植付ケ年々地上ニ湧キ出ル、万全ニシテ無忌蔵ノ金銀ヲ拾ヒ取ルヘシ、人々此ノ処ニ心付ハ 皇国人ハ、金ヲ惜マスシテ土地ヲ惜ム事、金ニ百倍スル思ヲナシ、万一此後不幸ニシテ失策アリ償ヲ出ストモ、幾万匁ノ金ヲ渡ストモ、一寸ノ土地ハ不渡ト注意スル事、真ノ和魂報國ノ志アル者ニテ扶桑国人ノ名ニ恥サルヘシ

皇国立国ノ体、米納ヲ変革シ蚕糸十分一ノ取立ニスレハ、公私歳入ノ高前件巨大ノ数ニ上ル事、放誕ノ言ニ似タレトモ、今試ニ桑

田米田一反歩ノ收納ヲ比較シ、以テ其大旨ノ算計中ラスト雖モ遠カラサルヲ示ス、左ノ如シ

地味中等石盛一石許ノ田畑一反歩三百六十坪ノ地へ、一坪ニ桑六本半ツ、植付、平均一本ニ刈桑ノ芽立一貫六百目ニ至レハ、一坪ノ高十貫四百目ニテ、凡蚕繭二升四合ヲ得ヘシ、一升ノ糸目十匁トシ、一坪二升四合ノ生糸二十四匁、此代金三歩^(分)

金一匁ニ糸目三十二匁替へ、百斤五百匁ニ当ル最下ノ相場也、是ヨリ下レハ入費ヲ償フニ足ラスシテ、蚕業必ス廢スルニ至ル事、下文ニ述ル如シ、若シ桑木ノ生立一坪二十貫四百目ヲ得ルハ難クシテ、繭糸ノ收納、此ノ見込ヨリ減スルトモ、生糸ノ相場七百匁ニハ上ル可キ目的アレハ、一反歩ノ金高二三百匁トナルニ於テハ、相違ナカルヘシ、且荷モ製糸ノ方其度ニ当レハ、仮ヒ下等ノ品ニテモ五百匁以上ニ買求メ、外国へ持帰り、屹度利益トナル訳アリテ、我国ニ於テハ五百匁ヨリ下リテハ引合ハスシテ、蚕業衰へ生糸減スル訳アレハ、必ス入用ノ生糸故ニ、一旦ハ内外商売ノ奸計ニヨリ方外ノ底価トナリテモ、漸々実価ニ立戻ラサルヲ得サルハ自然ノ理也、但シ相場ノ崩ツル、ハ、原産ナクシテ山氣アルモノ、或ハ桑ナクシテ分外ノ蚕ヲ養ヒ、或ハ借財シテ分外ノ糸ヲ仕込大利益ヲ得ントシテ、久キヲ持スルノ力ナキヲ早ク奸商ニ洞看セ

ラレ、糸価高低ノ權ヲ彼ニ執ラル、故ニ、時々其欺弄ヲ受ケ非常ノ損益アリ、更ニ目的立チ難キニ似タレトモ、苟モ一年ヲ持久スルノ力アリテ、実価ノ由テ起ル処ヲ察シ、方外ノ高直ニ誘ハレス、又方外ノ下直ニ動カサレハ、奸商亦天理至當ノ報分ヲ奪フコト能ハサル也、人々先ツ此識見ヲ具ヘ、然ル後ニ蚕業ニ手ヲ下スヘシ、然ラサレハ一人ノ挙動ニヨリ、或ハ全国ノ損益ニ関係スレハ、蓋シ小事ニアラサル也、是ニヨリ之ヲ言ヘハ、家産ヲ立テ国益ヲ起スノ方法ハ他ナシ、各其分限ヲ計ルト久キヲ持シ、実価ノ定マルヲ待ツトニアル也

通計一反歩ノ収納生繭八石六斗四升、糸目八貫六百四十目、代金二百七十兩トナル、石八兩替ノ米三十三石七斗五升ニ当ル、石盛一石ノ中等田畑ニテ、米麦綿等ヲ耕作スル勞費ヲ以テ、桑木ヲ培養スレハ、苗植付以後六七年ニシテ此ノ効驗ヲ見ル、難事ニアラサルヘシ、若シ中地以上ノ田畑ヲ以テ之ヲ計レハ、其石盛ノ上ル割合ニハ、桑木ノ生立益々速ニシテ、収納ノ高モ益々上ルヘシ、今且試ニ中田ノ収納ヲ以テ定則ヲ設ケ、右二百七十兩ノ収納高十分一二当ル生糸、或ハ金二十七兩ヲ貢税トシ、高ノ二割五十四兩ヲ地主加地子トシ、諸人用差引ノ余リ小作人ノ益分ヲ計ルニ、凡百十三兩壹分、米ニ積リ十四石一斗五升五合余ニ当ル

頃日武州新地島村辺、從來蚕業盛ナル処ノ桑田ヲ実見スルニ、

桑ノ植付方ハ凡一坪ノ内ニ六株半ノ割合ニテ、地味ハ大抵米麦ニ宜シカラサル悪田ヲ択レテ植付ケ、植付後十二三年ヲ経ルモノハ、一株ノ大サ経リ一尺廻リ許リニシテ、桑ノ新芽太サ指ノ如ク、長サ六尺許リノモノ四五本モ叢立シ、小株ニテモ二十本ニ下ラス、而シテ一本ノ目方凡八十目アリ、平均一株二三本立トシテ、一坪二十五貫六百目トス、刈桑四貫五百目ヲ以テ、凡三百疋ノ蚕ヲ養ヒ一升ノ繭ヲ得テ、糸目十二匁内外ヲ最上ノ養方トスレハ、十五貫六百目ノ高二テ、上繭三升四合余、糸目四十目八分トナル筈ナレトモ、桑苗植付ヨリ六七年目平均一株二十本立ニテ、一升ノ糸目十匁止リ、其直ヒ下品ノ相場百斤十六貫目ニ付、五百兩替ノ積リヲ以テ、一反三百六十坪ノ収納ヲ計ルニ、其利益本文ノ如シ、其入費差引ノ子細ハ、一株二十本立チ一坪二六株半ノ刈桑、一反歩ノ高三千八百八十貫目ヲ以テ、産出スル生繭八石六斗四升、生糸八貫六百四十目、代金二百七十兩ノ内ニテ、養蚕手間人数凡繭一石ニ付六十人、製糸手間凡三石ニ付百人、一人ノ賃銀平均二朱トシテ、蚕子飼立ヨリ生糸トナル迄ノ手間、人数凡七百五十人ノ賃銀九十三兩三歩、諸道具損シ料十五兩、収納高ノ一割二十七兩ヲ税金トシ、高ノ二割五十四兩ヲ地子トシテ、通計入用百八十一兩三歩引、残り八十八兩一步小作

人ノ益分トナル処、右入費ノ内養蚕并製糸中、凡百日許ノ間
 家内ニテ働ク分、二百人手間二十五兩ヲ除キ、益分ヘ加ヘレ
 ハ、百十三兩一步^⑧ノ利トナリ、八兩替ノ米十四石一斗五升五
 合余二当ル

大旨従前ノ米納ヨリ、年貢五倍半ト一斗二升五合増シ、加地子七
 倍半ト三斗五升増シ、作益六倍ト一斗五升五合余増トナル、如何
 トナレハ従前中等位ノ田畑一反歩夏秋二毛何作ノ収納ニテモ、終
 年力田ノ所得米ニ積リ五石ニ過キス、此内石盛高五ツ免五斗ヲ租
 税トシ、五升ヲ村入用トシ、八斗ヲ地主加地子トシ、凡一石六斗
 五升許リヲ以テ諸入費ヲ弁シ、通計三石引残り、二石許リノ作益
 アレハ豊饒ト称スル処、之ヲ桑田ニ変シ生糸ノ取立ニスレハ、一
 反歩ノ収納高凡二百七十兩ノ十分一、税金二十七兩、石八兩替ノ
 米三石三斗七升五合ニ当レハ、従前五斗ノ租米ニ比シテ五倍半ト
 一斗二升五合増シ也、地主加地子五十四兩六石七斗五升ニ当レ
 ハ、従前ノ八斗ト比シテ、七倍半ト三斗五升増也、小作人ノ作益
 百十三兩一步十四石一斗五升五合ニ当レハ、二石ト比シテ六倍半
 ト一斗五升五合増也、是レ其ノ彼レ此レ多寡損益、比例ノ確著タ
 ル者ナレトモ、尚未タ其利ヲ尽スノ論ニ非ス、若シ山畑田従前石
 盛底下ノ地ヲ以テ之ヲ計レハ、其加培^⑨之數益々大ナルヲ見ルヘシ、
 何トナレハ山田畑ハ往々竿延ヒ二三十坪モ有之、且高盛僅二五六

斗以下、二三升ノ処モアリ、其免取モ亦郷田ノ比ニ非ス、今其中
 等四斗盛、村入用共五ツ免ノ地ヲ以テ云ヘハ、年貢一斗五升村入
 用五升、加地子三斗許ヲ除クノ外、入費差引一石五六斗ノ作益ニ
 過キサルヘシ、然ルニ桑木ノ培養シ易キ五穀ノ比ニ非ス、苟モ五
 種ノ生立ル三四斗盛ノ高ヲ受ル地ニテ、桑木ノ繁茂セサル理ナシ、
 或ハ一二年遅速ノ相違アル而已ニテ、一反歩ノ生糸二百七十兩ノ
 収納アルニ至ル可キハ必定也、左スレハ従前一斗五升ノ租米上リ
 テ、三石三斗七升五合トナレハ二十一倍半増ニ当ル、三斗ノ加地
 子六石七斗五升トナルモ亦二十一倍半増ニ当ル、作益一石五斗ノ
 モノ、十四石一斗五升五合トナレハ、八倍ト六斗五升五合ニ当ル
 ナリ、是ヲ以テ之ヲ推セハ郷田山田上中下九等ノ地味、一様ニ論
 ス可カラスト雖トモ、十年ノ後通計年貢加地子十二三倍、作益五
 倍ノ數ニ上ルハ必スヘキ也

此言、俄ニ之ヲ聞ク怪ム可キニ似タレトモ、大抵入費加一倍
 ノ利益ヨリ、積累スルノ數ニ過キス、凡財業ヲ以テ活計ヲ為
 スモノ、加一倍ノ利潤ヲ得ルハ蚕業ニ限ルニ非ラス、他ニ比
 類多キ事ナリ、只土地ヨリ生スル米麥ノ収納、僅二四五十金
 ニ過キサル事習慣トナル故ニ、一反歩ノ収納高二三百金ニモ
 上ルト聞ケハ、人々驚キ怪メトモ、其地ヨリ生スルモノ米
 麥ヨリ貴キモノナク、四五十金ノ利入ヲ以テ頂上ト思フハ時

勢ニ暗キ陋見也、土地ハ本ヨリ其所ノ盛栄ニヨリ、何程ノ金高ヲ生ルモ際限ナキモノ也、人煙乏シク開ケサルノ地ハ、千百町歩ノ地モ一錢ニ当ラサレトモ、現今米國ニフヨルクノ^(ニニューヨーク)地其屋賃ノ貴トキ事、凡一坪ニ付一周七日間ニ二弗以上ヲ払フト云フ、一年一坪ノ金高百弗余ニ当レハ、一反三百六十坪ノ地ヨリ、通計凡三万六千兩余ノ金ヲ生ス可シ、二三三百兩ニ於テ何ソ怪ニ足ンヤ、予嘗テ聞ク旧幕府ノ時、始メテ外国船入港税ヲ定ムルニ、一艘十五金ト定メタルヲ以テ、格外ノ高税ト思ヒシニ、我国使節船彼國へ入港スル時、殆ント我國十倍ノ税金ヲ取ラレタルニ驚キ、始メテ各國船税ノ定額アルヲ覺リタル由、邦人ノ西洋人ト其着目ノ相違スル事毎々此ノ如シ、是レ則俱ニ併立シ難キ所以ナリ、若シ我カ内地ノ貴キ事金穴ニ均シキ理ヲ弁ヘス、土地ヲ惜ムノ情薄キ時ハ後世ノ患、恐クハ墨西哥^(アラスカ)ノ地ヲ米國へ売渡シタル後、早速ニ金山ヲ発見シ盛ニ國益ヲ起スヲ、羨ミテモ悔ミテモ、再ヒ取返シ難キニ近キ事モアランカト、私ニ杞憂スル余リ敢テ此ニ妄言ス

^(欄外)「引証伝聞ノ誤アリ、未タ改正セス」

蓋シ今日ノ山野未タ全ク開ケス、地ニ遺利多キハ畢竟租税重クシテ、地主小作ノ利薄キ故也、然レトモ既ニ米石ヲ以テ國ヲ立レハ、租米今日ヨリ薄ケレハ政府ノ權益々輕ク、百事皆為ス可カラス、

今日ヨリ重ケレハ民益々窮シテ地益々開ケス、進退皆不可也、而シテ其弊也、専ラ米石ヲ恃ミ、以テ國ノ用度ヲ弁スルニアリ、夫レ米ノモノタルヤ重大ニシテ移動シ難シ、陳敗^(腐カ)シ易フシテ其値直卑シ、且外國ノ乏シキモノニ非ルモ亦其甚好ムモノニ非ス、故ニ年々之ヲ運輸漕漕シ、以テ金貨ニ化スト雖トモ、畢竟我國内地方ノ豊凶ニヨリ、米金貿易互ニ其融通ヲ得ル目前ノ、小便利ニ過キサレハ、米ハ年々新ニ生スト雖トモ、金ハ旧來國內ニ存スル今昔同一ノ数ヲ以テ、徒ニ東西其処ヲ易ルノミナレハ、極メテ之ヲ云ヘハ、内庫ノ金外庫ノ米、時々其所蔵ヲ交換スルニ殊ナラス、毫モ増殖スルノ理ナシ、假令新鑄ノ金年々増ト雖トモ、其年々外國へ輸出ノ数ト乗除スレハ、恐クハ未タ其年ニ欠ル数ヲ、補フニ足ラサルヘシ、故ニ専ラ米納ニ注意シテ經濟ヲ成セハ、百年ヲ経ルト雖トモ国力振フ可キノ期ナシ、若シ速ニ基本ノ方向ヲ一變シ、蚕糸ヲ以テ國ヲ立テ、其租額モ亦十一ノ貢ニ越ヘサレハ、自今以後新田開拓ノ収納日ニ益シ歲ニ積ミ、予未タ其果シテ幾十倍ノ数ニ上ルヲ知ラス、況ヤ養蚕ノ業僅ニ五十日ニテ成就シ、製糸ノ業五十日ヲ加ヘ凡百日ノ勤メヲ以テ、既ニ地球内無上ノ国力ニ生出シ、其餘二百六十日ノ暇ヲ以テ又此糸ヲ變化シ、稼キ出スノ金尚其幾巨万万^(百)トナルヲ計ル可カラス、且此金大抵外國ヨリ年々輸入スル数ナレハ、今年入ルノ金皆去年未タ有ラスシテ、新ニ殖スル

モノ也、土地ヨリ産スル生糸源々出テ尽キサレハ、外国ヨリ入ルノ金モ亦年々積ンテ散セス、且糸ハ米ニ比シテハ永ク保ツヘキモノト雖モ、金ノ万世不朽消尽サルモノ、比ニ非ラス、我ハ毎ニ終ニ破敗消尽ニ帰スルノ糸ヲ出シテ、万世不朽ノ金ヲ入ル、予其結局之勝算必ス我ニ在ルヲ知ルナリ、夫各国ノ土産皆天ノ分予スル処ニシテ、人力ノ強ユ可カラサル者也、英吉利^{イギリス}ノ鉄、墨西哥ノ銀ノ如キ、皆天授ニ出ツ故ニ他国是ヲ健羨スルト雖トモ、終ニ及フ可カラサル也、我国ノ生糸及ヒ楮・茶モ亦之ニ近シ、若シ此ノ天予ニ基キ以テ外国ト貿易スレハ、其産出ノ高愈増スト雖トモ、其価大ニ下ルノ憂ナシ、故ニ今日ノ策ヲ計ルニ人々皆桑田ヲ養フハ、地上ニ金銀ヲ拾フノ大利益ヲ發明シ、専ラ輕量高価ニシテ移動シ易キノ絹糸ヲ輸出シ、以テ金貨ヲ殖シ、米石ハ全ク食料ニ充ルノ具ニシテ、此ヲ以テ国ノ用度ヲ弁スルモノニ非スト心付、又一層ノ發明ヲ進メハ、食料ニ充ルモノ米麦ニ限ルニ非ス、山野間廢ノ地ニ牧養スル牛羊豚ノ肉ニテモ、命脈ヲ存スヘシ、酒造必ス米ニ限ルニ非ス、木実或ハ芋菽ノ類ヲ以テ製シタル酒ニテモ、酔ヘシ樂ムヘシ、畢竟我国ノ通患一タヒ足ヲ挙レハ、必ス此ノ重大運輸ニ不便ノ米石ヲ以テ、到ル処ニ尾從セサル可カラサル、故ニ百事皆丁重ヲ免カレス、終ニ人々移住ヲ厭フノ風習トナリ、国土ノ開ケス、兵ノ強カラサル、専ラ是ニ之レ由ルト心付ケハ、十年ノ後

米麦ノ田、今日ヨリ半減スルト雖トモ、予其食料ノ益々多キノ理アルヲ見テ、未タ不足ノ憂アルヲ見サル也

蚕ハ我 日本国天授ノ名産、富強ノ基礎ニシテ、糸価ノ高低ハ蚕業盛衰ノ表的大切ナル事故ニ、内外奸商ノ愚弄ヲ受サル為、其実価ノ由テ起ル処ヲ講究スルニ、当春ノ如ク生糸ハ一兩ニ四十目替ヘ、生繭ハ兩ニ六七升、或ハ一斗替ノ下落ニ極リテハ、入費ヲ償フニ足ラサルヲ以テ、蚕業廢止ニ至ルノ理アレハ、是レ必ス実価アラスト見込ヲ立ル処

大抵蚕子飼立ヨリ生糸ヲ製スル迄ニ、一升ノ繭糸目十匁ニ付凡一人手間十匁ヲ費ス、外ニ刈桑凡四貫目ノ代銀并諸雜費トモニテ六七匁、通計十六七匁ノ元入レヲ以テ、十匁ノ糸ヲ製シ、兩ニ四十目替ヘ十五匁ニ払ヘハ二匁ノ損トス、況ヤ今年ノ如ク一貫目二匁替以上ノ買桑ヲ以テ、養フモノハ其損耗如何ソヤ、是則チ生糸ノ直ヒ下品ニテモ、三十目替以上ニ立戻ルニアラサレハ、得失相償ハサルニ懲リテ、蚕業必廢スルノ理也

其後繭糸ノ直ヒ追々相上リ、大抵実価ニ立戻ル勢アレハ、頗ル先見ニ似タレトモ、当春生糸ノ相場大ニ下リタルハ、別ニ子細アル由ナリ、予是ヲ或人ニ聞ク、曰英國人ノ話ニ日本ノ糸其品宜シカ

ラサルニ非ス、只如何ンセン其製粗ニシテ、切ルレハ切レタル儘ニ繰取タル糸故ニ、我国へ持帰り再ヒ繰替へ器械ニカケ織立ントスレハ、大ニ手数ヲ費ス上ニ半ハ屑糸トナリ、其量目大ニ減スル故ニ直ヒヲ下シテ求メサルヲ得ス

従前浜出シノ糸ハ、打付ケ取リトテ切レタルマ、其上へ打付

テ、繰リ取ル由ナレハ英人ノ言尤ナリ

又仮ヒ其価安クトモ是迄通ノ製糸ナレハ、先ツ無用ナリト申スニ由リ、左スレハ如何スレハ其望ニ叶フヤト尋ルニ、彼レ曰ク糸ノ切レタルヲハ念ヲ入レ之レヲ続キ、細大ノムラナキヨフニ其度ヲ定メ、カセノ大サハ曲尺四尺八寸、一廻リヲ六千廻リニテ、其目方三匁二分ヨリ五分迄ト定メ、ヨリノ加減ハ凡長サ一尺ノ内ニテ七分五厘チ、ミ、九寸二分五厘トナルヲ度トス、此ノ如ク精製スレハ欧亜全洲何レノ国へ持帰りテモ、再ヒ手数ヲ費サス其マ、器械ニ掛ケ織立ラル、故ニ、上品ノ糸ハ百斤十六貫目ニ付、九百五十弗ヨリ千弗、中品ハ七百五十弗ヨリ八百弗、下品ハ五百五十弗位ニ買取ヘシト申スニ付、大ニ悔悟シ急ニ糸製ヲ改メ、其注文ノ如ク精製スル処、果シテ直ヒ大ニ上リ、東京産ノ生糸ハ奥信甲等ノ名産ニ比シテハ、其品位頗ル下ルト雖トモ、現今七百五十弗ヨリ八百弗ニ引請ルヨフニ相成タル由、左スレハ糸製ノ粗悪ニヨリ一旦底下ノ極ニ至ルノ後、其製ヲ改メ立戻ルノ相場ナレハ、更ニ

下落スル筈ナシ、各地水土ノ異常ニヨリ格別ノ上品トナリ、又格別ノ下品トナルハ、人力ニ及フ可カラサルトモ、苟モ其製方度ニ当レハ、中品八百弗ノ等位ニハ至ルヘシ、各地ノ原価ハ開港場ノ相場ヨリ百弗位モ下ル積リヲ以テ、七百弗ヲ我七百兩トシテ算ヲ立ルニ、糸目十六匁ニ付二歩三朱七分五厘トナル、桑田一坪二刈桑ノ目方六貫七百五十目出レハ上繭、一升五六合ヲ得ル、此糸目凡十六匁強代金二歩三朱七分五厘、一反三百六十坪ノ収納高、生繭五石四斗、生糸六貫目代金二百五十二兩トス、内養蚕并製糸ノ手間人数凡五百人ノ賃銀、五十八兩一分一朱二分五厘平均一人、諸七匁ノ割、道具損シ料凡十二兩、生糸収納高ノ十分一六百日ヲ租稅トシ、代金二十五兩二匁五分、通計入用九十五兩一步二朱引キ残り、利益百五十六兩二歩二朱トナル処、右入費ノ内家内ニテ働キ分、養蚕製糸中凡百日ノ間、一日二人二百人分ノ賃金、二十三兩一分一朱一匁二分五厘ヲ除ケハ、全ク出金七十二兩一步一朱二匁五分ニテ、益金百七十九兩二分二朱一匁二分五厘トナリ、八兩替ノ米二十二石四斗五升五合余ニ当ル、若シ他人ノ桑田ヲ小作スルモノヲ以テ云ヘハ、右百七十九兩二分二朱一匁二分五厘ノ内ニテ、地主ヘ差出ス地子、凡一反歩収納高ノ二割、糸目一貫二百目ノ代金五十兩二分一朱一匁二分五厘引キ残り、百二十九兩一朱ノ作益トナル、二反歩ニテハ二百五十八兩二朱、八兩替ノ米三十二石二斗六斗五五

合余ニ当ル、此算計ヲ以テ云ヘハ、持地アル者ハ論ヲ待タス、仮ヒ他人ノ桑田ヲ預リ畑作スルトモ、二反歩ノ内ニテ十口ノ生計ハ十分相立ツヘシ、予曾テ遺人ヲ拾ヒ人ト為スノ説アリ、遺人トハ何者ソヤ、近日山口藩告諭書ニ、所謂我国百有余万ノ士族卒、正米七百万石ノ世禄ヲ坐食スルモノ是ナリ、此ノ人也、当節柄帰農ヲ口ニスルモノ有レトモ、決シテ冬耕夏畦力田ノ苦ミニ堪ル者ニアラス、又耕ヲ以テ今日ノ家禄ニ易ントスレハ、田ノ反歩一町以上ニシテ、二三人ノ耕奴ヲ養フニアラサレハ、一家ノ産ヲ作スニ足ラスシテ、其田ヲ求ムルノ費亦容易ナラス、且此一町歩ノ田ヲ力耕シ、仮ヒ反ニ米三石麦二石許リヲ収納スルトモ、麦ハ尽ク下男・婢ノ食料給金ニ費ヘ、米ハ大抵三分一ハ年貢ト村入用トニ引ケ残り、二十石ヲ取り納メテモ九倍ノ田ヲ耕ヘシテ、其利ハ反テ十分一、桑田一反歩ノ収納ニ及ハス、費ヘ多クシテ益少シ、何ヲ以テ活計ヲ立ンヤ、二反歩ノ田ヲ求ムルノ入費ハ、一町歩ノ五分一ニテ力ニ及ヒ易シ、養蚕製糸ノ業莫大ノ労費アリト雖トモ、其費ハ一年ノ内ニ相償ハレ、其労ハ力ニ属セスシテ専ラ心手ノ巧ニ係レハ、苦ミニ堪ユルノ力無クテモ、煩ニ堪ユルノ氣根アレハ、軟柔ノ女手最モ妙ト為ス、力耕ノ事ト全ク相反ス、是レ却テ農家ノ難キ所ニシテ、土家ノ易スル所ナリ、且農業ノ家造リハ土間広カラサレハ差支ヘ多シ、蚕業ハ専ラ床上ノ事ニ係レハ、土間ハ狭

小ニテモ床上ノ広キヲ要ス、士人ノ屋敷最モ蚕業ニ便ニシテ、農業ニ不便トス、若シ其業ノ巧拙且其年ノ豊凶ニヨリ、収納ノ相違スルハ論外ナレトモ、桑田苗植付ヨリ五六年一坪ニ、刈桑ノ目方六七貫目ニ至ル迄漸々ニ試業シ、其手際桑ト俱ニ長シ、二反歩ノ収納ヲ以テ、家禄ニ易ヘテ余リアルニ至リ、又其十分一ノ貢税積ンテ十倍余ノ国力トナレハ、始メテ自ラ其力ニ食シ報国ノ寸効モ相立チ、聖世ニ生息シテ恥ナキノ人トナルヘシ、是レ之ヲ遺人ヲ拾ヒ人ト為スト云フ也、夫レ蚕業ノ利益右ノ如クニシテ、今日非役ノ士族卒ノ營業ニ敵當シ、禄ニ易ルノ捷徑也、況ヤ此業盛ナレハ一反ノ桑田ヨリ、六貫目ノ生糸ヲ産出スル迄ニ、凡六百ノ稼業出来シ、十一二ノ童男女ニテモ皆夫々ノ役ヲ執リ、相当ノ賃錢ヲ得テ、半人或ハ四半人ノ用ヲ成シ、此外又必用ノ諸器械ニ費ユルノ金ハ、皆其物ヲ製スルモノ、益トナリ、各活計ヲ立ルノ便ヲ得レハ概シテ是ヲ云フ、益ハ素ヨリ益ニシテ費ヘ亦益也、詰リ一反歩ノ地ヨリ、年々三四百兩ノ金貨ヲ掘リ出スニ当ル也、然リト雖トモ禍福吉凶利害ノ相依ル事、譬ヘハ糾索ノ如シ、蚕業ノ利益幸福ハ既ニ前ニ縷陳スル如シ、若シ其弊害ヲ挙クレハ、差向キ人々ノ心付ク処ハ、米田変シテ桑田トナレハ、一旦凶荒アル時ハ忽チ食料ニ艱ムノ害ヲ恐ルレトモ、夫ハ人智ノ進ムニ從ヒ専ラ米ヲ恃ハ、國勢ノ振ハサル原由ニモ心付キ、又養生ノ説ヨリモ追々肉食

盛ニナリ、米ノ乏キヲ補フ丈ハ、余計ニ産出スルモノアルニ至ルヘシ、且苟モ米価貴ケレハ支那或ハ印度ノ地方ヨリ、必ス舶来スル故ニ、凶飢ニ迫ルノ患ハ深ク慮スルニ足ラスシテ、患ハ却テ金ノ融通ニ過ル処ヨリ生ヘシ、何トナレハ従前田畑ノ農業ハ、其利薄クシテ其時限永シ、終年勤苦シテ僅ニ粗衣粗食ヲ弁スルニ過キス、少シク怠レハ忽チ活計ニ追ハル、故、已ヲ得スシテ力ヲ農耕ニ尽シ、他事ニ暇アラサル処、若シ蚕事相開ケハ仮ヒ一節ノ煩勞ハ、四時ノ働キヲ一時ニ勉ムル程ノ勞アリテモ、詰リ筋力ノ事ニ相関セス、其益分ハ農事ノ四五倍以上ニモ相成リ、一勞シテ永逸一年ノ内ニ二百余日ハ偃臥シテ、飽食スルトモ差迫ルノ憂ナシ、小人間居スレハ不善ヲ謀ルノ外、別ニ志慮ナキモノナレハ博奕飲食放蕩ノ徒、必今日ヨリ増長シ、到ル処ニ惰農多キニ至ル可シ、此弊害ヲ預防スルニハ金ノ殖スルニ先チ、郷校ヲ盛ニシ遊惰ヲ禁シ智識ヲ開キ、幼稚ヨリノ養ヲ正シ、人々ヲシテ名分条理ヲ弁明セシメ、余金アレハ是ヲ他ニ浪用セスシテ、専ラ才識ヲ磨キ国益ヲ起スノ、志慮ヲ振發スルヨフニ法ヲ設ケ、鞭督スルヲ要スヘシ、然レトモ教ハ染ミ難クシテ利ニハ走り易ク、勞ニ驅ルハ水ヲ逆ニ流ス如クニシテ、逸ニ赴クハ猿ニ木ニ登ルヲ教ユルノ勢也、今日坐食安逸スルノ士人ニシテ、蚕業ヲ為スハ安逸ヲ棄テ勤苦ニ就ク事ナレトモ、今日耕作ニ勤苦スル農夫ヲシテ、蚕業ヲ為サシムル

ハ勤苦ヲ棄テ安逸ニ就ク也、其害或ハ他日ニ發スルモノアラシ、且今日ノ士卒一口ニ無用人ト見コナセトモ、之ヲ農民ニ比スレハ一般ニ素教アリ、志識アルモノナレハ仮ヒ融通アルニ至ルトモ、其弊害少キニ似タリ、況ヤ即今帰宿スル処ノ地ヲ求ルノ、融通ナキニ苦ムモノナレハ、桑田ハ差向士卒帰田ノ巢穴ト決スヘシ、從來蚕事下民ノ職業ト成リタル地ハ、格別ノ事ナレトモ、今日ヨリ新ニ之ヲ開クノ地方ニ於テハ、利害得失末流ノ弊害ヲ熟慮シ、其預防ノ宜ヲ処シ、務メテ安逸ヲ移シテ勤勞ニ就カシメ、勤勞ヲ移シテ間居安逸ニ至ラシムルナキヲ要スヘシ

蚕業ノ利益ハ前文ニ陳述スル如クナレトモ、徒ラニ其利益ノミヲ聞キ、其勞費ヲ弁ヘサルモノハ十分一ノ地稅ハ輕シトシ、十分二ノ加地子ハ厚キニ過ルノ説ヲ以テ、聚斂ノ志ヲ起シ、所謂人ノ自由ヲ妨ケ、切角国益ヲ盛大ニスルノ路ヲ、塞クニ至ルモ計リ難キ故ニ、預メ之ヲ言サルヲ得ス、予嘗テ老農ノ談ヲ聞クニ、一反歩ノ田ニテ米麦二毛ノ耕作、種卸シヨリ収納スル迄ノ手間百三四十人ニ過キスト云フ、是ヲ一反歩ノ桑葉ヲ以テ蚕ヲ養ヒ、生糸ヲ収納スル迄ノ人数手間ニ比スレハ、三分一二足ラス、左スレハ蚕業ノ利益米麦田収納ノ三四倍余ニ当リテモ、本ヨリ三四倍ノ元入レ相応ノ報ヲ受ルニ過キス、豈是レヲ非分ノ利益トセンヤ、只蚕業

ノ便利ト云フハ米入ニテハ、一町歩ノ田一家ノ産ヲ立ルニ足ラサルノ地ヲ以テ、五家ノ産ヲ立テ、余リアレハ、同反歩ノ内ヨリ四家ヲ容ル、ノ余地ヲ得ルノ便アルト、又蚕業ハ米麦ヲ耕作スル四時ノ勞ヲ一時ニ働キ、其収納モ又一時ニ取越ス故、三時ノ余間ヲ以テ、或ハ文武ノ学ヲ修メ、或ハ其他百般ノ營業ニ力ヲ尽スヲ得ルノ便アルト、又其働キハ繁劇ニテモ、心手ノ勞ニ属シテ力役ノ事ニ関セス、薄弱ノ婦女童子耕作ニ用ユレハ、半人ノ用ヲ為サ、ルモノモ、屹度一人分ノ用ヲ為シ、無用ノ人ヲ活用スルノ便アル処ヨリ、大利益ヲ起ス事ナレトモ、畢竟皆其勤勞ニ報答スル至當ノ天理ニテ、決シテ僥倖ノ利ヲ私スルニアラス、況ヤ多人数ヲ役使シテ活物ヲ取扱フ事ナレハ、少シモ由断相ナラス、日夜心勞シテ成就スルノ業、入費差引格別ノ利益ナキ時ハ、誰カ之ヲ為スモノ有ンヤ、然レハ生糸ノ税収納高ノ十分一ヨリ輕クシテ、其業ヲ勸ムルノ理ハアリテモ、十一ヨリ重クスルノ利ナシ、若開港場ニ於テ外国人へ売込ノ節、二重ニ税金ヲ収ムル事ナレハ、各地方生糸ノ原税八十一ヨリ輕キ方至当ナラン、況ヤ果シテ此業盛大トナリ、他ノ力役工作ニ用ヒ難キ士人及婦女童子、皆此ノ内ニ於テ自ラ生計ヲ為スニ至レハ、其国益トナルモノノ幾クソヤ、故ニ其税益薄ケレハ其業愈盛ニシテ、其国益ハ税ヲ益スノ幾十倍ニ当ルヲ計ル可カラサル也、又他人ノ桑田ヲ預リ蚕業ヲ営ムモノ、二割許ノ

地子ヲ出スハ多キニ似タレトモ、其二割ヨリ下ル可カラサルノ訳ハ、一反歩ノ桑ヲ以テ蚕ヲ養ヒ糸ヲ製スルノ勞費ハ、米麦ヲ耕作スルヨリ三四倍余ニ当テモ、一反歩ノ桑木ヲ培養スルノ手間入費ハ、却テ米麦田ヲ耕作スル勞費ノ三分一二足ラサル程、容易ナルモノ故ニ、若シ二割以上ノ地子ヲ出シテ、桑田ヲ細作スルニアラサレハ、地主ハ何反歩ノ桑田ニテモ自カラ之ヲ作配シ、株桑ノマ、売払フ時ハ、仮ヒ一貫目ノ刈桑一匁五六分替ヘノ安直ニ積リテモ、一坪二六貫五六百目アレハ、一反ノ収納金六十兩余トナル、是ノ故ニ地主ノ加地子、桑葉ヲ刈払フノ利ヨリ薄ケレハ、桑田ヲ預ケルモノナクシテ、小作ノモノ反テ百金余ノ利益ヲ取失フニ至ルヘシ、此ノ如ク反復シテ其理ヲ推究スル時ハ、租税ハ桑繭糸各色ノ取立ヲ合シテ、凡生糸収納高ノ十一ヨリ上ル可カラス、地子ハ二割ヨリ下ル可カラサル事明カナリ

桑田一反歩十分一ノ税、従前米納ノ四五倍或ハ七八倍ニモ当ルト云ハ、凡一反歩ノ桑ヲ以テ産出スル生糸ノ、代金高ヨリ算スル事ナレハ、之レヲ専ラ桑田ニ賦シ、蚕ヲ養ヒ糸ヲ製スト否ラサルトヲ問ハス、桑田ヲ所持スルモノハ必ス、生糸十一ノ税ヲ責ル時ハ、独り田ニ税アルノミニテ、蚕業糸業ニ税ナク公平ナラス、又桑繭糸ノ各色ヨリ各十一ヲ取立ルハ、聚斂ニ属スニ似タリ、税金ノ目的ハ大抵四貫五百目ノ刈桑ヲ

以テ、一升ノ繭ヲ得、一升ノ生繭ニテ生糸九匁ヲ得ル処ヨリ
 割り出シ、生糸代金ノ十分一ヲ以テ、田ト繭ト糸トノ各業ヘ
 当分ニ割賦シ、三業ヲ兼ルモノヘハ全ク取立、二業ノモノヘ
 ハ二分ヲ取立、一業ノモノヘハ一分ヲ取立ル事ニスレハ、何
 レモ輕重平均シ、詰リ一反歩ノ地ヨリ出ルノ税金、従前米納
 ノ幾倍数トナルニ於テハ同一理也

或人曰、予ノ蚕事ヲ論スル大抵遺漏ナシ、然レトモ我日本国過半
 ハ蚕糸ヲ業トスルノ盛ナルニ至レハ、何程外国ニ乏シキ品ニテ、
 其懇望スルモノト雖トモ、終ニ輸出ノ多キニ過キ直ヒ下ルハ必定
 也、左スレハ其金高ノ増加スル今日ノ目的何ソ期ス可ンヤ、曰ク
 然リ、姑ク其直ヒノ下ラサル説ヲ置キ、果シテ大ニ下ルニモセヨ、
 人々彼我好悪ノ偏見ヲ去リ、天下普通ノ公論ヲ以テ言フ時ハ、凡
 ソ人ノ被服トナルモノ、其種類甚タ多シト雖トモ、終ニ絹布ノ上
 ニ出ルモノ無カルヘシ、斯ノ上品ノ絹布ニシテ直ヒ大ニ下ルニ至
 レハ、本ヨリ其数等下ニ居ル毛綿類ハ、其直ヒ土芥ノ賤シキ如ク
 ナル可シ、其他内外百種ノ物品モ準シテ相下ルハ必定ナリ、天下
 ノ物品一般ニ下ル内ニ於テ、絹布ノ直ヒ苟モ其上ニ居レハ、尚本
 来貴キノ実価ヲ存ス、下ルト雖トモ曾テ下ラサルト一也、仮ヒ被
 服ト關係ナキノ品ハ、従フテ下ル理ナシト云トモ、凡被服ノ類皆

下リ、毛布ノ賤シキ土芥ト同シキニ至ルモ、亦西洋各国ノ憂ヒナ
 リ、如何程洋癖ノ人ニテモ毛布ト絹布ト比シテ、其精粗好悪ノ差
 別ハ弁スヘシ、若シ毛布ト絹布ト同価ナレハ、誰カ絹布ヲ棄テ、
 毛布ヲ求ムルモノ有ン、故ニ絹布ノ直ヒ下リテ求メ安キハ即チ絹
 糸ノ益々流布速ニシテ、毛布ノ益々下リ益々捌ケサル所以ナレハ、
 其憂ハ我ニ在ルニ非ラスシテ彼レニ在リ、此理ヲ覺レハ只其産出
 ノ少キヲ憂フ可クシテ、其直ヒノ貴賤ハ問ハスシテ可也、或ハ當
 今毛布ノ輸入ニヨリ我国内ノ金外国へ出ルノ数、生糸ノ輸出ニヨ
 リ、外国ヨリ我レ^ル□^ルノ数ニ超過スルヲ以テ、桑ヲ植ヘ蚕ヲ養ハ
 ンヨリ、羊ヲ牧シ毛布ヲ製スニ如カストノ説アレトモ、予ハ謂ヘ
 ラク、牧草ノ生殖スル地ハ必ス桑木繁茂ス、一反歩ノ牧場ヨリ産
 スル毛布ノ量目ト、一反歩ノ桑ヨリ産スル生糸ノ量目ト、比シテ
 ハ蓋シ生糸ノ輕キ、毛布反テ百分ノ一二居ラン、是レ則チ其品位
 高下ノ別也、絹布ノ貴キ其輕重價直、殆ント銀幣ト比肩シテ世ニ
 行ハル、然レトモ銀ノ寿ハ千百歳ニシテ未タ尽キス、絹布ノ寿ハ
 二三十年ニ過キス、僅ニ二三十年ノ用ヲ為スモノト、千百年ノ用
 ヲ為スモノト匹敵シテ流布スルモノ、是レ亦人ノ絹布ヲ好ム、銀
 ヲ好ムニシテ其品位終ニ銀幣ノ上ニ居ルノ証也、且ツ今日彼
 レノ毛布輸入ノ多クシテ、我レノ生糸輸出ノ少キモノ、亦其品位
 遙ニ差□故也、何トナレハ毛布賤シ、中人以下力ニ及ヒ易シ、故

二是ヲ求ムルモノ多シ、輸入ノ多キ所以ナリ、生糸絹布貴シ、且産出ノ高少シ、我国内富貴者ノ求メニ供シテ未タ足ラス、故ニ海外へ輸出ノ数少キ所以ナリ、唯少キカ故ニ益々桑ヲ植へ其産出ヲ盛セサルヲ得ス、若シ桑木ヲ良田ニ立レハ米麦ノ高減スル故ニ、肉食ヲ以テ其食料ノ欠乏ヲ補ハサルヲ得ス、因テ地ヲ撰ビ羊ヲ放シ、兼テ羊毛布ヲ製スト言ハ可也、徒ラニ毛布生糸輸出入ノ多少ヲ比較シテ、我カ天授ノ名産ヲ措キ、絹糸ヲ製スルノ手ヲ廢シテ毛布ヲ製スルヲ学フハ、我レ未タ其得失如何ヲ知ラサル也、若シ絹糸ノ寿僅ニ二三十年ヲ保チ、從ヒ出テ從ヒ尽ルモノニシテ、尚其産多キニ過キテ直ヒ下ルヲ慮レハ、銀錢ノ千歳敗消セサルモノヲ勉メテ發シ、勉メテ殖スルノ国ハ、其結局如何ンセンヤ、是亦其得失利害ノ悟リ易キモノ也

或人又曰ク、予□聞ク米州サンフランシスコノ地二十年前其人口六十人許ニ過キス、而シテ今日ノ盛ンナル四十八万人ニ至ルト云フ、何ヲ以テ其国ヲ起ス此ノ如ク速カナルヤ、曰ク予洋学□知ラス洋語ニ暗ラシ、素ヨリ其原因ヲ詳カニスル事能ハサル也、但訳書ノ一班ヲ窺ヒ、彼ノ所謂權利自主ノ四字ヲ味ヒ、然ル後ニ其人々ニ權アル事ヲ知ル、唯權アリ、故ニ其力ヲ以テ開拓スルノ土地、及ヒ其力ヲ以テ營ムノ産業、苟モ他人ニ妨害ナクシテ、其利入ノ百分一、或ハ四十分一、或ハ十分一ヲ貢シ、以テ政府己カ權

利ヲ保護スルノ費ニ供シ恩ニ報スレハ、其富ミ王侯ト均シキニ至ルト雖トモ、皆己ノ有ニシテ他人是ヲ奪フ能ハス、是レ所謂自主也、故ニ彼ノ速ニ富強ヲ致スモノ他ナシ、權利自主ノ力積累スルモノ也、我ハ則チ是レニ異ナリ、且ラク田畑売買ノ一事ヲ挙テ言フ、其実ツ佃ヲ出シテ買求ムルノ地也、其券書取替セノ節、売渡スト云ヲ得スシテ讓渡シト云ヒ、又預渡スト云フ、買受ト云フヲ得スシテ讓受ルト云ヒ、又預受ルト云フ、或ハ荆棘陰仄ノ地ニシテ狐狸ノ巢窟一粒ヲ生セサルモノ也、カヲ極メテ之ヲ開キ産ヲ傾ケテ之ヲ墾シ數反ノ田ヲ得ルト雖トモ、得ルト云フ可カラスシテ借ルト云ヒ貸スト云フ、其永久己レノ有トナル証書ノ内、既ニ己レカ所有ニ非ラスシテ、何時ニテモ勝手ニ引キ揚ケ奪ヒ取ル可キノ字面ト主意トヲ存スル、故ニ人々皆權利ナクシテ伝舍寄寓ノ思ヒヲ為シ、其力ヲ尽スニ薄シ、是恐クハ国益ノ起ラサル原因ニシテ、而シテ一人ニ權ナキ、即チ亦一国ニ權ナキ原因也、予嘗テ謂フ無欲至欲^極、其心術ノ由テ起ル処ハ、公私天淵ノ別アリト雖トモ其効ルシ或ハ一二帰ス、西洋ノ術恐クハ其大ニ欲スル所ヲ遂クルニ在リ、故ニ其欲ヲ溝スル^講更ニ精シ、終ニ人々ヲシテ各其欲ヲ遂ケシムルニ非ラサレハ、大欲必ス遂ク可カラサルヲ發明ス、是ヲ以テ人ニ自主ノ權利ヲ与ヘテ二十年ノ間一港ノ繁榮、尚四百六十人ノ人口ヲ殖シテ四十八万人ノ数ニ至ル也、西ヨリ東ヨリ思フテ

服セサルキ聖人ノ公平無私シテ化スルノ効シトモ、亦何ソ異ナラシヤ、而シテ其大ニ欲スル所ノ望ハ、則四十八万人營業殖産繁栄ノ内ニ於テ早ク既ニ遂ル也

此書專説蚕事、而其以拾遺名之者何義也、曰蚕業之行於世也、久矣然以是立国、則其税額及花利細作之歲入、或四五倍或八九倍、其積累以為国力殆上五兆億余之數者、盖皆昔日之所遺而今始拾之也、春蚕吐糸亦何関各国交際之事、然其出産之數益盛大、則内外貿易結而不解自有永久不啓罅隙之術存焉、自識者而觀之養一兵未如樹一桑、是亦昔日之遺策而今始拾之也、以来立産者非一町以上之田不足為一家之計以蚕為業、則以二反之桑而十口之家可以無飢得、八反容四家之余地而使四十間人各食其力而有代祿之恒産、則是拾地拾人兼亦拾祿也、且夫均一反歩之地也、樹五種則四時之耕作通不過百四五十人之業樹桑製糸、則於此内執役仰食者至六七百人之多、則是拾遺業也、蚕事雖煩雖劇不過一時之勞、而其利既超於終歲勤苦之収額以三時之余暇、尚得修百般之芸事工作、則是拾遺時也、米麦之所産一反不過四五十金之入、而年生者年尽之、則所余無幾何也、生糸貿易之所得專係海外之輸入、則年出之糸、則積年拾之遺金也、其他桑葉飼蚕之殘皮可以拾紙殘木可以拾薪拾遺之名、不亦宜乎苟尚有所遺失者、他日將拾而補之也

三 慶応二年（一八六六） 養蚕大得書

（熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書一四）

一表紙

養蚕大得書

夫養蚕ハ衣食住の其一にして本朝の名産なり、皇国ハ天の三十六度有奇にして寒暖風土自然に相応し、世界各国に勝れ上品出来、高貴の宦服も此神虫に生し、国家の重宝尤高むへし、諸民不織して着、耕すして食ふ、欲するに絶たり、農家の常たる男子ハ耕作し女子ハ蚕を養す、予積年蚕に心を用ひ、近くハ奥羽信甲相武上の養ひ、各差別有といへとも、経験窮理切磋の功、いまた其蘊奥を極めたるにハあらねと、今養ひの大意乞に任せて記す

第一ヶ条

種子取置の次第第一種子怔合を撰ひ、いかにも純粹の品とり置、住居の内部屋坐敷・寝間或ハ壁際杯よろしからず、中央風入の宜しき、天日近からざる処に懸置、蠟燭・油火のゆゑんを忌、小雪の節但十月の中なり、此季節に至り桐又ハ松の筥に入置へし

但、養蚕に差はまり上作を求めんと欲するにハ、種子怔撰方至て

肝要なり、前年の親蚕滞ある蚕室にて養ひ候歟、亦ハ手当等閑の蛹繭にて種等とり候類精氣弱し、自然寒暑に負安し、素より無滞蚕室にて清浄に養ひ、昼夜精心をこるし別段手当行届、

如何にも名作の繭より取上ケ候撰種子取置候義、是根元なり一(附註) 空気流動川附砂新開石地等、種桑原桑之差別を見分け葉桑切桑

用へし、猶小密ハ筆紙にのへかたし

第二ヶ条

寒水ひたし方、大寒午の日、水桶の類うつり香なき物江清き水を汲、種子をひたし、日々水をとり替置、寒風烈しく候ハ、筵よふのもの巻置、酉の日朝水を上ケ、日当り障子の内江懸紙裏より乾き候よふいたし、素のこ(如)とよくくかわき候後、箱の内江入置へし

但、寒水江ひたし候へ者怔合劣り候種子ハ減し、上種のミ出候杯申唱候へとも、全く俗説にて右様の義無之候、下種子出さ

る程の義に候ハ、上種子痛みも可有之哉、仮令不作の怔合にても一旦発生ハ同様に候、畢竟清浄にいたし発生し安からん為なり、且ハ寒中より早春不順の暖氣にゆるみし種ハ、違作多し、寒水いたし候種子ハ容易にゆるます、去なからみ(撰)たりに寒水いたし候へ者却て害あり、心を用ひ究理有るへし

第三ヶ条

種子取出しの季節国々寒暖少しく違ひ有といへとも、清明の季節但三月の中なり、種子取出し中央に懸ケ置、自然陽氣の風に合すへし、桑芽萌出る随ひ種子青ミ、八十八夜前後掃立候てよろしく、尤暖国は桑進ミ早く発生も亦早し、弥種子青ミ始り候ハ、袋をとり、上を下にいたし、下を上にいたし、日々懸替へし

(附註)一置、自然陽氣の風に合すへし、桑芽萌出るに随ひ日増に青み、八十八夜前後掃立に志し、種子上下江紐を附、上を下にいたし、下を上にいたし、日々懸替へし、暖なれハ弛ミ寒すれハしまる、数日寒暖混すれハ自然二減し、不発の類を増、此処の手当肝要なり

(附註)一種子青ミ候迄等閑置発生の薄きハ、元種子の癖にいたし上作ならざる様仕向候類多し、心心前方に能々心附有へし

但、海岸にてハ自然海上より、霧の如く潮を桑江吹替候地者、桑葉前日にも取置、清き水江ひたし洗ひ上、湿氣よくく乾

し露気なきよふいたし、用ひ度もの二候

第四ケ条

掃立の次第粟の糠を洗ひ前方によくく乾し置、つぎ紙三尺四方に張置、今日掃立んと欲する早朝亦者前日にも、桑葉摘立置露気なきよふ乾し置、右のつぎ紙江種子を乗せ包み置、昼九ツ時前桑葉こまかに伐り、粟糠を先にそれく厚くふりかけ、其上江きざみ桑を懸、念入むらなくかけ置、桑に取つかさる蚕ありやなしやと心を用ひ、八ッ過皆桑に取つき候上、うつむけにいたし、種紙の裏よりかるく打落すへし、羽根にてつよく掃事宜しからず、跡右の如く翌日掃立へし

〔貼紙〕近來新桑と唱候種類有之、芽さし早く透明大葉にして其功他に

異なり、是最上なり

〔貼紙〕掃立ハ寒を厭ふて暖をましてす

但、桑伐包丁至てきれものよろしく、きり口あざれさる專一に

候、桑芽懸候方好しからず、かぶれ安く数日懸候へ者自然蚕

疲労いたし候

第五ケ条

掃立ハ中央の棚よろしく、掃おろし後又々粟糠を加ひひろけ、きさみ桑昼五六遍夜二三遍、昼夜七八遍懸、季候不順寒暖とも桑遍数増懸へく候、但雨天湿気の節者加減有へし、右の糠ときざみ桑

とを加ひし、折々ふるひよせとぢさるよふほどし、風をきり追々

ひろくいたし、三日程紙の上江置、四日目紙を取筵江うつすへし

但、掃立の時よりして都て清浄にいたし、始終とも其都度よく

よく手あらひ、口そ、き取扱ふへし、箸にて扱ふ事甚よろし

からず、心附有へし

第六ケ条

初度の休獅子坐与唱候、裏（蚕尻）こしりを取本歩（但小數、式枚也）杖枚、巾三尺長

六尺の籠拾式籠、亦者式拾籠にもいたし休め可申、裏取麻網等弁

利宜しく、起蚕一二分通り見候ハ、桑留、六七分起候ハ、桑苞遍

懸可申（但奥州にてハふり桑与唱、武上にてハ中桑与唱候）、夫々起揃候ハ、桑附ケ元の如く

桑懸へし、此処桑懸方分量加減心附へし

但、最初より上籠を下にいたし、下籠を上をいたし、日々さし

替へし、桑きさみ方分量、諸道具備器機の義者演舌ならてハ

延かたし

第七ケ条

二度休鷹坐与唱候、蚕の育つに随ひ桑きさみ方追々あらくいたし、

裏取の度毎糊糠を筵の上江ふり、その上江蚕置可申、都て湿気を

忌乾きを求む、是肝要なり

但、休坐用意ハ休蚕少しく始り、裏とり籠数倍增余取ひろけ休

め可申、起揃桑附候ハ、急ひて起うら取へし、都て起てひ

ろけ候より、ひろけて休めへし

第八ヶ条

三度休船坐与唱、日増陽氣相発し、其中寒暑相交り不同の季節、葉桑大包丁にて荒くきり絶さるよふいたし、裏こしり嗅氣なきよふ心附、度々裏とり雷氣蒸熱等の節ハ、別して桑不足なきよふ手当行届、大切に精々いたし可申、休起桑懸方過不足心附工夫有之へし

但、庭坐用意の節、籠数分量定、忝籠虫数九百疋宛にて、種元本歩忝枚八拾籠より百式拾籠迄に相成候

第九ヶ条

四度休庭坐与唱へ又者大起与唱ふ、梅雨中別して湿氣を恐る、雨桑露桑堅く厭ひ、前日伐置又ハ雨間に取入多量に用意、桑葉枝附にて用ひ、蒸暑温熱等我身に競へ、甚敷節者夜中与いへとも閉塞を厭ひ、空氣風入等駆引、桑葉絶さるよふ昼夜手当いたし、籠数充滿多端といへとも、日々裏とり聊も怠事なく、此処手落相成候ハ、数日の丹情空しく、手伝人分量増心残りなく養可申候
一庭坐用意の節籠数分量虫入、忝籠虫数九百疋積り宛入にて種元本歩忝枚、掃立虫目拾匁積り、百籠より百式拾籠に相成候
但、庭坐起より桑疋別して吟味いたし、精氣盛んにして空氣塞からざるをよしとす、猶密なる廉ハ筆紙にのへかたし

第拾ヶ条

やとひの次第庭坐起七八日目よりひきりと唱、水晶の如く相成食量十分飽まで手当行届、繭作り便り求んとする処、ひろひとりやとひ遣すへし

但、起よりひきりの日数長き程よろしく候、ひきり蚕蟄し又者曇りあるハ、最前の養ひ至らずと知へし、やとひハ藁一握ツ、前方折曲け乾し置、開き用ひ候方至てよろしく、或ハ菜種殻又ハ豆から・ち芋等、其他有合の品にて取扱、風入等有之涼しき処江揚可申、温熱甚しき処ハ忌へし

一氣中の元素交代、機械の蚕室を以、純粹の和蚕を製造いたし度ものに候

第拾壹ヶ条

蚕室南西二階宜しく、南北風抜障りなき住居中央、煙出しよふのもの、又ハ引窓等上抜の蚕室至極宜しく、専ら心附有たきものに候
但、我蚕家の日請風入等の季候をよく知り、空氣の流動を考へ計りて養ひ、隣の真似をすへからず、尤蚕室中央寒暖計懸置候義よろしく、強て寒暖季候を厭ん為に非ず、只寒暑を先にしり手当後れざるを以要とす

第拾二ヶ条

養蚕の極意天地陰陽空氣循環最第一にして、春夏ハ空氣南より北江抜、下よりハ上江登る、蚕室桑の香あるハ氣の滞り、或ハ裏と手抜等違作の基、三度休起宜く庭坐に痛み、火氣を求て強く暖を催するハ用捨有へし、但朝夕の煙り薬と知へし、獅子坐寒風を厭ひ、庭坐熱氣を恐る、尤肝要なり、地上の剋氣を避け、自然の陽氣蚕室江通ひ、内の濛氣を外江払ふ、風を厭ふて清氣を求む、野に住桑蚕内に養ふ、蚕其間を以養ひ、数万の虫を我壠人^(マ)り子の思ひをなし、片時無油断大切に心を用る、是極意なり

但、近来曰く、干蚕する病多く候、是ハ全く蚕室の滞り空氣塞かる所より発し、或ハふして不休となる心附有へし、火氣をと、めて季候を變するハ、奥羽の風養ひ、日数を減し三十日にみたずして、蛹作りとなる養ひ工夫に過て失あり、只自然を元とし元氣を盛んに養ふ事大要なり、元氣盛んに養ふ時ハ病なし、病なけれハ上作なり、上作ハ名種となる、都て種子にいたし候にハ、別して心を用すんハ有へからず、千慮一失有時ハ怔合劣り諸人の害となる、天道恐るへし、或ハ一虫をおしんで百虫をそこなふ、手後れさる肝要なり

第拾三ヶ条

桑分量の事、種子元多少のミに不拘怔合により掃立の節、目に見へす減する故^(種)ふい方悪く、予撰種子本歩老枚^(但小數、式枚也)、桑分量壹本

六貫目凡式百六拾本積り相用候へ者、上繭式石より三石迄の収納有之候、尤最初より薄飼にいたし、籠數多量に養ひ候へ者自ら其功他に倍し候、猶其風土に随ひ工夫有之へし

但、養中毒忌の事雨桑露桑第一に恐る、海川魚類菜種五辛の香り、并煙草の煙り等先ハ忌へし、木の下の桑ハ用捨有へし、婦人月の障り差構なし、忌服等心清め払ふへし、協記弁方に曰、蚕室蚕官蚕命与唱候三神、糸繭を司る座する処の方普請造作動土を忌、若犯す時ハ糸繭不修と有、此方蚕守護の神仏を祭り、誠ある時ハしるしあり

寅卯辰ノ年ハ乾二在

巳午未ノ年ハ艮二在

申酉戌ノ年ハ巽二在

亥子丑ノ年ハ坤二在

第拾四ヶ条

桑仕立方山地川附地味厚薄にか、わらす、空氣不塞風入の宜しき地を上とし、春日岸^(後)を度にいたし、桑種類數十種の内吟味いたし、植付肥養精々年分四五遍うなひおこし、寒中より春に至り別して肥かい手厚くいたし、精氣盛んに養置可申

但、桑品類ハ凡三十種余取集め経験いたし候処、其中二三種別して怔合宜敷種類有之、其功他に異り候、種類撰候方宜敷候

第拾五ヶ条

養蚕の法国々風土の流弊行ハれ毒忌のみ多く、豊凶ハ禍福にたとへ、元氣を盛んに養ふ教なし、或ハ大切に養んとして閉籠却て病を生し、又ハ發生するまで箱入にいたし置、俄に陽氣請候類甚悪く候、百穀草木ハ地氣に發生し、蚕種は陽氣に發生す、纖維の多きを食して糸と化す、前方に厚く心を用すんハあるへからず、春清明の頃より筵籠等流水にひたし、嗅氣よこれを去り乾し置、發生を待昼夜寒暖季候の変を恐れ、聊も失なきよふ心を配り、桑遍敷を増障りを凌ぎ、日数纔に五十日前後にて、莫太の収納を取揚んと欲する大業投遣りにいたし、女子に任せ置弥手数不足の時に至り世話いたし候逆、最初の病根後に發し、其甲斐なく下作いたし候、素よりその家の主心を込、蚕室滯の有無、桑掛方多少進退存亡、万事手抜なく養ひ度ものに候、惣して変化を計り活物の養ひ死物にすへからず、知ること安くして、行ふこと難しといへとも行て後にしる、感に入時ハ勉めて又かたからず、外に養ふ耕作天災の変ハ避難し、内に養ふ蚕作ハ却て凌安し、全く養蚕の術を極めし人ハ、千金を重しとせずとハ実に此業にあり、 皇国名産の至り養蚕につくす、予志を衆人に伝へ山川不毛の地を開、御国産を厚ふし当国強壯是祈る、厚窮理經驗未發に至りし人ハ猶後昆に伝給へかし

〔貼紙〕

「桑仕立方山地川附谷間地味厚薄に抱ハらず、空氣流動、炭素酸素の呼吸を縦ひまゝにして、窒素を去つて水素に合す、是培桑の地最上とす、春日岸を度^度にいたし、植付肥養年分六七遍うなひおこし、寒中より春に至り、別して肥かひ手厚いたし、精氣盛んに養置可申候

但、山川海陸共人民生育、其地相応養蚕に叶ひ候自然之名地相備り可有之、右江桑種を移すへし、尤桑種類數十種有之、其中二三種別して恠合宜敷しき種類有之候恠合撰候、都て種類撰仕立へし

東武藩羅郡玉井

維時丙寅中秋

鯨井敬熙欽誌

四 明治四年(一八七二) 西洋生繭政府上覽懇願書

〔熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書九①〕

乍恐以書附奉申上候

今般養蚕御布令厚奉戴、我

皇国蚕業者天度ノ数ニ協ヒ、空氣清潔寒暖水土相応シ、五大洲中

卓拔^(朱)最上等東洋扶桑ノ宝品也、方今泰西人 神州蚕種輸入連

年養作ニ至、先年伊太里^(イタリア)ヤ蚕子病発屢違蚕ニ赴、国人挙テ原種

ヲ廢シ桑樹ヲ改ム、官吏憂テ南洋チレ⁽¹⁾国江原種ヲ移シ繼ク、去

庚午春大日本在留伊太里ヤ国コンシユル、キリストアル、ロベツ

キ者、右原種ヲ齎シ浜港ニ於テ試養經験ヲ求ム、介者撰挙ヲ以、

上武甲信其他蚕者エ分贈ス、何レモ違蚕ニ至ル、拙其八分ノ一

ヲ請、心丹^(心)ヲ練養純粹上作蚕連^(種)製造、去秋持参出港、右コンシ

ユル遂応接候処、喜悅不少種々談話有之、彼ノ国繭作ノ器械桑

ニテ補理候、奇品被直遣候、各国違蚕ノ原種上作ニ至ル、是

皇国風土ノ自然最可尊也、去歲拙蚕室ニ於テ、製造所致原種今年

養返シ候処、一層上等ノ佳品ニ相成候、今般於 政府被為揚

輿論養蚕勸業厚被為在、御世話 御告諭件々徹底仕誠実難有奉

存候、且未發廉々不憚忌諱御趣意ニ基、事情黙シ置候テハ、却

テ恐悚之至ト存奉申上候、既於政府育蚕御經験被為在候折柄ニ

御座候間、草奔不肖ノ賤輩養立候伊太里ヤ原種、西洋桑樹ノ器

械江作上候、生繭 政府奉備 上覽度、誠惶々々奉表微志

候、寛太^(天)ノ以御憐恤御採用被成下置度奉懇願候、右献具ノ可否

御指揮謹奉窺^(伺)上度候、以上

御支配所武蔵国幡羅郡玉井村

明治四辛未五月

鯨井 勘衛^(印)

巖鼻^(岩)御役所

五 明治四年(一八七二) 養蚕建白下案

(熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕關係文書一〇)

「^(表紙)明治四年」

「^(後半)養蚕建白下案

乍恐以書附奉申上候

入間御県管下武蔵国幡羅郡玉井村大惣代鯨井勘衛奉申上候

太政^(天)御維新已後農桑勸業盛大之御世話被為趣、就中養蚕種製為

御取締 御布令明細御規則奉戴難有奉感伏候、今般猶御改正方

法被遊御定候二付、大惣代公選相成、不肖之私共撰挙勤務被

仰付候、当今蚕種粗製濫出増殖、御国産最上等之名品滅却之勢

二付、不憚忌諱建言可仕御趣意ニ基乍恐奉申上候

皇国養蚕者天度寒暖^(天)空氣清潔相成、海外比較無之扶桑之宝品也、

蚕種之品位自各国究理ニ拙候、予西国原種連年養試驗およひ候、

右忤合御国夜附種類ニ劣候、近来各国種買商人国名ヲ以品位相立候、奥羽信ヲ先トシ、上武是之繼候義目的不明ニ付、地産ニ非氣生之活物何れノ国ニも上等有、又下等有、是全培桑精選養餉切磋研究之成功ニ有之、嗜置品ニ無之、明年養ニ供し發生宜蚕虫強壯、季候ノ變動ヲ不感繭作專一ニ候、原蚕之養精不精尽力実効ニ在、上武之養更ニ温暖ヲ不用、清凉自然ニ基候佳品も、去未ニ至り品等無差別相成候、別而武州者無位ニ陥り一統損亡、投稼穡退転ニ立至り悲歎不過之、既ニ上州佐位郡島村之義ハ、全国三等ノ公選相成、上武ハ利根川境界ニ而同村一村川南ニ孕ミ、当時武州之地ニ候、従来利荒両川之中間養蚕之地ハ、東京横浜外國人者勿論、一般上州之様相成居近隣島村合併同品位相成居、自然国号不相貫、却而武州ノ上等右村補助ニ相成候次第、武州与唱候品ハ、南筋多摩郡辺南筋并甲相其他武州之名義与相唱候、然ル処去未国郡村名明白ニ相成、是迄悪怔虚名差墨無位之扱相成、畢竟粗種濫製上下混淆分外輻輳荷高三分ノ一積立等暴論ヲ醸し、自然ヲ害し諸国数千之商人一時ニ崩売いたし候故地ニ落入、一同困迫莫太御国損相成候、全体原蚕者養いたし、製糸ノ養ニハ粗漏ニ候、近年来増種製盛ニ相成、糸繭ヲ買入濫製一事利欲ニ走り、一己自力ニ不叶、横浜問屋江頼高日歩之為替金借請、出港之商人与万国通商進退駆引機變ニ長し候、外国商人江可立会謂無之、三四ヶ年已前迄

ハ、製作些少ニ付彼ヲ買ヲ求候処、騰貴品位不相当之利益ヲ得、方今自己区々非力ニして我より屢売ヲ求ル時ニ至り、事情透明延期傍看する時ハ忽屢瓦解損失無際限勢相成候、弥衆人破産廢業之後ニ至り、不得止製造之者ハ、自然入費至当之本位ニ復し可申候へ共、東洋善良之名産到底消滅相成候義歎息不堪遺憾ニ候、右防禦今後回復之方法、同業相結合併連合「右防禦今後回復之方法公明盛大之御法則被仰付、桑民安住之御所置涕泣奉懇願候、且御管内同業相結合併連合」会社ヲ結正義相立、御国内ニ於製造品位精業熟練ノ者数名ヲ撰、検査ヲ竭優劣品等ヲ分別シ、互ニ研究共同相助活物窮理、未發伝習丹誠成功之品位判然いたし度、既往地名不貫ハ不徳ニ候間、自今武蔵国物産一層引起シ海外江相聞、營業連続仕度、依而ハ右御採用相成候ハ、速ニ会社取纏、別而商道規則相建自養精選純粹之蚕連取揃、実効貫通いたし度、去未ノ景状も有之間、各国航海之覚悟ニ而開港場江出荷、至当之品価相成候ハ、売渡、我々強而売り不求精心懇切ニ相守、後來ノ益ヲ相待候ハ、天然之褒賞も可有之志願ニ御座候、右会社御採用ニ被成下置度、然ル上者同志申合規則確定之義、追々可奉候候、且前年十一月桑葉生育一之見込ヲ以凡高積御免許「依而ハ」相願候外素々發意無之者、一季節ニ差懸り臨時御免許相願出、糸繭ヲ買入濫製いたし、粗種加増相成同日之論ニ無之候間、今般御改正

之折柄臨時御免許製造一般御廃止被成仰渡度、最早当養蚕不日出来蛾日程差廻り漸と成与相成化し而活物至急后、時至急猶予無之品御趣意徹底いたし不失機様仕度、製造勉行届候様仕度、誠諛々々（誠諛誠恐）固陋之愚志奉建白候間、何卒以御仁恤前件奉仰御憐察勤務取締方法職掌勤務心得方迅速御指揮之程、謹而奉懇願候、以上

六 明治五年（一八七二）三月二日 蚕種製造大惣代申附状

（熊谷市立図書館寄託元素楼養蚕関係文書一六・三）

鯨井 勘衛

蚕種製造大惣代申附候事

壬申三月廿二日

七 明治五年（一八七二）四月二日 蚕種精製良糸蕃殖二付懇願書

（熊谷市立図書館寄託元素楼養蚕関係文書一⑥）

蚕種精製良糸蕃殖之基礎「公明之御」「旧弊之」「御開拓」「心」心丹（心）ヲ煉衆議ヲ遂、既往回復貿易亨通之道、詐偽奸狡（姦）ヲ改正シ、端正信実ヲ竭、衆庶憤発勉勵益精功敏捷之益二至、公道之贏利を得、海外ニ上奉安 政府下従事營業継続いたし度、生産実況愚志以粗意再三奉建白、猶開港場売込方事情奉申上候

現在製造惣員数 御改済、御国用充備行届、其余海外輸出御免許御封印寄、依之間屋江出港為致度、従来員数多寡二不拘百枚以内之者も一名之荷主与相成、数月寄留分外失費、其上損耗丹誠之風習水泡目のヲ失し、隨農（惰農力）ニ相成、稼穡ヲ乱し其弊害不暇牧（牧）挙候、已来一箇員数四百枚ニ付荷主耆人与相定、世話役組ニ而取結出港いたし候ハ、衆庶有益之義与存候

開港場売込悪習先書奉建白候仲次人并問屋一般、蚕種見本密ニ懷中商館江競ひ、館売人或売込御届ヲ以、知己之商館ニ預置、連々廻し売等いたし候故品位ヲ失ひ、瓦解ヲ醸商道相立不申、悲歎不遇之自今候、見本持出し糶合候義断然 御禁止、各人誘引ハ不苦、都而希望ニ任正路ニ売込いたし度、若狎し候者ハ株御取上相成候様、嚴酷御沙汰被 仰出度候

右之件々（寄附）只願奉仰御憐察、衆庶有益之 御法則涕泣奉懇願候、以

上

壬申四月廿二日

租税御寮

並木勘三郎
 鯨井 勘衛
 村岡 嘉平
 田嶋 弥平
 藤本善右衛門
 一條磋五郎
 若尾 逸平
 梅津 利助
 清水 九平
 宮川五平次
 林田友右衛門
 伊藤直次郎

八 明治五年(一八七二) 六月 西洋原繭献上二付上申

(熊谷市立図書館寄託元素楼養蚕関係文書九②)

議者

一、出庁之節八十三等之取扱申附候事

書載之通、去辛未五月桑樹器械作上ノ生繭持參、出京 民部省江
 献繭仕候、右者欧羅巴原繭甲丁二色二候、猶究理為試験甲ノ淡桃
 色ヨリ発生、雄蛾江 皇国青黄ノ雌蛾ヲ以、陰陽合併其種丙ノ山
 吹色卜化候、丁ノ白繭江同青黄ノ雌蛾ヲ合シ、陽ノ氣ヲ請乙ノ淡
 黄卜変シ、今年一層善美ニ至候、素々粗種弱弊違蚕ニ近キ品
 本朝之良地ニ養時ハ蚕虫強剛、別而精好相成候、御国内近来急蚕
 卜唱火氣ヲ留、養日数三十日未滿繭作自然ヲ害シ、蚕ヲ作シ候風
 習盛ニ候へ共、畢竟不窮理悪弊ニ候、拙蚕室元々氣流動ヲ恣ニシテ、
 更ニ不用温暖清涼、自然ニ養日数五十日目途ノ繭作、歳々純粹精
 良ニ至、蛹潤色糸強蚕卵右ニ準候、依之西洋原繭献上仕候、以上
 壬申六月 入間県大総代 鯨井勘衛
 勸農御寮

九 明治五年(一八七二) 九月 出庁之節一三等之取扱等申附状

(熊谷市立図書館寄託元素楼養蚕関係文書一六・四)

一、毎月五日廿日出庁之事

一、一ヶ月金三円宛被下候事

壬申九月

一〇 明治五年（一八七二）九月四日 協議所取設ニ付議者申附状

（熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書一六・五）

今般協議所取設ニ付議者申附候事

壬申九月四日

鯨井 勘衛

一一 明治五年（一八七二）十一月三日 蚕種原紙漉立規則案協

議いたし度ニ付連印帳

（熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書三）

皇国蚕業八万国ニ冠たる精品、就中製種ハ内外衆庶原蚕之基礎、

大切之品養方法同一ニ心得、濫製一己之奸利ニ趨り候故、精粗混
淆いたし居、御国用ヲ害し名品之声値ヲ海外ニ失し候間、自今租籠
陋ヲ廢し正精之良品繁殖いたし、上ハ政府ヲ奉安、下ハ桑民一般
精業ニ至候様、別紙之通養蚕検査表 官府江相願摺立、大物代
江御下規則書相添、蚕卵製造毎戸江渡置、組々世話役巡回小印い
たし、或ハ隣組交代巡邏為致大惣代見廻り実否取調、繭貫歩方種
数照準養精粗桑園可否共判然いたし候ハ、御規則背戻も無之、
衆庶年増勉勵進歩いたし、精業之極度ニ至、扶桑之名譽益海外ニ
揚候美策与愚考いたし候、猶良案可否協議いたし度、尤同志之向
者見留小印有之度候也

壬申十一月三日

大総代 鯨井 勘衛 印

同勤中

新潟県大総代 刈谷 改次 印

副総代 武部 尚志 印

福島県 田中多次兵衛 印

同 中村善右衛門 印

磐前県 後藤 隆作 印

宮城県 中村 東記 印

筑摩県 一條 礎五郎 印

山形県 小松 新平 印

一二 明治五年(一八七二) 一月五日 蚕種原紙漉立規則二付上申書

(熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書二)

原紙漉元功拙撰挙可申立御趣意拜承熟考仕候処、旧来岩代国伊達郡伊岡村・信州小県郡長瀬村両所漉立原紙最上品ニ御座候、尤漉取御免許人と真之漉立人と異り居、同名厚薄品等一定不仕候、是迄上武漉元之義者些少、殊ニ下働ヲ旨とし粗陋ニ製出いたし候故、

滋賀県	清水 九平 印
岐阜県	宮川五平治 印
群馬県	田島 弥平 印
東京府	並木勘三郎 印
山梨県	村田八郎兵衛 印
同若尾逸平代	石川傳十郎 印
入間県	村岡嘉兵衛 印
長野県	藤本善右衛門 印
豊岡県	林田友右衛門 印

製造人忌嫌右両国原紙而已相用來候、今般 政府ニおゐて漉元御設立、全国三ヶ所ニ限御売捌、国々振分買入方被仰付候二付而者、武州漉元小川・腰越其他、従来之弊習ヲ以自儘漉立怔合相劣候而者、蚕種品位ヲ失し苦情も可有之懸念心配罷在候間、漉立方熟練之者教師相立精製いたし、都而同一ニ漉立優劣無之様仕度、此段奉申上候也

壬申十一月五日

大総代 鯨井 勘衛

租税御寮

一、原紙員数掛目同一ニして軽重取合候間、有之一枚ヲ以御定可成丈厚薄軽重無之様漉立方いたし度候事

一三 明治六年(一八七三) 三月 大惣代約盟書

(熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書一⑦)

〔中册〕

大総代約盟書

」

規定

一、新夏種原紙ハ、センカニツ切ニいたし名判押印製造、大総代所管之組々無洩通達および、全国一般同一之事

但、製造高員数一組限取調惣合計算記帳いたし置候事

一、世話役製種大総代改証印如図彫刻押印之事

六分五厘

蚕種大総代
何 誰
改 証 印

一、御印紙継印之義、海外輸出ハ朱肉ヲ用、御国用ハ黒肉ヲ用可

申候事

一、海外輸出改証状雛形左之通

大総代
何 誰
改 証 印
蚕種
海外輸出

証
世話役割印

蚕種製造人

右相改候也 世話役 何ノ某

蚕種世話役
何 誰
改 証 印

年号月日 大総代 何某印

蚕種大総代
何 某
改 証 印

右上木いたし用紙西ノ内六ツ切摺立組々へ渡置、枚数書入押判

いたし候上、大総代改印いたし候事

一、原紙売捌御規則第四条原紙之義者、同組合ニ而も流用御禁止

二付、豊歉ニ寄過不足とも其都度大総代へ届出、不足之分ハ製造人ノ世話役へ申出、世話役実地取調奥書ヲ以、大総代江可願

出、其節原紙有余之分為差出、双方より分明ニ証書取之融通いたし、粗漏無之様所置可致事

一、世話役組番号相立、製造人有無ニ不拘管内區別いたし、持場境界相定一層取締可申事

一、御国用一己贏余之趣ヲ以、海外輸出ニ換用願出候共説諭いたし、全国充備見定不相立内者海外換用不致事

一、大総代出京被命候節無謂代人差出、或ハ期日遅延および区々着京いたし、夫力為滞在長く困苦不少注意想像可有之、今後不得止右体不都合有之向者、其段御寮江申立仰御所置可申事

一、製造高員数組々取調方左ニ

凡積御免許
原紙幾枚

何国何郡何村

製種幾枚

幾枚 御国用

幾枚 海外輸出

何国何郡何村

製種幾枚

幾枚 御国用

幾枚 海外輸出

惣合 凡積御免許原紙幾枚
現在製造種幾枚

内 幾枚 御国用

〔采書〕
御下札 此桑蚕種規則雛形
明細ニ有之候条照準可致事

幾枚 幾郡何ヶ村
製造人員幾人

残原紙幾枚

海外輸出

右雛形ヲ以組々世話役江兼而申達置、製造済直ニ組合限認為差
出、組々員数明瞭ニ取纏惣括高精帳租税寮江七月三十一日限急
郵便ヲ以差送り可申、地方ニ寄事実遅蚕之向者別而取急、八月
十日ヲ期与し、十五日迄ニ到着、全国惣括高御差支無之様可致
事

一、原紙内書之義大総代持場同一申合、裏面御雛形之通製造人名
判押印いたし、外自儘之判形者勿論、小印等ニ至迄一切不相成
候旨、組々無洩通達いたし置候事

右之条々全国蚕種大総代一般協議決定いたし候間、区々之所分無^處
之候、依之押合連印いたし置候處、如件

明治六年三月

大総代 鯨井 勘衛 印

同 藤本善右衛門印

同 刈谷 改次 印

前書条々申合 租税寮江伺済確定いたし、聊相違無之候事

明治六年四月四日

東京府

大総代 並木勘三郎 印

入間県

同 鯨井 勘衛 印

群馬県 田島 武平 印

同 同

長野県 藤本善右衛門 印

同 同

福島県 中村善右衛門 印

同 同

山梨県 若尾 逸平

同 同

置賜県 村田八郎兵衛 印

同 同

同 梅津 利助 印

同 丸山福太郎 印

筑摩県 青木庄兵衛 印

同 副

滋賀県 大惣代 清水 九平 印

同 同

岐阜県 宮川五平次 印

同 同

豊岡県

同	林田友右衛門 <small>印</small>	同	川嶋 楳坪
新潟県	刈谷 改次 <small>印</small>	栃木県	松本源十郎 <small>印</small>
同		同	
印幡県	芦葉伊右衛門 <small>印</small>	茨城県	尾見 桑三 <small>印</small>
同		同	
神奈川県	関山五郎右衛門 <small>印</small>	足柄県	山口八兵衛 <small>印</small>
同		同	
酒田県	安藤定右衛門 <small>印</small>	大坂府下	佐貝 義胤 <small>印</small>
同	代齋藤喜右衛門	同	代森太郎
宮城県	中村 東記	小田県	齋藤 章斯 <small>印</small>
同		同	<small>〔朱書〕</small> 「四月四日立帰国」
山形県	小坂 新平 <small>印</small>	宇都宮県	小林 正造 <small>印</small>
同		副	
新川県	武部 尚志 <small>印</small>	岩手県	大惣代 青木 秀實
同	代橋爪次郎作	同	
西京府下		若松県	小林悌三郎 <small>印</small>
同		同	
埼玉県	森本 盛親 <small>印</small>	敦賀県	

一、凡積御免許高内御国用海外輸出共、原紙同一二製造いたし、

同 西尾 茂平

秋田県

川村永之助^(印)

静岡県

高杉太一郎^(印)

青森県

大惣代 村田六三郎^(印)

石川県

副 丘村 隆桑^(印)

浜松県

大総代 川合 三郎^(印)

新治県

同 羽生吉次郎^(印)

盤前県

同 後藤 隆作^(印)

長野県

同 小田切辰之助

副 市川 清雄^(印)

^(貼紙)「喜兵衛^(印)」

養蚕勸業書

大惣代 鯨井勘衛

世話役現在高取調員数多少ヲ不論、御国用海外輸出共元凡積御

免許願高二照準し、内外共公平ニ振分惣合いたし、御印紙願受

可申事 ^(朱書)「御下札 蚕種規則ニ詳細掲載有之候事」

右之条申合規則又ハ大惣代盟約書中ニ而も書加度、此段奉願候也

明治六年三月廿四日 大惣代 鯨井 勘衛

藤本善右衛門

田島 武平

刈谷 改次

租税御寮

^(下札)「二、他人之生繭ヲ以製種御禁止ニ付、初度之^(虫損)□蚕ト雖同様之事」

一四 明治六年(一八七三) 三月 養蚕勸業書

(熊谷市立図書館寄託) 元素楼養蚕関係文書一二①

^(表紙)「

大政御維新貿易盛大之機ニ臨物産蕃殖ハ富国之基礎、就中蚕業ハ扶桑之精品万国ニ冠たり、然ニ本邦之良地荒蕪開墾セズ、培桑蚕事ニ注意セざるハ、所謂滿地之金宝を不拾ニひとし、農桑隆盛ニ至ラハ富饒測可らず、賑窮得失を講究弁知し、速ニ蚕業を開ク今日重大要務なり、而游手徒食之輩、製糸織造器機ニ心して衆庶勉勵ニ至ラハ、糸帛ヲ以不朽之金ニ換、各国踰越巨大洪益を倍增する遠大長久之策蚕事ニ竭す、豈疑あらんや、拙累年歐羅巴^(ヨーロッパ)原蚕を養経験考思するニ、品位遥ニ劣れり、西国究理ニ長すと雖、蚕繭不至我地況之尊可知なり、既当国秩父ハ山地瘠瘦土之一郡、生糸輸出ノ歳入百万金ニ及へり、総而製糸蚕卵懇切を要旨とし、人を利するニ非レハ己を利する事能ハす、篤実勤行天与之僥倖を仰ク、抑養蚕之方法国々旧習有之、火氣を留て温暖を催し、外氣を厭て閉塞し季候を転し蚕を進ませ、養日数を縮小三十日未滿ニして、繭作之風習盛ニ候得共、自然を害人作ニ至、近来試験發明清涼ニ養空氣流動、蚕室中央より発氣を散し新鮮之清氣を求、天造ニ基元氣を盛ニ養肝要なり、甲ハ温暖ニ飼立乙ハ清涼ニ養、表裏之差有と雖、得る所之物良繭を欲、活物造化真理を尽し死物ニすへからず、畢竟蛹ハ花なり、蛾卵ハ実なり、寒暑風雨を深く厭ハ不可ならん、山林原野ニ生育する山繭、桑樹ニ生する桑蚕其中間を度

とし、大氣中元素之感通大要なり、繭ハ色さい嗅氣なく粘り有て糸強く、四面等くしまるを最上とし、卵種ハ形円ニして大小なく並ひよく据り、糊強く粒面凹艷美ニして潤ひ、威有て曇りなきを精良とし、培桑蚕室養具人員ニ至迄明瞭ニ取調、原種貯分量注意有へし、分ニ過るハ違蚕之基、勞して功なし深慮り、立春より八十八夜前後桑芽出し、蚕卵孵生毛子^(蚕)ト唱、稚蚕之節も不掩して寒氣を厭乾キを好て湿を惡、朝夕煙を以空氣之凝滯を運轉し蚕母相立養、桑度量緩急指揮いたし、眠起不失節初眠ハ掃立より十二三日目、原種一枚十籠^{但中三尺長六尺}にして眠座二つかしめ、起てハ速ニ蚕糞を去り、二眠ハ座を倍し三眠ノ後、蚕虫一籠八百疋宛計算原卵一枚五十籠余、惣員数分量定滿廈拡充之時、空氣呼吸を計温暑防禦を要シ、連日陰雲ハ空氣重し注意有へし、四眠ハ楳雨湿氣熱暑ニ害あり、蒸暑ハ夜陰も閉塞を忌、枝桑多量を旨とし、腐敗嗅氣雨露用桑堅禁、蚕室桑の香あるハ氣の滯、ひきり蚕蟄し曇りあるハ最前之一失、純粹上作なしと知へし、或ハ一虫を惜んで百虫を傷ふ、「順序失へからず」、都て室中清潔を要旨とし、養日数概五十日日途暖室なる時ハ、稚蚕進ミ眠起夙くして後ニ失あり、簇ハ大眠より七八日目食桑相濟蚕虫透明之節拾取、空氣不塞所ニ置へし、原種一枚孵生虫目五匁、凡員数五万疋、繭現石一石二斗より一石五斗、貫数拾五貫目之収納有之候、繭作十二三日目蛆を生し、

十七八日目蛾ト化、即日卵を胎出す、蛆ハ蠅ト化翌年之蚕を害す、西洋人之説不可信用、繭ハ養功拙より熟不熟糸之多寡あり、蛾卵ハ桑之部分ト水分ト二よりて蛾蛆之境界あり、孰れも精養蚕室培桑具足ニ非レハ、美蚕不成研究有之へし、世上卵種之養蚕ハ製糸ニ不可之謬説あり、全不究理之至畢竟大切ニ飼立んとして、温暖ニ倚養桑不足、空気が不通之繭ハ糸弱く製糸器械ニ不応候、蚕室巨大ニして清涼自然之養製種之蛹ハ、他ニ異リ糸強く三割以外之糸あり、精粗ハ慣習、上作之蚕事ハ安く違蚕下作ハ却て勞す、利害得失存亡勤勉練磨ニ関す、養蚕各家着眼忍耐成功是祈る

右ハ志願之粗意概略奉書上候也

明治六年三月

入間県大総代 鯨井 勘衛

租税御寮

一五 明治六年(一八七三) 三月 蚕種弁稿

(熊谷市立図書館寄託元素楼養蚕関係文書一二②)

〔中册〕

蚕種弁稿

一、春蚕ハ立春ヨリ八十八夜前後桑芽出シノ節、孵生温暖ニ飼立日数三十日前後ニシテ、繭作清涼ノ養概五十日目途蛹ト成、孰レモ十二三日ニテ蛆ヲ見、十八九日目ニテ蛾ト化、朝八時ヨリ十二時迄ニ蛾化、直ニ雌雄交合凡四時間ヲ度トシ、午後二時頃雄ヲ去雌ノミニ致シ、尿水ヲ去原紙ニ乗セ即日卵種平面産出ス

一、夏蚕ハ春蚕同時ニ掃立、養春蚕ヨリ両三日早く、繭作蛾化生卵黄色ヨリ薄桃色ニ変、一点ノ黒色ヲ帯、日数十日余ニテ發生ス、是ヲ新夏蚕ト云、世上製種家ニテ夏蚕ヲ養ハ不可ナリ、自然養具ニ付、添入糲リ再出トノミ、心意候、畢竟再出ト夏蚕ハ孵生大ニ異リ、左ノ糸ニ掲右蚕虫飼立日数凡二十日余ニテ蛹ト成、製糸潤色アリト雖、糸寡ク益薄シ、併テ山野在来ノ桑樹ヲ以、粗陋ニ養違蚕稀ナリ

一、掛合ハ夏蚕ノ雌蛾へ春蚕ノ雄蛾ヲ合セ、春夏混淆ノ製卵ヲ掛合ト称、春蚕ハ糸多ク上品ナレ共養拙ナル時ハ違蚕アリ、夏蚕ハ糸寡シト雖養安シ、掛合ハ春蚕ニ劣リ夏蚕ニ勝リ、未熟ノ養蚕家冀望ス

一、再出ハ春蚕ヨリ生ス、総テ蚕卵ノ生レシ時ハ、其色黄ニシテ粟粒ノ如、二三日目ヨリ淡赤色ニ変、四五日目ヨリ平ノ種色ニ化ス、偶萌黄色ニ成卵面目ノ如ナル黒点ヲ発、日数十日余ニシテ発生スル是再出ナリ、粒面脱卵ヲ防ノ為一夕土砂江伏置、地湿ヲ帯レハ再出ナシト云、是粒々大ナル害アルヘシ、此生起例原因詳ナラスト雖、乾燥後ル、時ハ別シテ多シ、難厭求テ不成、譬ハ草木ノ季ニ違テ返リ花ノ咲カ如シ、此蚕養風ヲ要ス、最功拙ニ関ス、拙ナル時ハ繭不成蛹ハ蛆ナシ、翌年春蚕トナル、少シク夏蚕ニ類シ、眠起夙クシテ上作アリ又違蚕アリ

一、風穴種ハ信陽筑摩郡稲積村ニ一名風穴ト唱、山ノ中腹ヲ穿ツテ纔ノ物置小屋アリ、此内ニ生物貯ル時ハ、夏日腐敗セスシテ数日ヲ保ツ、近來右江春蚕種ヲ入置、夏ノ季節ニ至取出シ、養フ時ハ夏蚕同時ニ繭作、蛆ナクシテ蛾ト化、卵面春蚕ニ異リ夏蚕ニ非、一時益アリト雖桑樹ニ害アリ、春蚕ニ紛ラシ庶人ヲ欺ノ弊アリ

一、夜附ハ余附ニテ、夜陰ハ都テ卵生不致原紙製造済廢蛾取置、翌日午後二時頃ヨリ蛾胎遺漏ノ卵産生致シ候故、粗濫ノ恠ナリ
一、蚕種ノ鑑定ハ至テ堅シ、総テ卵種ハ形円ニシテ大小ナリ、揃並ヒヨク据リ、紙面ヲ掩種腰不高、糊強クシテ不洩落粒面凹艶美ニシテ潤ヒ、色サイ自然威力有テ曇リナキヲ純粹トス、見体

美麗ニシテ透々ト見ユルハ無功違蚕多シ、傍桑園ノ新ナル故卵色美ナリト雖、養拙ニシテ粒力ナキ故ナリ、卵面濃色ヲ帯美ナラスト雖、粒々位置正乾燥セサルハ、必強壯ノ恠違蚕稀ニシテ上作多シ、桑園古ク養功ナル故ナリ、蚕室培桑養精巧具足スルハ、真ノ精品衆庶ヲ利ス

右御下問ニ付、概略奉書上候也

明治六年三月

入間県大総代 鯨井 勘衛

一六 明治六年（一八七三）四月 新規養蚕營業等御規則

（熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書一⑤）

御規則

一、新規養蚕營業之志有之候者ハ、桑葉之手当、養蚕之心得等、大総代世話役ニ而取糺、未熟之向ヘハ篤与教諭可致、尤初年之儀者試業之儀ニ付、製造之蚕種者海外輸出不相成候事

右ハ連年養蚕製種いたし候者事故ありて、壬申年休業之向者勿

論、蚕業仕来蚕室桑高原種等分量具足凡積、御免許相願候分ハ旧業ニ準し、新ニ養蚕製種開業いたし候分ハ、真之新規ト相心得、今般御免許願人限試業ニ加度候事

当製造凡積之義私共一同出京中、壬申規則ニ基組々世話役取調御免許願出候間、若粗漏杜撰之向等有之候而ハ、恐悚之至ニ奉存候間、先般国々願出候凡積簿冊一般御返戻被下、更ニ改正大総代帰国早々今般御規則御発令之御旨趣、并養蚕検査表共製造毎戸徹底為致、世話役俱々分量適否精製有無、実地ニおいて再入念取調、真之新規并諸事具足不致分ハ、旧製造人ト雖他人之原蚕ニ供し候義不相成、自用品ニ限製造為致可申、総而先願御免許高人員共減するハ宜敷、增高不相成様致し候事

全国当製造凡積高之内、海外輸出増殖、御国用旧年現在高より減数いたし、加ルニ夏種も概十分ノ一二減し、旁此姿ニ而者来歳御国用充備難致、年増蚕業蕃盛之機ニ臨、原種闕乏粗悪ヲ飼立候より自然違蚕ヲ醸成、御国内之損耗不少候間、凡積御免許高改正、組々説諭ヲ加、御国用增高相成候様いたし度候事
但、上武信甲陸羽ハ各県下場引も有之ニ付、別而御国用貯高

注意可致事

御免許願高改正精帳并御印紙願帳御雛形之通相仕立、都合ニ帳至急 御寮江奉差上候ニ付而ハ、製造人名判之儀是迄所持之分押判或ハ実印相用、他日御規則之通名判其外彫刻之上、惣印鑑差上申度候事

右ハ大総代所分之件々奉仰御指揮度、此段慎奉伺上候也

明治六年四月

大惣代 鯨井勘衛

一七 明治六年（一八七三）四月 大惣代之儀蚕種大惣代と呼称ニ付達・養蚕場之儀組合ヲ設区分いたしニ付達

（熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書四）

〔^{朱書}一千七百四十六号〕

大総代共へ

大惣代之儀従来蚕種製種或者蚕事養蚕等、種々相唱来不都合ニ付、以来蚕種大惣代与称呼いたし候条、其段可相心得、且右之趣ハ管轄江も可申立置事

明治六年四月三日

租税頭陸奥宗光印

〔朱書〕
「第千八百七十三」

蚕種大惣代共

(蓋)

其方共掛り養蚕場之儀、別紙之通組合ヲ設区分いたし候条、以来
海外輸出蚕卵紙ニ限り裏面へ印紙貼用之節、区号小札貼用可致事
但、本文区号小札之儀者、租税寮より其地方庁へ相渡可申間、
輸出印紙員数同様受取方可申出事

明治六年四月十日

租税頭陸奥宗光印

〔貼紙〕
一養蚕場区号

小札雛形

五分

何 々 組
Naninanigumi

何々

入間県下

荒川組 利根川東組 利根川西組

秩父組 入間川組 神流川組

合計六組

群馬県下

碓氷組 甘楽組 多胡組

緑野組 群馬組 勢多組

那波組 佐位組

合計八組

栃木県下

新田組 山田組 邑楽組

足利組 都賀組

合計五組

山梨県下

栗原組 万力組 大石和組

小石和組 三中組 巨西組

合計六組

滋賀県下

三井組 浜組 朝日組

木之本組

合計四組

筑摩県下

筑摩組 伊那組 諏訪組

安曇組 飛驒組

合計五組

長野県下

上田組	埴科組	川中島組
水内組	川東組	岩村田組
合計六組		
宮城県下		
伊具組	遠田組	
合計二組		
福島県下		
梁川組	栗野組	伏黒組
達崎組	信夫組	安達組
合計六組		
山形県下		
最上組	高畑組	
合計二組		
置賜県下		
上長井組	中郡組	北条郷組
下長井組		
合計四組		
惣計五十四組也		

一八 明治六年(一八七三) 四月 惣組申合規定

(熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書一⑧)

一(中册)

惣組申合規定

明治六年四月 一

惣組協議証

一、凡積御免許願更ニ改正、右精帳至急大蔵省江差出候ニ付、区別番号確定之通組々持場限、先般願高人員共減するハ不苦、增高不相成、惣括合帳ニ付、別紙雛形之通美濃紙江書体楷行ニ而正敷相認、製造毎戸実印押印之事

一、御国用闕乏ニ付、組々製造人江厚説諭ヲ加、御国用精々增高いたし候事

一、右御免許願帳同帳三冊、用紙上半紙ヲ以相仕立、一冊ハ世話役江留置、跡三冊当月廿八日限差出し候事

一、夏蚕・掛合製造凡積御免許願、同振合ヲ以別帳差出候事

一、御規則之御趣意者勿論、申合規則盟約書ニ至迄組々持場製造人集合相触無遺漏懇切説諭いたし、申合規則組々製造人連印ヲ以当月廿八日迄ニ差出し候事

一、製造名判不揃之分ハ、速ニ彫刻一同印鑑帳御雛形之通来月廿日限差出し候事 但、用紙(濃紙)美紙同帳三冊ツ、相仕立候事

一、原紙内書之義

朱 荒川

利根川東

同 西

カンナ川

秩父

入マ川

精品階(マ)

武蔵 行

如凶行書他日筆格体裁確定之上、雛形差出候事

一、初度夏蚕製紙ハセンカ式ヲ切相用可申、他之生繭買入不相成、製造員数取調置候事

一、養蚕検査表御発行ニ付、組内製造毎戸江厚申達、度量ヲ失し粗陋(疎薄)之養蚕無之様兼而教示いたし置、右表書人方等難出来向者、別紙江野ヲ引仮ニ認置、追而本書江記載可為致候事

一、養蚕中組々数度巡回点檢之証与して簿冊相渡し候間、右江組内毎戸檢印ヲ取、養蚕済差出候事

一、組々世話役事故ありて、巡回難出来節者其段可届出、隣組依

頼并組内重立ニ至迄精々差支無之様、兼而談置候事

一、管内区分別紙之通申合番号相立候ニ付、相互ニ尽力勉勵、一般精製進歩取締可申候事

一、六組江触元与唱、時々回達之趣其組区々江通達いたし候事

荒川 組 熊谷 駅 利根川東組 妻沼村

利根川西組 下仁手村 神流川組 忍保村 「仁手村」(貼紙)

秩父 組 大宮 郷 入間川組 森戸村

但、時宜ニ寄御村回達等此限ニ非

右之条々組々申合確定いたし、嚴肅取締方法相立精蚕蕃盛(密)、違則之者無之様可仕候、以上

荒川組第壹番

大里郡熊谷駅

明治六年四月

蚕種世話役 柳澤 定平(印)

同 第二番

同郡村岡村

同 第三番 長井市太郎(印)

同 同郡河原明戸村

同 飯田 廣饒(印)

同 同 第四番

同

榛沢郡寄居町

田中新五郎^印

利根川東組 第五番

播羅郡妻沼村

小池五十郎^印

同 第六番

同郡出来島村

板倉 勇^印

同 第七番

同郡間々田村

横倉弥七郎^印

同 第八番

同郡小島村

田中源三郎^印

同 第九番

榛沢郡深谷駅

國松利平次

同 第十番

同郡高島村

野村 玄周^印

同 第十一番

同郡新戒村

荒木八郎次^印

同 第十二番

同郡中瀬村

斎藤 安雄^印

同 第十三番

同郡沖宿村

高田平九郎^印

同 第十四番

同郡上手計村

山口 源衛^印

同 第十五番

同郡阿賀野村

富田七郎次^印

同 第十六番

同郡宮戸村

金井 総平^印

利根川西組 第十七番

児玉郡下仁手村

新井濱四郎^印

同 第十八番

同郡上仁手村

鳥羽 豊吉^印

同 第十九番

同郡西五十子村

高山 仙作^印

同 第廿番

同郡本庄駅

田村佐惣次^印

同 第廿一番

同郡沼和田村

長沼孝太郎^印

同 第廿二番

同郡兎玉町

赤池九八郎^印

同 第廿三番

同郡八幡山町

中村要次郎^印

同 第廿四番

那賀郡猪股村^印

卜部 染吉^印

神流川組 第廿五番

賀美郡忍保村

福田 禮次^印

同 第廿六番

同郡黛村

萩原 李衛^印

秩父組 第廿七番

秩父郡大宮郷

久保庄左衛門^印

同 第廿八番

同郡下小鹿野村

森 久吉^印

同 第廿九番

同郡小鹿野町

柴崎 佐平^印

悴 禎七代^印

入間川組 第三十番

入間郡森戸村

中島孝三郎^印

依願蚕種大惣代差免候事

明治六年十二月廿九日

熊谷県

鯨井 勘衛

一九 明治六年(一八七三) 一月二十九日 蚕種大惣代差免状

(熊谷市立図書館寄託元素楼養蚕関係文書一六・一)

二〇 明治六年(一八七三) 一月二十九日 蚕種大惣代奉職中奇特状

(熊谷市立図書館寄託元素楼養蚕関係文書一六・二)

(包紙上書)

免許大惣代
者書入

(包紙裏書)

鯨 村

病氣二付代

加藤 傳三

二一 明治七年(一八七四) 鯨井勘衛経歴書下書

(熊谷市立図書館寄託元素楼養蚕関係文書一七)

右三月十九日出立、大惣代撰拳書差上、廿二日当所出立、出
京勤統罷在候

旛羅郡玉井村百四十八番地

平民農鯨 勘衛父

養蚕事務御用二付、御県庁并御支庁夕御封状持飛脚賃払并用
紙筆墨等々、自費二相心得可然義二御座候哉奉伺候

故 鯨 勘 衛

天保二卯十一月廿二日生

明治七年六月十七日 死

右鯨井勘工^(衛)ノ人ト為リ頗ル殖産ノ志ニ篤ク、常ニ農事ノ改良ヲ以テ事トセリ、而シテ世運變転外国貿易ノ開クルニ至リテ、大ニ曉ル所アリ、以為ク一ノ国産ヲ興シ、以テ彼ノ貿易ノ衝ニ当ラント遂ニ志ヲ転シ、安政元年初メテ桑樹ヲ陸田ニ種植ス、当時世人ノ指彈スル所ト為ルモ、敢テ不顧頻年増殖シ、養蚕及生糸製造ニ従事セリ、而シ文久三年初メテ蚕種ヲ製造シ世ノ需求ニ応シタリ、明治二年基模^(規)ヲ拡張シテ蚕室ヲ構造シ、遠ク海外ニ向テ蚕種ヲ輸出シ、爾來益々憤勵改良ヲ加ヘ、専ラ該業ニ従事セリ、先是屢々書ヲ官府ニ上リテ、養蚕ノ国利タルヲ以テ、大ニ奨励セラレシコトヲ請ヒ、又世人ニ向テ民福タルヲ開陳シテ誘導セリ、明治四年岩鼻県ニ於テ養蚕世話役拜命、翌明治五年各府県ニ蚕種大惣代ヲ置クニ当リ、同年三月廿二日蚕種大惣代拜命、同年六月伊太利国人二名、同人ノ家ニ就テ蚕種及生糸ノ取調ヲ為ス、越ル明治六年六月廿六日 皇太后宮 皇后宮 上州伊香保^(富)ヘ行啓ノ途次、忝クモ同人ノ家ニ御駐輦、親シク養蚕ノ狀況及成繭等御覽被遊、優握^(握)ナル賞詞ヲ賜ハリシト、同年十二月病ヲ以テ其職ヲ辞ス、不幸ニシテ翌明治七年六月廿七日没ス、年四拾四歳ナリ、初メ本邦蚕種ノ海外ニ輸出スル者、本県下ノ如キ武州種ト称シ、貿易市場ニ下等視セラレ、將ニ販路ヲ海外ニ失セントセリ、同人深ク之ヲ憂ヒ

粗製濫造ノ弊ヲ矯正セントシ、職ヲ蚕種大惣代ニ奉スルニ当リ、経営努力数年ナラスシテ、遂ニ能ク品位ヲ進メ、信用ヲ挽回スルコトヲ得タリキ、又大里郡熊谷駅竹井淡^(池)如ト謀リ、熊谷河原ノ開墾ニ従事シ、大ニ桑樹ヲ移植セリ、於是前ノ指彈スルモノ深ク同人カ先見ノ識アルヲ嘆賞シ、靡然トシテ蚕業ノニ従事スト、而シテ子勘衛能ク父ノ志ヲ継キ、蚕糸改良ニ罷勉セリ、是現時蚕業ノ盛大ニ趣キ^(趣)、公衆ノ利益ヲ經營シタルハ、皆同人ノ遺志遺物ナリト云フモ誣言ニ非サルヘシ、依テ此段具状仕候也

右村戸長

年月日

何某印

県令宛

二二 (明治) 養ひ草

(熊谷市立図書館寄託元素樓養蚕関係文書一九)

一^(表紙)

養ひ草

蚕はき方の伝

一、半種壹枚を籠壹ツニ、一面に蚕こだらんやうにはきおろすなり、なで羽にてやハらかなる羽式枚合にて、種子紙のよせのかたよりはきはしめ、籠のよせの方に蚕多く有ように、なでおろすなり、是ハ中の方江蚕よるものなり、右之通りはきおろし候ハ、本種子壹枚七十五位の上りなり、又本種子壹枚を一籠になでおろし候ハ、籠五十枚位の上りより外にハ、ふへぬものなり、此論ハ蚕与申ものハ、生れると糸を持って生れる者なり、此糸を不残出し仕舞てより桑をたへるなり、よつてあつはきにて候ハ、じぶんの糸外の蚕の糸にからまれて、いとの中にて金になる物なり、是ハ人の目に見へず、依之みな人々ふへるふへさる論をしらず、是第一に心掛へきなり、はき方の秘用なり

はきおろし桑のかけ方

はきおろし候日め桑式度かけ、二日めハ三度懸、三日めハ四度掛、五度位までかけ、此時ほそ子有、さつこくに相成候ハ、四日目夕方より五日六日迄、桑のへんかずをかけ候ハ、をひ付て同く休なり、桑の切方ハこまかにきる程よし、うすくかける事第一と申なり、これハあつかけにいたせハ、うらしけるなり、うらのしける事第一のうれいなり、うら沢山しけ候ハ、

不休二なるものなり、蚕上り兼るものなり、依之しけ第一にていたすこと也、蚕のうれへと申ハ、大しけ、申しけ、下しけ、をきちぢみ、是四ツ也、大しけハ不休、申しけハうらはしあき候ても桑あつかけにいたし、段々のしけ蚕の身にしみこんで、病氣となる、依而四度のをきふしをいたしても、上りきわに白き水青き水をいだしころぶ也、又下しけと申ハうらはしあきても、雨天の時少々しけ有時に露桑を懸、此時病氣をもとめ置也、能ひきても上り候ても蛹ならず、なかれ子なる也、又をきち、みのうれへハ、桑休の時火の過るなり、蚕四ツのうれへとハ此事なり

桑休之時火の置方

先火十分置候而も半分休候ハ、火を半分引、不残休になり候ハ、火少々置なり、火のうれへと申ハこの一ツなり

休時の桑の掛ケ方

半休の時三分の桑ならハ式分二切かける也、八分位休候ハ、桑一分位に切候而掛ル、是ハ休蚕桑かぶらん仕方、桑沢山かぶり候ハ、(桑)是もくわしけの氣付ものなり

陽氣の取方

平常裕にて暑くなく寒くなき位、誠ニ身持よきあんはひに火を置なり、時に桑かげん前に松木こまかにわり、一たきいたせば

うらかわき、此時火を消て桑をかける也、かけ仕舞候ハ、しきりの戸明候て気をぬくなり、蚕あたりはつれハ、うらのほし方はかり也

二休の仕方

二休ハ至て桑安く早く桑休になる也、依て一休の時と陽気同に取、先露桑もちいぬやう第一也、二休首尾能出来候ハ、蚕中り申もの也、是迄第一気を附て取立へし、ふなの永くいと申て日数かゝるものなり、乍然是ハ至て心安事なれとも、一桑にてもしけ有ハ気を付、松木にてうら干桑を掛る也、是にハ外に伝もなし

庭子の休

庭子の休ハ休いきむつかしきものなり、是ハ先桑休そろわん時少々休子有候共、ふりくわいたしてよし、是ハ不揃ニても先の休と違て一桑下り位ハ追付もの也、時に休の時桑かぶらんやうにいたす也、二日目にをきうら取、是より毎日うら取事第一也、四日目に桑盛り何程かけても氣遣なし、若南風にて暑き時桑のきれぬように枝桑をかけ置ハ、暑さのうれへなし

桑干かけん見方

桑あたりはつれハうらの干方計りにあり、うら青色に示候ハ、^干間違いなし、黒く干候ハ、むつかし、又是江かび参り候ハ、甚

六ヶ敷きうれへなり、気を附御ためし可被成候、うら青く干候てにほひ香はしく、黒き時ハ悪く香ほるなり、依て松木にてはしあがする口伝とス^マ

桑盛り之事

桑休前二日より桑盛りと申也、此時ハ平常より桑沢山懸候而も氣遣なしなれ共、余り沢山にかけ候もそんけ也、くわ残し又ハ桑しけ出来へし、猶口伝

熊谷市史編さん関係者一覧（敬称略）

熊谷市史編さん委員会委員

委員長 飯塚 好（民俗研究者）
副委員長 柿沼 幹夫（国士舘大学非常勤講師）
委員 閑野 高広（熊谷市議会議員）
松本 富男（熊谷市議会議員）

小野美代子（熊谷市文化財保護審議会）
北村 行遠（立正大学教授）

宮瀧 交二（大東文化大学教授）

村田 安穂（早稲田大学名誉教授）

平井加余子（熊谷市郷土文化会）

細田 茂（熊谷市自治会連合会）

鶴田 幸子（公募委員）

熊谷市史編さん近代専門部会（平成二八年度）

専門委員 村田 安穂

専門調査員 老川 慶喜

重田 正夫

高橋 和弘

藤島 幸彦

柳澤 健一

小林 壽朗

齋藤 邦明

竹村 到

特別調査員

事務局（平成二八年度）

熊谷市教育委員会

教育長 野原 晃

教育次長 米澤ひろみ

社会教育課長 山崎 実

市史編さん室

担当副参事 森田 安彦

副課長兼室長 新井 端

主任 蛭間 健悟

嘱託 栗原 健一

小林久美子

水品 洋介

井出英美子

高井 直美

滝沢きよ子

時田 史子

松葉 弘美

持田 郁子

望月 潤一

臨時職員

年月日	表題（内容）	頁
(明治5) 申3月5日	【挿入紙】（飛脚賃払につき添書）	58
12月13日	【書上】改済御印などと鑑札返納につき	58
12月12日	上記願のため勘衛出立する	58
12月15日	帰村する	58
(年欠)	【書付】壬申蚕種休業人	58
辛未12月15日	【廻達】記（養蚕世話役給料之儀等につき）	59
未12月17日	【廻状】別紙回章回達につき	60
12月18日	【記】飛脚賃受取につき	60
12月19日	回章深谷宿より参り、児玉町へ送る	60
12月25日	回状写を妻沼村へ通達する	60
壬申2月15日	【差紙】蚕種紙本部15枚児玉郡沼和田村長沼幸太郎へ下渡につき	60
申2月17日	【回章】長沼より北海道蚕種紙15枚各組分配につき	61
申2月20日	回章2通深谷宿より来て妻沼村へ送る、沼和田村長沼宅に世話役集会、石狩国製造蚕種1組2枚分配する	62
2月24日	1泊して25日帰宅する、土産入用立替える、分配石狩種請取り小池五十郎などへ渡す	62
壬申2月	【達書】蚕種製造免許願度もの晦日限願出につき	62
明治5年2月	【願書】蚕種製造免許鑑札下渡願につき	63
2月29日	伺書など3通持参し（入間県庁へ）出立する、日数5日	63
3月3日	帰村する	63
3月5日	【差紙】勘衛ら伺の蚕種之義につき8日出頭につき	63
(年欠)	【挿入紙】「橙色二拾銭 五枚」	63
3月6日	榎本操平添書を拝見する	63
3月7日	飛脚賃を渡す、出立する、日数5日	63
3月11日	帰村する	64
壬申2月18日	【達書】大蔵省へ蚕種製造人大惣代管内人撰1人差出につき	64
壬申3月7日	【達書】別紙世話役人人撰取調至急申出につき	64
壬申3月7日	【廻状】至急御用之儀継送りにつき	65
申3月9日	【廻状】本文人選之義相談申上度15日本庄宿諸井宅へ出張につき	65
3月13日	上記回章が深谷宿より参り、妻沼村へ継送る	65
3月15日	（本庄宿諸井宅へ）出立する、大惣代撰拳集会本庄宿諸井宅で行われる	65
3月17日	帰村する	65

年月日	表題 (内容)	頁
明治4年2月	【議定書】規定之事	30
(年欠)	【挿入紙】川越宿ゑの本与申大長同居	30
(年欠)	【辛未製造凡積免許御鑑札願高帳】	32
未5月14日	【挿入紙】差上申御請書之事 (御用状他東京へ持参につき)	33
(年欠)	【回章順右】下奈良村栗原半三郎始め	38
明治4年5月朔日	【乍恐以書付奉願上候】四方寺村吉田六三郎・山崎八十八蚕種試業製造鑑札臨時免許願につき	39
未4月23日	【岩鼻県庁書付】新夏蚕種製造臨時改鑑札下渡員数取調につき	40
(明治5) 申4月23日	【御書付順達可致事】岩鼻県役所より書付到来、至急継立につき	40
5月朔日	上記書付岩鼻県へ返上	41
4月24日	兎玉町坂本久次郎より継来賃渡につき	41
辛未5月14日	【挿入紙】東京馬喰町出張所岩鼻県御用	41
辛未5月	【乍恐以書附奉願上候】買入製造并売捌残紙取調につき	41
(年欠)	【挿入紙】原紙改正入用	43
辛未5月4日	【差上申御請書之事】蚕種紙凡積鑑札願につき	44
未5月4日	【乍恐以書付奉願上候】善ヶ島村須永藤太郎・飯島三平蚕種凡積鑑札頂戴仕度につき	48
未5月4日	【差上申御請書之事】蚕種製造規則書1冊・同附録書1冊など御下につき	48
6月3日	蚕種改済証文、出張引続き	48
6月8日	明戸村へ急廻状送る、新島村・柿沼村同断	48
(年欠)	【御請書之事】葛和田村斎藤佐次平他1名新夏蚕種枚数改済につき	48
未5月14日	【差上申御請書之事】御用状1通等東京出張所へ持参につき	49
未6月8日	【岩鼻県庁回状】蚕種庚午残紙極印済につき	49
6月19日	玉井村鯨井勘衛・妻沼村小池五十郎残紙書付	49
6月18日	原紙税納員数鑑札御下	50
6月22日	妻沼村へ急使人足、回状新島村へ出す、深谷宿へ回状出す	50
6月23日	深谷須藤清七より鑑札御下ヶ沙汰書状持人足賃渡す	50
6月23日	妻沼村へ急使人足	50
6月24日	同断	50
7月5日	員数鑑札御下につき回達、上敷免村始め継ぎ、三ヶ尻迄同断	50
7月17日	妻沼迄書状人足	50
辛未6月14日	【達書】原紙へ極印并免許鑑札願共聞届につき	50
8月朔日	飛脚賃立替分深谷宿須藤清七へ渡す	51
辛未11月18日	【廻状】蚕種優等鑑定入札につき	51
未8月朔日	【挿入紙】覚 (飛脚賃立替分御渡につき)	51
11月21日	回章妻沼村より到来し沼和田村へ送る、銀13匁請取る	51
11月25日	回章につき熊谷駅へ出張組分する	51
11月27日	朝1等2等3等開札済	53
11月27日	【惣入費】金17両余を11組に割合	53
11月28日	上記につき入用	53
12月朔日	凡積鑑札願村々持廻り回章持四方寺・下奈良村など手人	53
12月5日	凡積書上并勘定割妻沼村鈴木三六宅で会合する	53
6日	暁、回状持賃会所にて渡す	53
7日	朝まで同所に詰める	53
12月9日	凡積書上ニ付書類妻沼村へ取に遣す	54
12月11日	凡積書上ニ付書類新戒村へ書状遣わす	54
12月11日	印鑑并鑑札納め分請取に遣わす	54
辛未8月5日	【辛未蚕種製造高并稼人員書上帳】	54
辛未12月	【来壬申蚕種製造高凡積書上】	55

内容細目

一 明治2年(1868)～明治5年(1873) 御沙汰御廻状留

年月日	表題(内容)	頁
(明治2) 巳3月	【布達】 行政官布達	9
巳4月	【達書】 巳3月布達通達につき	9
巳4月	【達書】 上知之義につき	9
巳4月25日	【達書】 岩鼻県御役所御達書	9
巳6月7日	【達書】 蚕糸製作人共株鑑札之義につき	10
(明治3) 庚午11月14日	【達書】 蚕種製造之義御布告1冊・蚕種褒賞規則1冊下遣につき	10
庚午7月	【達書】 民部省蚕卵紙御達并諭告	10
庚午7月	【諭告】 蚕種紙製造販売并購入につき	11
(明治5) 壬申3月12日	【挿入紙】 記(入間県役所より蚕種大惣代人撰之回達3通受取につき)	11
庚午8月10日	【達書】 蚕種当国第一之産物心得につき	12
庚午8月3日	【達書】 蚕種紙鑑札之義につき	12
庚午9月	【乍恐以書付奉申上候】 玉井村蚕種紙株鑑札枚数につき	12
明治3年11月	【乍恐以書付御届奉申上候】 蚕種製作仕度枚数につき	13
(明治3年) 12月6日	肝煎名主四分一兵内へ御届書差出す、同日代人をたて役所へ提出	13
(明治4) 辛未2月5日	【御布告書抜】 蚕種大惣代撰挙相成組合取調につき	13
明治4年2月	【養蚕勸業世話役撰挙役入願】	13
明治4年4月8日	【乍恐以書附奉伺上候】 蚕種製造方取締規則難相弁件伺につき	17
(年欠)	【挿入紙】 小島村北島吉郎平ら書付	19
辛未4月8日	【乍恐以書付奉申上候】 春夏蚕種製作渡世人臨時免許鑑札願につき	19
明治4年4月10日	【乍恐以書付再奉伺上候】 他国より自国に罷越生繭買入製造方趣意相弁兼伺につき	20
(年欠)	【御請書之事】 養蚕世話役承知につき	21
(4月14日)	【記】 原紙所持員数有無申出につき等箇条書	22
辛未4月14日	【乍恐以書附奉願上候】 玉井村組頭勘衛義養蚕世話役兼帯難渋、組頭人撰換願につき	22
明治4年正月	【乍恐以書付奉願上候】 明戸村根岸善蔵蚕種員数見込取調につき	23
明治4年2月	【願書】 前書明戸村根岸善蔵員数見込願につき	23
明治4年2月	【乍恐以書付奉願上候】 新島村村野勇次郎蚕種製造仕度につき	23
辛未4月	【以書付奉申上候】 柿沼村沼尻栄蔵・加藤徳次郎兩名蚕種鑑札願につき	23
明治4年4月	【記】 三ヶ尻村廣瀬長蔵他2名蚕種製造免許鑑札願につき	24
明治4年4月	【乍恐以書付奉願上候】 善ヶ島村羽鳥盈太郎他21名蚕種製造鑑札願につき	24
明治4年4月	【乍恐以書付奉願上候】 妻沼村斎藤吉弥他12名春夏蚕元種製造見込員数凡積願につき	26
(年欠)	【挿入紙】 前書之通免許鑑札下渡被成下置度願につき	28
辛未4月14日	【回状】 原紙買入売捌残所持罷在候もの義につき	28
4月16日	回章妻沼村より来る、新戒村へ送る、免許鑑札追願并春夏蚕製作願惣代明戸村善蔵など	29
4月17日	出立する	29
4月19日	深谷に泊り帰村	29
4月21日	原紙御沙汰并名判調刻方廻状下奈良村始め、柿沼村始め	29
(年欠)	【御用廻章】 原紙買入売捌残り紙極印打込につき	29
(年欠)	【願上御雛形】 買入売捌残り紙極印頂戴につき	29
4月16日	【回章】 前書之通原紙買入売捌残所持罷在極印頂戴につき	29

熊谷市史料集 3 元素楼養蚕関係文書「御沙汰御廻状留」
「養蚕得失論」 ほか

平成29年（2017）3月24日 発行

編集・発行 熊谷市教育委員会 社会教育課市史編さん室

〒360-0202 熊谷市妻沼東1-1（妻沼展示館内）

電話 048-567-0355

印刷 大屋印刷
